

J

A

S

L

T

ロングステイ観光論集

Vol.5, 6 合併号 2022 年 3 月

ロングステイ観光論集 Vol.5, 6 合併号 目次

巻頭言	3
ロングステイ観光学会の再スタートに向けて 安島博幸	
第5回年次大会シンポジウム・パネルディスカッション抄録	5
日本におけるロングステイの新たな魅力と可能性 ～多様な働き方と進化する ICT 技術が可能にするロングステイ新時代～ 司会：篠崎宏	
2020 年度分科会活動報告	
一時帰国等の利便性向上による海外ロングステイ促進に関する研究	16
代表：花井友美	
海外での美容医療（見た目のアンチエイジング医療）における問題点と注意点の研究	23
—海外（東南アジア圏）での美容医療における問題に関する研究会 代表：倉田大輔	
第5回年次大会自由主題発表	
国際引退移住における自己責任と公的支援のせめぎ合い	28
—Covid-19 感染拡大下の在チェンマイ邦人 IRM の対応 西村菜穂子	
「長期滞在型国内旅行」推進事業の経緯と今後への意義	38
—実務者の視点から 松山豊浩	
2021 年度分科会活動報告	
新型コロナウイルス感染症の流行下におけるマレーシアの日本人ロングステイヤー	44
の生活に関する研究 代表：花井友美	

第6回年次大会自由主題発表

東アジアにおける「ボーダーレス観光」の展望…………… 54

—欧州「シェンゲンエリア」をめぐる調査結果より

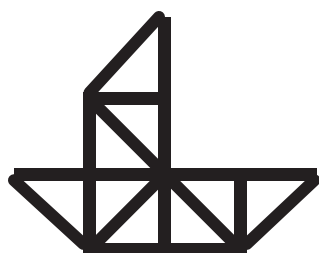
野口洋平 花井友美 具敏靖

「休暇改革および長期休暇取得促進事業」の経緯と旅行者の意識について…………… 56

—実務者の視点からII

松山豊浩

ロングステイ観光学会 会則…………… 64



ロングステイ観光学会の再スタートに向けて

ロングステイ観光学会
会長 安島 博幸
(立教大学名誉教授)

学会設立から、10年を経過した。本学会が活動の対象としてきたロングステイは、大きな転機を迎えている。

元々は、経済的発展を遂げて豊かになった日本のリタイアメント層が、気候が良く生活費の安い海外で年金生活を楽しむことを主な狙いとしてリゾートブームに沸く1980年代半ばに、当時の通商産業省の主導で、ロングステイ観光は始まっている。しかし、その後の日本経済の低迷やさらには最近のコロナ禍によって、元々のロングステイ観光のコンセプト自体が揺らいでいる。

学会自体の活動も低迷を続け、私が学会会長を拝命した2021年は、その存廃も議論されるような状態にも陥っていた。そのため、学会の立て直しに向けて、臨時の理事会を毎月のようにオンラインで開催し、理事・幹事を中心に「長期滞在型・ロングステイ観光学会」の持続可能なあり方について議論を重ねてきた。

その結論としては、研究分野を従来の海外ロングステイ中心から、様々なロングステイ観光に範囲を広げることが決まった。つまり、国内のリゾート・観光地におけるロングステイ、都会を離れて地方への移住や二地域居住、長期間滞在し、暮らすように旅する都市観光、温泉地などにおける湯治、そしてコロナ禍で急に現実味を増したテレワークをリゾートにおいて行うワーケーションなどである。

このように考えてみると、日本のロングステイ観光は、これまで欧米では普通に行われているのに、日本ではほとんど進展しない状態が続き、いつか誰かが取り組まなければならない課題が多分にあることに改めて気づいた次第である。

コロナ禍は、世界中の観光に非常に大きなマイナスの影響を及ぼしたが、一つだけ良かったと思えることは、インターネットの普及を背景にオンラインの会議が簡単に行えるようになり、職場を離れて、自宅や観光地、リゾートにおいて、仕事をするこ

が可能となり、テレワークが定着する兆しが見えることである。IT技術の進歩の恩恵をこれほど身近に感じたこともない。私自身もオンライン授業や会議などをリモートで行うワーケーションを本格的に体験し、この流れは、社会や働き方を大きく変え、観光のあり方にも大きく自由度を与える方向で機能すると確信するようになった。

長期滞在型・ロングステイ観光学会を取り巻く社会的・経済的な状況を背景として、今後のあり方をめぐる議論を進めた結果、学会のあり方としては、他に例を見ない新しい形に変わること方向付けができ、会員各位の合意も概ね得られたと考えている。

まずは、これを機に、学会名称もシンプルに「ロングステイ観光学会」に変更することにしたが、今回の改革において一番大きな革新は「オンライン中心の学会」とすることである。これまでは、ロングステイ財団や理事の先生方の大学の教室・会議室をお借りして、理事会、総会、研究発表会を行い、機関誌を発行していたものをすべてオンラインに移行するということである。

これによって、学会の様々な行事に国内各地はもとより海外からの参加も自由になり、移動時間と大きな費用を節約することができる。世界と日本の各地でのロングステイ観光をめざす本学会に相応しい形になったのではないかと自負している。

さらに、学会運営の費用も低減でき、機関誌もオンライン・ジャーナルとなるので印刷費用も掛からないなどの利点もある。費用節減の成果は、会費の低廉化という形で会員に還元することとした。また、これをインセンティブとして会員を増やしていきたい。

ただ、オンラインの様々な利点を最大限取り込んだ改革をしたが、リアルの大事さも充分理解しているつもりである。コロナが収束したら、会員が顔を突き合わせて研究についての話に花を咲かせる機会も作りたいと考えている。 ■

第5回年次大会シンポジウム・パネルディスカッション抄録

日本におけるロングステイの新たな魅力と可能性

～多様な働き方と進化する ICT 技術が可能にするロングステイ新時代～

司会

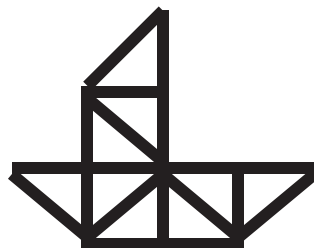
篠崎宏氏（JTB 総合研究所）

パネリスト

赤堀哲也氏（特定非営利活動法人 Nature Service）

丸山祐子氏（長野県産業労働部 創業・サービス産業振興室）

安島博幸氏（跡見学園女子大学）



第5回年次大会シンポジウム・パネルディスカッション抄録

日本におけるロングステイの新たな魅力と可能性

～多様な働き方と進化する ICT 技術が可能にするロングステイ新時代～

司会：篠崎宏氏（JTB 総合研究所）

パネリスト：赤堀哲也氏（特定非営利活動法人 Nature Service）

丸山祐子氏（長野県産業労働部 創業・サービス産業振興室）

安島博幸氏（跡見学園女子大学）

※パネルディスカッションはオンライン会議システム Zoom を利用して開催されました。所属はシンポジウム開催当時のものです。

○篠崎：今日は4つの論点から議論していきます。1つ目は、パネリストの皆様それぞれの立場からみたロングステイの現状と課題です。ロングステイという言葉はかなり古くから使われている言葉ですが、この数年ワーケーションやテレワークといった言葉が出てきたりして、サブタイトルにもあるようにICTの技術によってかなりスタイルが変わってきているのではないかと思います。そこでそれぞれの立場から見たこれまでのロングステイの現状と課題についてお話しいただきます。2つ目は、IT技術などを活用した具体的な働き方の事例です。とくに、ワーケーションについてお話しいただきたいと思います。3つ目は、まさにワーケーションなんです、ワーケーション推進における注意点についてです。4つ目は、ロングステイの推進に向けた取り組みと課題についてです。3名のパネラーのみなさんにそれぞれの立場からお話しいただきたいと思います。

では最初に、パネラーの皆様から自己紹介をお願いします。

○丸山：長野県産業労働部創業・サービス産業振興室の丸山祐子と申します。今日は「信州リゾートテレワーク」についてお話するのですが、その前に私のやっていることについてお話しします。

産業労働部という部署では、リゾートテレワークの他にIT関連の産業振興やIT人材の誘致、創業などのサービス産業全体の振興をはかっています。その中で、2018年からリゾートテレワークの取り組みを始めています。

長野県は、東京、首都圏からも中京圏からも近いほぼ本州の真ん中に位置しています。移住したい都道府県ランキングでは15年連続1位で、最近ですとクリエイティブな企業のみなさんにも注目いただいています。このような企業が立地するほか、あとは「信州やまほいく」ですとか、長野県の自然を生かした様々なアクティビティを提供する場となっています。昨年の日経トレンディの2021年ヒット予測では、長野県でテレワークが9位にランキングしまして、ITを活用したテレワークの地として注目されています。あと、「信州ITバレー構想」を進めておりまして、今日は「信州リゾートテレワーク」についてお話ししたいと思います。

○篠崎：ありがとうございます。次は赤堀さんお願いします。

○赤堀：Nature Serviceの赤堀と申します。私達は広域のNPO法人として自然体験をする機会を創出する活動をしています。最近では、ワーク

ーション施設の企画、運営、マーケティングをやらせてもらっています。私たちの施設は、長野県の信濃町という新潟との県境にある北端の場所に東京ドーム1.8個分の敷地を有しています。森に囲まれたもともとは行政が使っていなかった有休施設なのですが、この施設をどういうふう
に今の文脈に合わせてリノベーションして施設として事業として成立させるのかという企画をしています。また企業への営業活動もしながら活動しているところです。この施設を作ったのが2年前で、その後コロナになってしまい注目を集めているという状況です。今回は施設の実践者ということで参加させてもらいました。よろしくをお願いします。

○篠崎: ありがとうございます。それでは安島先生をお願いします。

○安島: 跡見学園女子大学の安島です。ワーケーションとの関わりということですが、私自身は観光地計画を専門にしています。リゾートや別荘の歴史的研究をしております、明治、大正から軽井沢の避暑地は小説家とか大学の教授が集まって仕事をしていましたので、ある意味ワーケーションだったのかなと思っています。今のワーケーションにつながるものとしては、アルビン・トブラーが『第三の波』という書を1980年に出版していて、その中で「エレクトリックコテージ」という概念を打ち出しています。当時はパソコン通信だったんですが、将来は高速の回線ができて、もっとそういうことが進むだろうということが予測されています。また、1980年のリゾートブームの中で、リゾートオフィスというのが誕生しましたが、リゾートブームの終焉と共に消えてしまいました。私自身は大学に勤めておりますので、昨年から授業がすべてオンラインになりまして、伊豆の山荘から授業をしていました。そういう経験を元にお話をさせてもらおうと思います。

○篠崎: では1つ目のテーマなんですが、それぞれの立場から見たロングステイの現状と課題についてです。ロングステイという言葉はかなり前から使われてきて、海外にロングステイに行くとかいうこともありました。ロングステイ財団の定義によると、海外のロングステイは2週間が目安、国内だと1週間が目安だということで、普及活動もやってきたが、なかなか日本人は長く休むということに慣れていないというのも現状です。そこで、今まで行ってきたロングステイについての現状や課題についてお話いただきたいと思います。赤堀さんからお願いします。

○赤堀: 私達は、企業に営業活動をかけていく立場としての話なんですが、当初は有休の消化率を向上させるためにワーケーションを導入しませんとか、リモートワーク制度はあるけれども使っていないというところにやってみませんかという提案をしていました。これはコロナによって大幅に伸びました。それ以外にもチームビルディングやイノベーションを起こしたいと思いながら同じ会議室で同じメンバーと同じ会議をやってもなかなか起こせないということで、場所を変えましょうという提案もしていました。あとは、優秀な人が辞めないためにはどうしたらいいとか、面談の場所、一つの思い出を作る場所としてワーケーションを使ったらいいという提案もしていました。

結果的に最初に使っていただいたユーザーがApple コンピューターさんでした。そこはイノベティブな会社だからこそこの価値に気付いてもらったし、それが当たり前のように取り入れているので、ノマドワークセンターを知ったときにはまさにこれを日本でやりたいとおっしゃっていました。それはなぜかという、Apple コンピューターがアメリカに新しく建てた本社のApple Park というのが、シリコンバレーの中に敢えて森を作ったりとか、オフィスが自然との境界を曖昧にしたりする、自然を取り入れたオフィスだったので、それを日本に作ってほしいと

いうことで、我々が動いていたものをたまたま見つけていただいて、使っていただいたところがあります。

このような事例をみて、他の企業さんに見学いただくと、担当者の方には高く評価していただけます。しかし、担当者が気に入っても、結局会社を説得できませんでしたという課題もありました。なぜかという、当時は制度がない、予算がない、前例がないということで、日本の会社はそういうことを盾になかなか意思決定をしないからです。私達はその壁をどう突破するかというのが課題だと思って今も取り組んでいます。

○篠崎：ありがとうございます。そういう意味では、今回のコロナで企業の環境がかなり変わってきたのではないかと感じています。次は安島先生お願いします。

○安島：ロングステイの現状と課題ということですが、ロングステイとひと言で言ってもいろいろあるかなと思っておりまして、いくつかに分類できると思います。定住に近いものや、海外とかに1年の半分くらい行ってしまうものもありますし、1〜2週間の滞在を繰り返すようなパターンもあります。

事例をお見せしながら考えたいと思いますが、これは私の伊豆の家で、ここからオンライン授業などをやりました。タイプで言うと1〜2週間の滞在を繰り返すような形で使いました。

次に、一昨年見たんですが、徳島県の実波町で「波乗りオフィスへようこそ」という映画になりましたので、ご覧になったこともあるかもしれません。東京では求人が難しかったんですが、ワーケーションということをしたら人材が確保出来たということです。これが本社の建物です。もともと銭湯だったところを改装して、中には番台があったりとか、下駄箱があったりとかします。これが中の部屋の様子ですけど、真ん中の部分はもともと浴槽だったそうです。ここにサーフボードが置いてあります。

次は、これも一昨年、学会が沖縄の名護であったんですが、その1階でコワーキングスペースというのがあって、よくできているなと思いました。1人で仕事もできるし会議もできるし、ちょっと個室になっていて、ネットでの会議にも参加できるのかなと思いました。コロナ以前からこのような場所が準備されていたのは素晴らしいと思いました。

最後にこれは、山梨県の小菅村にあるちょっと高級な古民家ホテルなんですが、天井を改造したり、一人あたりの専有面積が広くしたりして、話ができる場所もありますし、一人で仕事ができるようなスペースもあってここなら仕事が捗りそうかなと思いました。

○篠崎：次は県庁で政策を推進している丸山さんのお話を伺いたいと思います。

○丸山：長野県庁は、「信州リゾートテレワーク」ということで、最初のうちは企業の有給休暇を5日以上取らなければいけないという法改正があったりとか、もともとIT人材の誘致で「お試し長野」というのをやっていたので、首都圏の企業のみなさま向けに普段の職場から離れて信州の自然の中で仕事をするような新しいライフスタイルはどうでしょうかということで、人材誘致の一つとしてワーケーションへの取り組みをはじめました。

当時、商店街振興や商業振興もサービス振興でやっていたんですが、人を呼ぶということが地域の活性化になるということで、地域の自治体を使って始めてみたということです。どんなことをやってきたかという、長野県の場合は安島先生のように個人で観光の一環として行くイメージもワーケーションにはあるかと思うんですが、「信州リゾートテレワーク」は企業と従業員、受け入れる地域にとって三方良しなのではないかということでPRしています。

企業にとっては、イノベーションの創出や働き方改革の推進、SDGsの推進にもなります。

従業員はクリエイティブな発想ができたり、モチベーションが向上したり、ライフスタイルの実現が可能になります。

そのような人たちを受け入れる長野県としては、関係人口の創出や地域の経済の活性化、地域の人口減少の社会において地域づくりの担い手にもなっていただけるのではないかと期待して進めています。

ロングステイ財団が発表している「ロングステイ希望都道府県ランキング」では、2017年に長野県は5位に入っています。長野県としては県内に12のモデル地域を決めて、それぞれの自治体と、自治体の持っているコワーキングスペースやテレワーク施設を活用しています。また民間事業団体が組むところに補助金を出して、施設整備や受け入れる人たちの勉強会やテレワーク体験会の開催を支援してきました。

今年で3年目になるのですが、昨年の秋にはコロナの中ではあったのですが、軽井沢にみなさんに来ていただいて「ワーケーション EXPO @信州」ということで軽井沢から全国にワーケーション効果や受け入れている状況を発信しました。赤堀さんにも出ていただきましたが、500名くらいの方が参加いただきまして、注目していただきました。

全国の自治体がワーケーションを進めていこうということで、令和元年7月18日に長野県知事と和歌山県知事が呼びかけをして自治体の協議会を作ろうという動きがありました。その年の11月に発足しまして、当時は65団体だったのですが、今年3月には172団体まで自治体の加盟が増えて、受け入れる自治体としてはかなり盛り上がっている状況です。市町村が151入っているんですが、長野県はこのうち32くらいとなります。

課題ですが、コロナもありまして地方回帰の流れやワーケーションの注目度は大幅にアップして、受け入れる自治体側は盛り上がっています。65から172になるくらい、盛り上がりが出てはいるんですが、では実際に企業の方がワーケ

ーションを導入するのかなという、認知度も含めてまだまだだと思っています。

○篠崎：この1年間コロナもあってかなり状況が変わりつつあるのかなと思います。以前だとロングステイを推進するにあたっての課題は、そんなに長く休みを取れないというところでした。またロングステイの内容自体も、完全にオフ、休暇としてのロングステイというところから、みなさんの話を聞いていると、境目がなくなってきているのかなという印象を受けます。

仕事の環境もどこでもできるようになってきましたし、そういう意味ではこれから変わっていくのかなと思います。ただし、安島先生の話を知っていると、実はかなり昔からそういう動きはあって、IT技術の進化によって方向性が定まってきたのかなという感じがしました。次のテーマは、IT技術を活用した具体的な働き方の事例ということで、ワーケーションに限らず、それに似たようなものがあればお話を聞きたいと思っています。まずは安島先生からお願いします。

○安島：今回、オンラインで授業ができるというのは、インターネットがどこでも使いやすくなったということが重要です。ただ、ほとんど問題ないかと思うんですけど、Wi-Fiが不安定になったりして、何回かヒヤッとしたこともあります。また大学教員の場合は、本や資料を持っていくので、クラウドの有効活用など、利用者のリテラシーが必要とされる感じがします。

また、私のところは山の中で光回線が来てないんです。普通の無線ルーターだと一週間に7つくらいの講義をして、教授会などの会議をすると、だいたい50ギガくらい使います。そうしますと、費用がかかるので、無制限のプランなどを使いました。いずれにせよ、Wi-Fiが安定するのは非常に大事かと思います。

一方で、ワーケーションならではの楽しみもたくさんあります。私の趣味は音楽を聞くことですが、いくら大きい音で音楽をかけても大丈

夫です。大きいスピーカーで聴くと迫力も違います。食事は毎日旅館の料理を食べるわけにはいかないので、自炊をします。そのため、レストランやスーパー、コンビニに行くためには、交通手段が必要になるかなというのが昨年の経験を通じて思いました。

○篠崎：次は丸山さんお願いします。

○丸山：私からは県内でワーケーションに取り組んだ事例について報告させていただきます。長野県の蓼科町という、新幹線の佐久平から1時間弱くらいにあるところなのですが、町を挙げてワーケーションの受け入れをされていて、首都圏のIT企業の方が11泊12日で泊まった事例があります。その時は、自炊ができるキッチンがついた部屋を用意しまして、そこで仕事をしてもらいました。プライベートを過ごしていただく施設をまるごと借りていただきまして、IT企業のコーティングの追い込みとチームマネジメントに使っていただいた事例です。通信環境はホテル側で全部整えておりますので、企業の方はその心配はなく来られます。あと、役場や観光協会でWi-Fiのルーターやパソコン、ホワイトボードなども全部無料で貸し出しをするというプランを作っています。その結果約1年の間に220組714名が使用した実績を持っています。

もう一つ、長野県の南部に駒ヶ根市というところがあるのですが、光回線完備のコワーキングスペースを持っています。こちらの整備に長野県の補助金を使ったりしています。コワーキングスペースでお仕事をしたり、町中の商業施設の体験、地元のお店の方とお話をするとか、懇談会を開くということを町中でして、2日目は中央アルプスの駒ヶ岳のロープウェイに乗って2600mのところでWi-Fiを使ってテレワーク体験をしてもらいます。このような取り組みを行う中で駒ヶ根に来てもらって農業体験してもらいながら地域との関係を作ってもらおうというツアーを3泊4日でやっています。

千曲市というところでも、民間が市と一緒にワーケーションをやっています。コワーキングスペースを持たないのですが、地域の人とつながる場所、食事、テレワークはどこでもできる地域になります。ポケットWi-Fiを持って動いていますので、旅館の中はもちろん、サイクリングをして河原に行ってそこでテレワークをすることもできます。お寺で座禅を組んだ後にテレワークをするということもやっていて、朝は瞑想して、お昼から午後はアイディアソンをやろうというようなことを組み合わせて2泊3日でやったりしています。

もう一つ事例を紹介します。飯綱町というところでは、小学校の廃校を利用した施設がありまして、コワーキングスペースになっています。そこでお仕事をしながら農業体験や施設内の交流会などをセットにして1泊2日の体験会をやっています。こういうところにも、県の支援をして費用の一部を負担したりしています。参加した方々からはかなり好評でまた行きたいという声をいただいています。

○篠崎：かなり多岐にわたる、企業から個人まで事例が広がっていると思いました。次に赤堀さんお願いします。

○赤堀：私達は自然を取り入れるという行動を国民に広げていく広域NPOです。今回のリゾートテレワーク、リモートワークと関連して、IT技術を活用した簡易脳波測定器を使って、自然の中で働くとどうなるんだろうという実証実験をコロナの前にやっていたんです。東京の富士通グループの会社の協力をいただきながら、東京で従来通り仕事をする人と、長野県に来て同じ仕事をする人ではどのような変化があるのかというのをやりました。

詳細はサイトをみていただきたいのですが、自然の中で仕事をしたらほうが、良いという結果になりました。基本的には心の穏やかさが保たれ、興味関心を持って物事に取り組むことがで

き、快適だなと感じながらリラックスして仕事をすることができます。その結果、知的労働生産性があり、いいアイデアが出たり、ポジティブに人と会えたり、といった側面が高まるということがわかってきました。企業が予算化していくときには何らかの裏付けが必要となります。そこで、自然の中に社員を行かせる必要があるのかを客観的に科学的に見ていきたいというのが信濃町さんと一緒にやった取り組みです。

セールスフォースという会社の例なんです、ノマドワークセンターに来て仕事をしてもらいました。セールスフォースさんは白浜にも独自のすごいおしゃれなオフィスがあります。そこで従業員が仕事をするんですが、電話での商談数の件数が20%向上したという結果が残っています。おそらく生産効率は、電話の発話数かなと思うんですが、電話を断られて切られた後でも、自然を見て心をリセットして、もう一回やり直してポジティブになれば発話数が増えていくのではないのでしょうか。さらにすごいのは、契約金額が31%伸びているんですよ。白浜は海がきれいなところで、海を見ながら仕事をするんですけれども、そういう場所で仕事をするとうちが上がるということがわかってきたところです。

これはアメリカのインターフェイスというカーペットとかのデザインをしている会社の事例です。自然を取り入れたオフィスで、幸福度が15%アップしたりとか、生産性が6%、クリエイティビティー、いいデザインをするとか、いいアイデアで製品を考えるというのが15%ずつアップしていったという結果が出ています。

自然の中で働くということがなぜいいのかということを我々は脳波測定器を使って測定しましたが、そういうツールを用いてうまく企業に興味を持ってもらえたらなと思っています。

○篠崎：すごいデータですよ。企業が何か新しいことをやるにあたって生産性というのは欠かせないことだと思います。通勤時間だけでもロ

スしていたので、私だと片道1時間半で往復3時間、毎日通勤すると15時間、週5日働くのに2日分の労働時間を失っていたような感じだったんですよ。それだけ取ってもすごい生産性が上がると思うんですけど、今の話だと、やはり環境を変えただけで3割もアップするということになりますので、これはすごいデータだと思います。次に、ワーケーションを推進するにあたっての注意点をお伺いしたいと思います。まずは丸山さんからお願いします。

○丸山：私からは自治体が受け入れるときの注意点や課題についてお話しします。長野県の場合、受け入れ側はどうしても自治体を中心になります。ただ自治体だけとか、宿泊施設だけでは地域としての受け入れができないのではないかと思います。受け入れ環境の整備という言葉が堅いですが、どうやって受け入れていくかというのには必ず地域内の連携が必要になります。

次にワーケーションを誘致する自治体も増えていますし、民間の観光事業者でもワーケーションをキーワードに様々なプランを出していますが、選ばれるプランづくりというのが必要かなと思っています。都市圏の企業の方を呼び込むのが中心になるかと思うのですが、そこへの情報発信も課題です。ただ自然がいいですよ、温泉がありますよ、だけではもう呼べないと思うんですね。実際に実施した場合のメリットをどうわかっていただくかが重要になります。先ほどの赤堀さんのお話にあったように生産性が上がるというのをエビデンスとして見せるのも一つのあり方です。

長野県がワーケーション誘致を始めた頃にはコロナというのはまったくなかったのですが、コロナ禍を経て、地方回帰が高まって全国的な誘致合戦がかなり加熱気味です。どうしても感染があるので県外との移動制約や、三密を中心とした感染症対策というのがどうしても求められるようになります。これがしっかりしていないと企業から求められる地域にはなれないのか

など考えています。

また報道等によりますと、テレワークはしたいけどコミュニケーションが希薄になるとか、社内の人のメンタルを含めたケアが課題になっているというのを聞くので、このような点の解決にワーケーションが役に立つということがうまく PR できればなというのは思っています。

○篠崎：では次は赤堀さん、お願いします。

○赤堀：私達の方で注意しているのは、企業が導入したときのメリットをどう感じさせるかだと思っています。リピート利用してもらわなければいけないと思っていますので、ノマドワークセンターは基本的には2週間の滞在を想定して作られた施設です。

今は1ヶ月貸し切りとかも出てきているんですけども、この月曜日に来て、ちゃんと仕事ができるかというのを月曜日に体験してもらって、その後火曜日と木曜日は仕事の間にネイチャーガイドが迎えに来て、カヤックをすとか黒姫山でトレッキングをすとか、体を動かすアクティビティを入れるんです。結果的に、これを入れると何が良くなるかという、睡眠の質が良くなります。東京にいるとなかなか寝られなかった人たちが、この施設では久々に爆睡できたということを言っただけたりするんです。すると、従業員たちの評判が、その後会社がヒアリングした時に、生活リズムをリセットできたというようなことになると、企業としても連れて行ってよかったなという話になる。

あとはメンタルの問題でも睡眠の質ってとても重要ですよね。うつ病だとか、適応障害とかメンタルヘルスの問題が経営的にはとても重要になると思うのですが、ここに行くと1回リズムを直せるというのも一つのソリューションになってくると思っています。

それ以外も地域との関係で、農家さんを月曜日にお呼びして、ディスカッションしてその時に出てきた課題をいかに自社の商品で解決する

かというケーススタディにして、金曜日に農家さんと省庁に来てもらってきっちりとプレゼンするみたいなことをセッティングできたりとか、さまざまな引き出しを持てるということが、実施する時に企業を呼ぶときの重要な注意点かと思っています。

最後に、一番重要なのは Wi-Fi のクオリティだと思います。ネットが繋がらないというストレスは、どんなにいい思い出もかき消すくらいすごいインパクトがあります。そのため、Wi-Fi アンテナが近くにあるからいいでしょうではなく、ルーターがどうなってるのか、Wi-Fi アンテナが何本を相手にできるのか、だいたい何人が一つのアンテナについて、この部屋に何クライアントまで置けますかとか、どれくらいのスピードが出ていますかというのが聞かれますので、我々はインターネットスピードテストというのをやっています。

ノマドワークセンターの中でも Wi-Fi のアンテナが30個くらい立っているというのと、外に向かっても Wi-Fi のアンテナが飛んでいます。森の中や草原の中にも Wi-Fi が飛んでいるんですね。私の背景の画像もノマドワークセンターの森の画像なんです。こういう森に囲まれたところで焚き火をしながら会議もできる環境というのは、圧倒的な非日常ですし、東京では焚き火をしたら怒られるでしょうし、そういう意味でも企業さんが関心を持ってくれるようなことをどれだけできるのかをしっかりと説明できるかが、非常に重要なかなと思っています。

○篠崎：今のお話はとても重要だと思います。私も出張が多いのですが、会社が用意した通信機器の上限が10ギガなので足りなくて困ったこともあります。では安島先生お願いします。

○安島：全国でさまざまな自治体が補助制度を持っていて、それによって整備が行われています。最近では、旅館とかホテルを支援する意味もあってワーケーションに関する取り組みもいろ

いろいろ行われていますが、実態を見るとなかなか厳しいところもあると思います。

去年比較的高級なリゾートホテルに泊まりましたが、テーブルもあって Wi-Fi も飛んでいるものの仕事をする環境ではありませんでした。シティホテルも同じで、ただ連泊の料金とかを決めたり、割引料金を設定するだけでは、難しいかなと思います。長野県は進んでいるので、専用施設などがあって素晴らしいと思います。しかしそうではない場所も少なくないと思います。

また旅館などでは、ワーケーションでもバケーションのほうのサービスが過多になっていることもあります。1人23,000円だとおそらく豪華な料理が出るとありますが、毎日ごちそうを食べているとちょっと健康を害してしまいますよね。そのあたりは受け入れ側が研究していかなければいけないなと思いました。

○篠崎：課題のど真ん中を突いていると思います。Wi-Fiが飛んでいればいい、机と椅子があればいいというように、急ごしらえで呼び込もうという施設も多くあります。しかし仕事は集中してやりたいので、それができる環境の整備が重要になります。施設を整備するにあたって、実体験をされずに導入されているような印象を受けるところも多いです。その意味で赤堀さんのところには、視察が来るのではないのでしょうか？

○赤堀：そうですね。視察は結構関心をお持ちいただけたところがあります。また、ウェブサイトでバーチャルツアーができるので、わざわざお越しただけなくともノマドワークセンターがどういう感じなのか見ていただけます。私達がこだわったのは、公民館みたいなところにわざわざ企業は行きませんよ、ということをしっかり行政に伝えました。

私達の競合相手は東京でいうと WeWork のようなところで、行ったら快適に仕事できて美味しいコーヒーが飲めてインスタグラムで自慢

したいという人が来る場所です。そういう人たちは、ただの公民館で仕事をするかというのではないはずです。何が必要なのかわからない人が作ってもだめで、私は自分自身がノマドワーカーとして昔からやっていたというのがあるからこそ、勘所のいい設定ができているのかなと思います。

○篠崎：それでは最後のテーマになりますが、ワーケーションの話からさらに広げて、ロングステイの拡大に向けた方向性と課題についてお話しください。もちろんワーケーションもその中の一つになりますのでそこで話していただいても大丈夫です。では赤堀さんからお願いします。

○赤堀：以前、今は環境大臣になっている小泉さんと対談する機会をいただきまして、何が今のワーケーションに足りないのかという話をしました。私達が考える足りないものとしては、エビデンスとマーケティング、プラットフォームの3つだと思います。

エビデンスが足りない問題は、企業がお金を使って従業員の大切な労働時間をワーケーションという場所に連れて行くためには、何らかの裏付けが必要だということです。逆に裏付けを客観的なデータでしっかり示せるようになれば、企業の中で推進している人が責任を取られることもなくなりますし、熱意がある人がリスクを取って会社を説得する必要もなくなります。

次は、マーケティングがされていない問題ですね。「ワーケーションで要するに遊んでるんでしょ」という感覚で見られてしまうのは、そこへ行く意義や地域への貢献が知られていないということです。しっかりとしたマーケティングをして、日本全体でもしっかりと知ってもらふ。あとは逆の意味でのマーケティング、何が求められているのかをちゃんと調査してプロダクトマーケティングをする必要が強くあると思います。環境省にも、以前やっていたチームマイナス6%とか、クールビズとかと同じように、もう1回

ワーケーションのキャンペーンをやってくださいという話をさせてもらいました。

最後に、プラットフォームが必要だということです。ポータルサイトみたいな企業が運営しているところだと、広告出稿料が高いところが目立つだけということになるので、やはり公平に情報を発信して、企業と地域がうまくマッチングできる仕組みが必要だと考えています。

○篠崎：わかりやすい整理をありがとうございました。次に安島先生お願いします。

○安島：これまでも言われていたことですが、企業の制度とともに、ロングステイについては国の制度を直していけないといけませんよね。連続休暇を義務化するような部分では、日本はヨーロッパの国のようにはなっていないくて、休暇が細切れになってしまいます。

企業の制度の方は、今回のコロナがきっかけとなって一度これが定着すると、この流れは長く続くんじゃないかなというふうに思います。私も通勤時間が減って、自分のペースで仕事ができたりして、学生と会う機会がなくて非常に残念ではありましたが、その他の面ではいいことのほうが多かったかなと思っています。

歴史的に考えてみれば、毎日会社に通勤をする人が多数となった時代はごく最近のことです。明治時代にはサラリーマンはそれまでになかった新しい仕事だったんですね。そういう意味で、もう一度働き方自体を考え直すいい機会じゃないかなと思います。

○篠崎：今のお話で面白いなと思ったのが、サラリーマンって私達が当たり前だと思っているけれども、改めて考えてみると東京なんかだと町の真ん中に沢山の人を集めて、効率のいい働き方をさせながら、実は電車に乗っている時間のしわ寄せが全部個人に行ってしまうわけです。これが今回の流れで大きく変わるんじゃないかなという気がしました。では丸山さん、お

願いします。

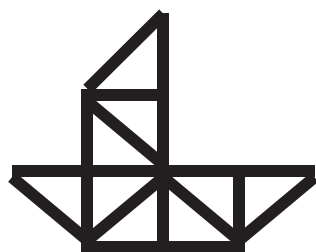
○丸山：今のお二人の話に通じるところがあるんですが、自治体としては、コロナ禍で大きくなった地方回帰の流れを生かしていきたいと考えています。IT技術が進化してテレワークがこれだけ注目されていますけれども、テレワークはあくまで手段であって、それが豊かなライフスタイルにつながる、その人に合った働き方になる、もちろんロングステイしていただくのはいいんですけども、働くということと生活は割と一体になっています。長野県としては都市圏の新たな人や企業の流れを呼び込もうとしているのです。大きく言うと関係人口、つながり人口を増やすともいえますが、そのためには、副業を認めるなどの制度も必要になってきます。副業を認めていただければ、お仕事としてロングステイをしていただける。休暇としても、長野県は耕作放棄地とか、農地の問題がけっこうありまして、週末だけでも農業をやってみる、農ある暮らしというのがあります。東京に銀座NAGANOというアンテナショップ的な施設があるのですが、そこでこういったことを案内するスペースを来年度は6月から新しくオープンしようとしています。

○篠崎：これからは、いろんな方を長野県につなげていくことがビジネスという観点で見ても重要なことかと思います。私はコンサルティングの仕事をしているのですが、調査の入力作業などの事務作業がどうしても発生します。実は、このような作業は、10年以上前から北海道の方をお願いしています。東京で完結していたビジネスのバックヤードや企画が、地域と連動することもあるのではないのでしょうか。そのようなネットワークが重要になってくると思います。

本日は大変貴重なお話をどうも有難うございました。



2020 年度分科会活動報告



一時帰国等の利便性向上による海外ロングステイ促進に関する研究（2）

Longstay Promotion by Convenience Improvement of Temporal Return (2)

花井友美*、野口洋平**、金振晩*

HANAI, Tomomi, NOGUCHI, Yohei, KIM, Jinman

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行が発生し、海外ロングステイヤーの取り巻く環境も大きく変化している。そこで、日本における海外ロングステイ先の第1位であるマレーシアを取り上げ、新型コロナウイルス感染症の流行下におけるMM2Hビザに関するマレーシア政府の方針およびロングステイヤーの再入国・出国手続きの概要を整理した。それを踏まえ、マレーシア現地サプライヤーへのヒアリングを通じ、新型コロナウイルス感染症の流行が、海外ロングステイヤーの生活にどのような影響を及ぼしているか実態を把握した。その結果、ロングステイ先の政府の危機管理体制およびロングステイヤー間での情報ネットワークの重要性が確認された。

キーワード：マレーシア、ロングステイ、新型コロナウイルス感染症、MM2H

1. 目的

海外ロングステイヤーの生活の基盤は日本にあり、彼らはロングステイ先と日本との間を頻繁に往復する。ロングステイ先と日本との往復にあたっては、渡航の目的、距離・時間に関係なく、共通してほぼ同じような手続きや書類が必要であり、その上でロングステイ先の国・地域ごとの対応が求められる。海外ロングステイヤーの往来においては、これらの手間やリスクが一定の制限や制約を与える可能性がある。

2019年度の分科会研究において、日本からのロングステイヤーが多いマレーシアにおける現地ヒアリング調査とアンケート調査を通じ、マレーシアに滞在する日本人ロングステイヤーがどのような旅行障壁を認識しているかを分析した。その結果、旅慣れた海外ロングステイヤーであっても、煩わしさを多少なりとも感じていることが明らかになった(花井・野口・金, 2020)。本分科会は、2019年度の研究成果を踏まえ、海外ロングステイの推進に必要な諸条件を整理し、関連課題を提示することを目標とする。

2020年に入り、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界規模の大流行が発生し、海外ロングステイヤーを取り巻く環境も目まぐるしく変化している。第一に、ロングステイ先と日本とのあいだの往復が禁止・制限されている。第二に、ロングステイ先の国・地域の法令や条例に従い、新たな生活様式で過ごすことが

余儀なくされている。そこで、海外ロングステイの推進に必要な諸条件を整理するという分科会の目標と照らし合わせ、①新型コロナウイルス感染症の流行下におけるMM2H(マレーシア・マイ・セカンドホーム)ビザに関するマレーシア政府の方針およびロングステイヤーの再入国・出国手続きの概要を整理する。そして、②新型コロナウイルス感染症の流行が、海外ロングステイヤーの生活にどのような影響を及ぼし、海外ロングステイヤーがどのような不安や懸念を感じているのかを明らかにする。以上を踏まえ、新型コロナウイルス感染症のような危機的な状況下で求められるロングステイ先の基盤や仕組みについて考察する。

2. 全体の方法

対象地として、日本からのロングステイヤーが多いマレーシアを取り上げる。第一に、マレーシア政府の新型コロナウイルス感染症への対策を整理する。特に、マレーシアと日本の往来やMM2Hビザの取得に関し、マレーシア政府がどのような対応をしているのか実態を調査する。第二に、それらを踏まえ、マレーシアの現地サプライヤーへのヒアリング調査を通じ、マレーシアの日本人ロングステイヤーがどのような不安や懸念を彼らが感じているのかの把握を試みる。その結果に基づき、感染症拡大防止を踏まえた、海外ロングステイの推進に必要な諸条件を整理する。

* 帝京大学経済学部 ** 杏林大学外国語学部

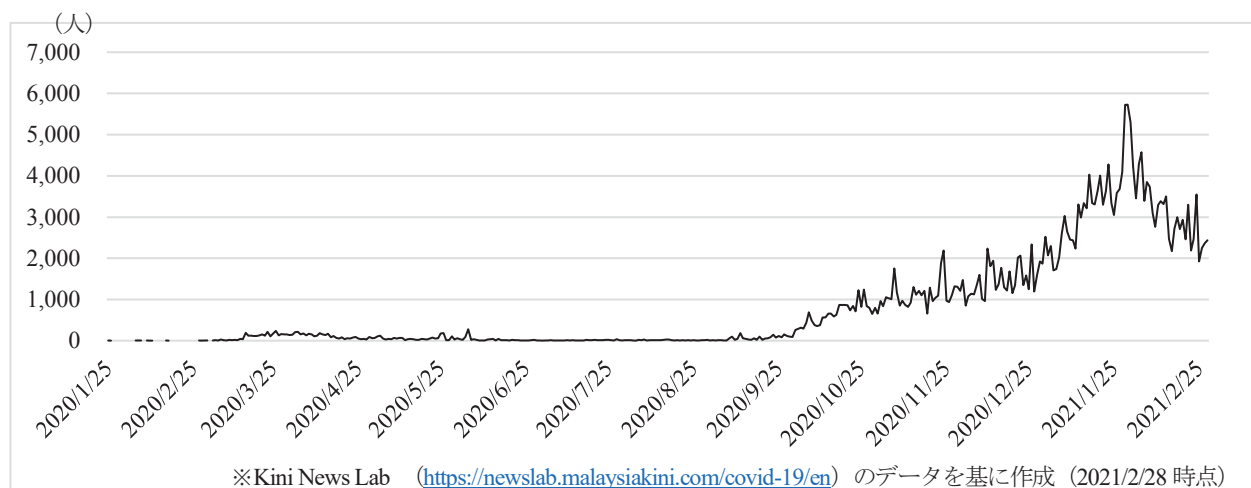


図1 マレーシア国内の新型コロナウイルス感染症新規感染者数の推移

3. マレーシア政府の新型コロナウイルス感染症への対策

図1はマレーシア国内の新型コロナウイルス感染症新規感染者数の推移、表1はマレーシア政府の新型コロナウイルス感染症への対策一覧をそれぞれ示している。2020年3月16日、マレーシアのムヒディン首相はロックダウンを発表した。同月18日には「活動制限令 (Movement Control Order, MCO)」が発令され、罰則を伴う厳しい外出規制がされ、軍隊も出動した。その結果、新型コロナウイルス感染症の抑え込みに成功した。5月には、政府の定める規制内容 (SOP) のもと、各州で「条件付き活動制限令 (Conditional Movement Control Order; CMCO)」が施行され、多くの経済活動・社会活動が許可されるようになった。6月になると、CMCOは「回復のための活動制限令 (Recovery movement control order ; RMCO)」に置き換わり、SOPに従うことを条件に、ほぼすべての社会・経済活動が許可されるようになった。

しかし、9月末にサバ州で選挙が行われ、それに伴う外出・移動により感染者数急増した。10月7日にはサバ州の3地区 (コタキナバル、プナンパン、プタタン) を対象に再度 CMCO が施行され、同月10日からはサバ州サンダカン、パパール、トゥアラン及びスランゴール州クランでも CMCO が施行された。感染者数の急増は半島にも飛び火し、新型コロナウイルスの新規感染者が再び急増した。

2021年1月12日、ムヒディン首相は特別声明で、憲法第150条第1項に基づく全国を対象とする非常事態宣言の発出提案に関し、国王が合意したことを発表

した (本措置は2021年1月11日から8月1日まで)。また、同月13日には首都圏を中心に MCO が再度発令された。本 MCO は3月4日まで続く予定である (2021年2月25日時点)。MCO を経て、新規感染者数の増加はピークを越えた様子である。

表1 新型コロナウイルス感染症対策一覧

2020/3/17	マレーシアで初めてコロナウイルスによる死亡者が確認される。
2020/3/18	1988年感染症予防管理法並びに1967年警察法にもとづき、3月18日から3月31日までマレーシア全土に「活動制限令 (Movement Control Order; MCO)」が発令される。
2020/3/25	MCO が4月14日まで延長されることが発表される。
2020/3/27	3月27日から4月9日までジョホール州の一部地域を対象に「強化された活動制限令 (Enhanced Movement Control Order, EMCO)」が発令される。
2020/4/1	MCO の強化が発表される。
2020/4/10	MCO が2020年4月28日まで延長されることが発表される。
2020/4/23	MCO が5月12日まで延期されることが発表される。一方で、国際貿易産業省は、活動制限期間における操業可能な条件の緩和を発表。
2020/5/4	各州で「条件付き活動制限令 (Conditional Movement Control Order; CMCO)」が施行される。政府が定めた

	規制内容 (SOP) のもと、多くの経済活動・社会活動が許可される。
2020/6/7	CMCO が 6 月 10 日から 8 月 31 日まで「回復のための活動制限令 (Recovery movement control order ; RMCO)」に置き換わることが発表される。SOP に従うことを条件に、ほぼ全ての社会・経済活動が許可される。
2020/10/7	サバ州の 3 地区を対象に、CMCO が施行。
2021/1/11	憲法第 150 条第 1 項にもとづき、1 月 11 日から 8 月 1 日までマレーシア全土に非常事態宣言が発令される。
2021/1/13	1 月 13 日から 1 月 26 日までペナン、スランゴール、クアラルンプール、プトラジャヤ、ラブアン、マラッカ、ジョホール、サバを対象に、MCO が発令される。
2021/2/2	サラワク州の一部を除き 2 月 18 日まで MCO の延長が発表される。
2021/2/16	スランゴール州、ジョホール州、ペナン州及びクアラルンプールの MCO を 3 月 4 日まで延長することが発表される。

※ 在マレーシア日本国大使館のウェブページ (https://www.my.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html) を基に作成

4. MM2H ビザに関連する施策

表 2 では、MM2H ビザを中心とするマレーシア国外から、また国内への移動に関するマレーシア政府の施策を整理する。

表 2 MM2H ビザに関連する施策

2020/3/16	MCO の発令に伴い、4 月 30 日まで MM2H センターのカウンターが閉鎖される。
2020/3/20	マレーシア首相官邸ホームページに MCO 施行に伴うマレーシア出入国管理局での対応ガイドラインが掲載される。 ＜主な内容＞ (1) マレーシア国内に滞在中である

	MM2H ビザの滞在期限が了した外国人について、 a) 自国に帰国する場合には、現在有している上記パスを更新することなく、出国することを認める。 b) 現在有している上記パスの滞在期限を延長する場合には、MCO の実施期間終了後、14 日以内に同更新手続きを行わなければならない。 (2) マレーシア国外に滞在中である MM2H ビザの滞在期限が了した外国人について、 a) MCO の実施期間中、原則、入国することが認められてはいない上記パスを有する外国人が、マレーシア国外で同パスの滞在期限を了した場合には、MCO の実施期間終了後、3 か月以内であれば、マレーシアに入国することを認めるが、入国日より 30 日以内に本件更新手続きを行わなければならない。
2020/4/19	マレーシア外務省が、MM2H ビザ保有者の入国を認める。 ※一時就労パス、就労パス（駐在者パス）、学生パス、及び（長期滞在パス保有者の）扶養家族パス、保有者を含む外国人の入国は不可。 ※MM2H ビザ保有者が入国可能になったのは 2020/5/17 から。 入国した際は、健康診断及び 14 日間の隔離を行う必要がある。隔離措置を実施する場所は、入国の際にマレーシア当局が指定するホテル等。その際一日あたり最低 150 リンギットを自己負担することが求められる。
2020/5/17	MM2H ビザ保有者のマレーシア入国が許可。
2020/6/1	マレーシアに入国する全ての渡航者（マレーシア人、永住者及びマレーシア人の配偶者等の外国人を含む）に対して、以下の事項を制約した所定用紙 Letter of Undertaking and Indemnity Person under Surveillance の提出が義務付けられる。

2020/6/11	マレーシア観光・芸術・文化省 (MOTAC) より、マレーシア国外で足止めされている MM2H ビザ保有者の再入国に係る改訂版ガイドラインが発表される。 ＜主な内容 (2020/6/15 より有効) ＞ (1) マレーシア入国の 14 日前までに受ける必要があったスワブ検査が入国の 3 日以内に変更。 (2) マレーシア保健省が利用者の健康状態を把握ができ、必要なる医療措置を迅速に行え得るアプリである「MySejahtera」のインストールの義務付け。 (3) Letter of Undertaking and Indemnity Person under Surveillance の提出の不要。
2020/6/29	MOTAC は、MM2H センターが 6 月 30 日を以て閉鎖し、MM2H ユニットとして 7 月 6 日よりマレーシア入国管理局に機能を移転することを発表。それに伴い、7 月 1 日より MM2H ビザの申請の一時的停止を発表。 さらに、2019 年後半以降に受理した申請書が 6 月 25 日以降、ほぼ拒否され始める。
2020/7/2	観光大臣が会見で「MM2H ビザはマレーシアにとって大変重要でメリットの多いシステムなので、廃止はしない。プログラム内容と審査プロセスの改善のため、一時的に申請受付を停止し、今年の 12 月までには再開する方針である」と発表。
2020/7/16	MM2H 事業は入国管理局に移管されたが、有効な MM2H ビザ保有者の再入国許可手続については、引き続き 6 月 15 日付けの MOTAC のガイドラインが有効とのアナウンス。
2020/7/24	MOTAC より、マレーシア国外で足止めされている MM2H ビザ保有者の再入国に係る改訂版ガイドラインが発表される。 ＜主な内容＞ ・従来の手続に加え、出発前の

	MOTAC への登録、MOTAC からの再入国許可メールの入手が必要。
2020/8/4	MM2H ビザに対する正式見解をマレーシア政府が発表。 ＜主な内容＞ (1) MOTAC と関連機関による MM2H プログラムの見直しのため、新型コロナウイルス拡大防止で外国人の入国規制と同時に当プログラムを一時停止する。 (2) 見直しにあたり、申請者条件、インセンティブ、他国にある同じようなプログラム、例えば「Citizenship by Investment (CBI)」や「Residence by Investment (RBI)」等との比較などを重視する。 (3) 当プログラム一時停止中、MOTAC や関連政府機関が影響を受けるため、新規申請、提出済申請の処理を行わない。 (4) 提出済の申請者は、当プログラムが再開してから再申請をすることが可能。ただし、新しい条件での申請となる。 (5) MOTAC は今回の見直しは今の時代に相応しいもので、全ての希望者に対してメリットのあるプログラムであることを保証する。
2020/9/23	MOTAC は、MCO 期間中に有効期限切れとなった MM2H 仮承認レターの有効期限を 3 ヶ月間延長することを発表。
2020/10/5	MOTAC は RMCO 期間中におけるマレーシア国外で足止めされている MM2H ビザ保有者の滞在パスの終了手続及び再入国手続の変更を変更。 ＜主な内容＞ ・再入国許可は MOTAC (2020 年 3 月 18 日以降にマレーシアを一時出国した後で再入国する場合には、MOTAC とマレーシア入国管理局の双方) に申

	請する必要があったが、2020 年 10 月 5 日以降は、マレーシアからの出国時期にかかわらず、マレーシア入国管理局への申請のみ必要となる。
2021/1/1	MCO 前後のオーバーステイ及び滞在許可失効に際する特例措置が終了。 <主な内容> (1) MCO 前後のオーバーステイ及び滞在許可失効に際する特例措置が 2020 年 12 月 31 日で終了し、2021 年 1 月 1 日から、これらの特例措置の対象者に対し、マレーシアの出入国関係法及び関係手続に基づく通常の出入国管理手続が行われる。 (2) 2020 年 1 月 1 日から、特例措置実施期間終了の 14 営業日後までの間にオーバーステイしている場合、 a) 自国への帰国便のチケットを所持し、特例措置実施期間終了後 14 営業日以内にマレーシアから出国すれば、ブラックリストへの掲載や反則金の請求を受けることはなく、また出国までの間に特別パス（Special Pass、何らかの特別な事情により滞在を延長する必要が生じた場合に申請するパス）を申請する必要もない。 b) 特例措置実施期間終了後 14 営業日以内に出国しない場合は、出国できない正当な理由を証明する書類を取得し、特例措置対象期間終了後 30 営業日以内に最寄りの入国管理事務所に提出する必要がある、それができなければ法的措置を受けブラックリストに掲載されることとなる。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、マレーシア政府の MM2H ビザに関連する施策の動向について、「再入国」、「出国（MM2H ビザの滞在期限の終了）」、「新規申請」の 3 つの観点から整理する。まず、「再入国」については、2020 年 4 月 19 日、マレーシア外務省は MM2H ビザ保有者の入国を認める旨をアナウンスし、5 月 17 日より入国が許可された。2020 年 6 月 11 日に、マレーシア観光・芸術・文化省（MOTAC）は、MM2H ビザ保有者の入国についてのガイドライン

（2020 年 6 月 15 日から有効）を発表した。その後、MOTAC の MM2H センターが 2020 年 6 月 30 日を以て閉鎖し、MM2H ユニットとして 2020 年 7 月 6 日より入国管理局に機能を移転したものの、入国許可については引き続き MOTAC が管轄することとなった。2020 年 10 月 5 日以降、再入国許可は MOTAC への申請から入国管理局への申請へと手続きが変更した。これらの一連の情報は、在マレーシア日本大使館や仲介業者のウェブページなどで発信された。

MM2H ビザの滞在期限の終了に伴う「出国」に関しては、2020 年 3 月 20 日に MCO 施行に伴うガイドラインが発表された。マレーシア国内に滞在中に MM2H ビザの滞在期限が終了し、自国に帰国する場合の出国が許可された。また、MCO 前後のオーバーステイおよび滞在許可の失効については、特例措置が 2020 年 12 月 31 日まで認められた（2021 年 1 月 1 日以降は、マレーシアの出入国関係法及び関係手続に基づく通常の出入国管理手続が行われる）。

MM2H ビザの「新規申請」については、MM2H 事業のマレーシア入国管理局への移管に伴い、MM2H の申請の一時停止が発表された。また、2019 年後半以降に受理された申請書の受付がほぼ拒否されるという事態が発生した。その後、2020 年 8 月 4 日にマレーシア政府は MM2H ビザに対する正式見解として、MM2H のプログラムの条件の見直しを行うこと、それに伴い新規申請および提出済み申請の処理の停止を発表した。

5. マレーシアの現地サプライヤーへのヒアリング調査

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症の流行が、海外ロングステイヤーの生活にどのような影響を及ぼし、どのような不安や懸念を海外ロングステイヤーが感じているのかを明らかにする。

(2) 方法

実施日：2021 年 2 月 25 日

ヒアリング対象：トロピカルリゾートライフスタイル株式会社 代表取締役 石原彰太郎氏

(3) 結果

1) 現在のマレーシアの状況

2021 年 3 月 4 日まで続く MCO 下では、州を越えての移動や集会は不可だが、政府機関、企業、スーパーマーケット、レストラン（テイクアウトのみ）等は通

常営業しており、現地での生活に不自由はない様子。
3月から学校も開始を予定している。

現地の人びとは、政府の新型コロナウイルス感染症対策アプリ「MySejahtera」を通じ、日々の感染状況や地域ごとの感染者数を知ることができる。MySejahteraは、建物や店舗に入る際にスマートフォンなどでQRコードを読み取り、個人情報を入力する仕組みになっている。また、2月からはワクチンの接種の予約もMySejahtera経由で開始されている。



図2 MySejahtera のアプリケーション

2) MM2H ビザ保有者の出入国状況

MM2H ビザ保有者は、入国管理局と大使館で許可を取れば入国可能である。MM2H ビザ保有者の再入国は、かなり早い段階から許可され、MM2H、駐在者ビザの順であった。短期出張、ビザ無しの旅行者は、未だ入国不可である。マレーシア入国後は、7～10 日間の隔離生活（ホテル）が義務となっている。この隔離では、GPS 機能付きのリストバンドの着用が義務付けられ、移動情報を管理されるなど、日本とは異なりかなり厳格に運用されている。

MM2H ビザ保有者の再入国が許可されてから、マレーシアに戻ってきているロングステイヤーもいれば、戻ってきていないロングステイヤーもいる。戻らない理由としては、上記の入国後の厳格な隔離生活を嫌がるケースに加え、移動のリスクにより戻りたくても戻れないというケースもある。なお、トロピカルリゾートライフスタイル株式会社の東京オフィスには再入国の手続きや隔離生活（食事内容等）についての具体的な問い合わせが多く来ている。

マレーシアからの出国については、出国前 72 時間以内のPCR 検査が必要であるが、日本人の帰国は許可

されている。

3) ロングステイヤーの様子

マレーシア滞在中のロングステイヤーについては、上記のように現在のマレーシア国内の様子は落ち着いていることから、従来に近い生活を送っている。ただし、州をまたいだ移動ができないため、観光やゴルフなどのレジャー活動はできず、外食が制限されるため、旅行やゴルフ、食べ歩きを趣味にしていた人はそれらの活動ができないという面はある。しかし、食事についてはマレーシアではデリバリーサービスが充実しており、Grab 等を利用することで最低限の移動も可能である。インターネットも普及しており、自宅からオンラインショッピングもできるため、大きな不便さはあまりない様子である。また、ロングステイヤーは、もともと独立志向が強く、自分自身で楽しみを見出す傾向があるため、移動や人との接触が制限される中であっても、特にストレスを感じることなく生活しているようである。

新型コロナウイルス感染症の流行下の懸念として、一般に自身および家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応や手続きが懸念される。しかし、どのように対応すれば良いかについての情報が、日本人会や大使館、商工会議所から伝わってきており、お大きな不安や混乱は見られない。また、マレーシアの医療制度も整っており、医療への信頼があることも強みとなっている。

その一方で、マレーシア未入国のロングステイヤーの中には、家賃や光熱費の面から、マレーシアで借りている物件を解約するケースが見られる。コロナ禍でマレーシアに来られないという人の中には、保有するMM2H ビザを解約するケースも出てきている。MM2H ビザの解約やマレーシア国内の定期預金の解約は、マレーシア国外でも可能である。

4) MM2H ビザの今後

2020 年 6 月以降、MM2H ビザの新規申請は停止している。マレーシア政府の見解としては、MM2H プログラムの有用性を認識しており、新しい条件でMM2H プログラムを再開する方針ということであるが、その具体的な内容については不透明な状態である。

そのため、MM2H ビザを申請済みで承認待ちの場合や拒否された人の中には、S-MM2H ビザへの切り替えを検討している人もいる。S-MM2H ビザはサラワク州が独自に発行している MM2H ビザである。サラワ

ク州は、ボルネオ島にあるマレーシアの西側 3 分の 2 を占める州であり、州都はクチンである。MM2H ビザは、サラワク州以外のマレーシア国内に滞在可能であるが、S-MM2H ビザではマレーシア国内であればどこでも滞在が可能である。S-MM2H ビザの申請資格は、年齢によって条件が異なる。経済的証明の基準は MM2H ビザよりも緩やかであるものの、50 歳未満の場合、経済的証明のほかにサラワクでの特別な滞在理由（子どもがサラワクの学校に通う、または長期間サラワクで治療を受けなければならない）やサラワクへの投資条件が求められる。また、サラワク州に年間 15 日以上滞留義務がある。

6. 総合考察

(1) 新型コロナウイルス感染症の流行下における MM2H ビザに関するマレーシア政府の方針及びロングステイヤーの再入国・出国手続き

MM2H ビザの運用は、これまでマレーシア観光・芸術・文化省（MOTAC）の MM2H センターが管轄であったものの、2020 年 3 月 30 日に MM2H センターが閉鎖され、新たに 7 月 6 日より MM2H ユニットとして入国管理局に機能が移転された。本移転に伴い、MM2H ビザの申請が停止するという事態になった。マレーシア政府の見解としては、MM2H プログラムの有用性を認識しており、新しい条件で MM2H プログラムを再開する方針ということであるが、依然状況は不透明である。

MM2H ビザ保有者のマレーシアへの出入国については、比較的早い段階から許可されており、実際にマレーシアに戻ってきたロングステイヤーもいる。しかし、マレーシア入国後の隔離生活を嫌がり戻らないというケースや移動のリスクから戻れないというケースもある。中には、MM2H ビザの解約を検討するケースもある。

(2) 新型コロナウイルス感染症の流行下におけるロングステイヤーの生活の状況

マレーシア滞在中のロングステイヤーは比較的安定した生活を過ごしているようである。マレーシアでは、強い政府主導のもと、2020 年 3 月にロックダウン宣言および MCO が発令された。マレーシアの MCO は、罰則を伴う厳しい外出規制であり、その結果、早期の抑え込みに成功した。5 月になると、SOP に従うことを条件に、多くの経済活動・社会活動が許可されるよ

うになった（CMCO）。州をまたぐ移動は困難なことから観光はできないものの、食事についてはデリバリーサービス等が充実しており、買い物もスーパーマーケットなどで行うことができ、オンラインショッピングも可能なため、不便さはあまりない様子である。

また、マレーシアでは日本人ロングステイヤー間のネットワークが充実しており、生活に必要なさまざまな情報が日本人会や大使館、商工会議所から伝わるのが、ロングステイヤーの安心感につながっていることが見受けられる。

(3) 今後のロングステイ促進への示唆

新型コロナウイルス感染症拡大という未曾有の危機に直面する中、マレーシアは政府主導で新型コロナウイルスの抑え込みが上手くいっており、それに対する人びとの支持が高い。また、従来から医療制度が充実していることが、マレーシアに滞在するロングステイヤーの生活に良い影響を与えていることが示唆される。

また、情報の伝達という面でも、日本人会をはじめとした情報ネットワークが機能しており、それが大きな混乱なく生活することができていることにつながっているだろう。

マレーシアの事例は、今後求められるロングステイ先を考える上で、その国の危機管理体制および情報の入手しやすさの重要性を示していると言えるだろう。

謝辞：本研究は長期滞在型・ロングステイ観光学会研究分科会の助成を受けて行われた。また調査においては、トロピカルリゾートライフスタイル株式会社に多大なるご協力をいただいた。記して謝意を表したい。

【参考文献】

- 花井友美・野口洋平・金振晩（2020）「一時帰国等の利便性向上による海外ロングステイ促進に関する研究」『長期滞在型・ロングステイ観光論集』第 4 巻、32-41
- Kini News Lab（n.d.）『Covid-19 in Malaysia（<https://newslab.malaysiakini.com/covid-19/en>）』（2021 年 2 月 28 日アクセス）
- MySejahtera（n.d.）『MySejahtera（https://mysejahtera.malaysia.gov.my/intro_en/）』（2021 年 2 月 25 日アクセス）
- 在マレーシア日本国大使館（n.d.）『在マレーシア日本国大使館（https://www.my.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html）』（2021 年 2 月 25 日アクセス）

海外での美容医療（見た目のアンチエイジング医療）における 問題点と注意点の研究

海外（東南アジア圏）での美容医療における問題に関する研究会

倉田大輔*、溝尾朗**

KURATA, Daisuke, MIZOO, Akira

近年、「メディカル・ツーリズム」や「ヘルス・ツーリズム、国際医療観光」として海外での医療を受療する人々がいる。東南アジア特にタイでは、日本からも海外赴任中や観光旅行を利用し現地医療機関を受診し、気軽さや低価格から美容医療（見た目のアンチエイジング医療）を受ける人もいる。「美容医療」は通常の疾病医療と異なる面があるが、「言語の障壁、インフォームドコンセントの重要性」は共通する。「海外（東南アジア圏）での美容医療における問題に関する研究会」は海外で安全な美容医療（見た目のアンチエイジング医療）を受ける際の注意点を調査研究することを目的としているが、新型コロナウイルス感染症問題により様々な渡航制約があり制約が発生している。感染症問題が顕在化する中で行った事前調査訪タイを含めた報告を行う。

キーワード：

美容医療（見た目のアンチエイジング医療）、タイ、日本、新型コロナウイルス

1. タイにおける美容医療機関の状況

タイでは医療機関が株式会社による経営が行われるなど日本と異なる点もあるが、美容医療が疾病治療への健康保険の適応外である共通点はある。

日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所が、2011年に発表した「タイにおけるサービス産業基礎調査」によれば、2009年に医療機関の免許を有し、入院設備を持たない（無床）の美容クリニックは、約396社程度と発表している。

バンコク市内の繁華街で、約100mに1件程度は美容医療クリニックがあること、デパートやショッピングセンターといった商業施設内に数～10件程度の美容医療クリニックが存在している現状を鑑みると、実数はさらに多いと推測する。タイにおける、美容医療クリニックの正確な数字は不明である。

タイは日本と比べ食料品・日用品・タクシーなど交通機関の運賃が安く、物価は日本の約1/3程度とされている。

一方、美容医療に関する料金は、日本ではプチ整形と呼ばれる比較的侵襲が少なく、数万円の施術（シミに対するレーザー治療、シワに対するヒアルロン酸注入治療）に関しては、ほぼ同額かタイの方が高額のこともある。

年末年始やクリスマスなどのシーズン時に販売促進キャンペーンとして低料金設定をする医療機関もあるが、筆者はタイの美容医療料金は低価格ではない印象がある。

ただし、全身麻酔を使用する侵襲の高い手術（脂肪吸引や骨切り術など）といった日本でも数十万円～百万円の費用がかかるものに関しては、入院病室や宿泊の費用が抑えられる分、タイの方が数万円～数十万円安いことがある。日本においても自由診療である美容医療料金は医療機関ごとに異なるが、一定の料金相場は存在していることが多い。

低料金でも患者にとって満足のいく結果が伴わないこともある。直接生命に関わるものが少ない美容医療でも身体に対するリスクが皆無ではない。美容医療に関わる医師の技術が最も重要であることに変わりはない。

価格優位性という面では日本とタイはほぼ同様と考えている。

2. 日本人対応の美容医療機関への調査

バンコクでは無料のフリーペーパーやWEBサイトなどで日本人対応が可能な美容医療機関を探すことは容易である。

日本からの赴任者や家族が多く住み、旅行者も多い高級コンドミニウムや高級ホテル、高級デパートを擁するスクンビットエリアなどでは診療料金などを日本語で表記している医療機関も多い。

著者は2018年に訪タイし、複数の医療機関を訪問し、聞き取り調査を行った。

- ・日本語の案内を宣伝用として掲示しているが、実際には日本語対応出来る通訳がない医療機関もある点
 - ・日本人の受診者は多いが、タイ人の肌を基準とした治療方法で、必ずしも日本人の肌に適しているのか不明な点
 - ・帰国後のフォローを想定していない点
 - ・インフォームドコンセントを軽視し、売り上げなど商業的な側面を重視している
- など医療機関によって対応能力に差が大きい点があることが判明した。

現在では医療全般で、「インフォームドコンセント」が非常に重要である。これは美容医療においても変わらず、「治療結果」だけでなく、「患者の職業（人前での仕事か否か）」、「メリットとデメリット・注意点」、「必要となる費用」などを患者側と相談した上で、実際の治療にとりかかる必要がある。

筆者は、価格の安さや言語通訳の有無だけではなく、医療機関の診療姿勢や経営方針を理解し、受診や治療を受ける医療機関を選択することが理想的と考えている。

ただし、日本とは異なる外国の地で患者側がその選択を行うことは現実的にはなかなか難しいと言える。

3. 世界中から患者が集まる性転換手術を行う有名医療機関

タイは「性同一性障害」に対して社会的に寛容で理解があるとされ、就職時などにも障壁が少ないとされる。実際に差別が皆無かは不明であるが、銀行や航空会社・百貨店などにも就職していることから、社会進出は進んでいると考えられる。

「性同一性障害」により「男性から女性へ、女性から男性へ」変化する「性転換手術の技術水準が高く、諸外国から手術を受ける為に南米などアジア圏以外からタイの医療機関で治療を受ける人もいる。

筆者はバンコクで性同一性障害に対する性転換手術を行う世界的に有名な『PREECHA AESTHETIC INSTITUTE（通称:P.A.I）』という医療機関があり、直接訪問し自身も性転換手術経験者であるマネージャーに聞き取り調査した。院長である PREECHA 氏がアメリカなどで医療技術を学び、アジア圏だけでなく、南米はじめ世界中から手術を受けに患者が来院する。

全身麻酔が必要な大きい手術（性器除去や性器形成手術など）は連携している病院の手術室や病室を使い手術を行うオープンホスピタル形式を採用している。性転換手術の一環として行われることがある「隆鼻手術」など局所麻酔で可能な手術は自院手術室を使う。無床クリニックであるため、患者は近隣のホテルに宿泊し翌日診察をする。

問い合わせをして来た患者には自国にいる手術前からメール等を使い、「手術の説明やリスクの説明」などを事前に行なっている。

外国人患者がタイ入国後に改めて受診し手術に臨むことになるが、「患者自身、性別が変化することに決心がつかない」場合は医療機関側から手術を断ることもあるなど、丁寧なインフォームドコンセントを心がけていると言う。性転換手術は性器のみならず、精巣や卵巣除去といった内臓手術を受ける患者もおり、一度の手術ではなく複数回に分けることもある。「性別を変える」という目的は同一であっても患者ごとに手術は異なる。一度変更した性別を元に戻すことは困難を伴うため P.A.I では精神的ケアや心理的ケアも重視している。各手術に関する詳細な料金を調査することは出来なかったが、他院に比べると高価格設定を行っている。

手術を受ける患者が世界中から来る一方、手術方法の説明やリスク・注意点を聞いた後、さらに低価格の別な医療機関を探し手術を受ける患者がいることが悩みの種ではあるという。

4. 分科会研究の事前調査としての

訪タイで生じた諸問題や課題の報告

筆者は2020年度の分科会研究の事前調査と現地協力者（通訳含む）と打合せを行う為に2020年2月下旬に訪タイした。

日本国内では豪華客船「ダイヤモンドプリンセス号」の船内で新型コロナウイルス感染症対

応、タイにおいては非常事態宣言発令を目前に控えた時期であった。

日本人が東南アジア特にタイで美容医療を受療する場合、「治療費用が安価とされていること、日本からの航空便数が豊富であること、現地在住者や日本語を解する人が多いこと」なども選ぶ要因となっている。

新型コロナウイルス感染症拡大の初期段階をタイで過ごしたことは今後の研究に寄与するものと捉え問題点及び課題を提示する。

(1) 国際線の運休・スケジュール変更の問題

当初、「バンコクから中国・北京経由で帰国する」予定であった。ところが日本からの出国直前、航空便運休により「韓国・ソウル経由」に変更となった。経路変更により結果的にバンコクで延泊することを余儀なくされた。

筆者は計10回以上訪タイ経験があり、航空券や宿泊施設の予約はツアーではなく個人予約で行っていたため、大きな問題はなかった。

バンコク市内には宿泊施設が豊富であることに加え、アジア圏や欧米圏外国人観光客がタイ出国を急ぐ時期であったことから宿泊施設の確保は比較的容易と考える。ただし、治療や手術を主目的とする渡航であった場合、日本での仕事や休暇調整などに支障が発生する可能性が高い。

(2) 現地の治安や安全に関する情報収集面

平常時であればバンコクは日本人が滞在しやすい都市であり、多くの困難は伴わない。現地語であるタイ語を解さずとも簡単な英語が出来れば事足りる点もある。ただし現在のタイは軍事政権下であり、新型コロナウイルス感染症拡大を含めた非常事態状態では日本とは異なり、行政組織が外国人旅行者に対しても厳しい対応（行動制限など）を行う可能性がある。さらに、新型コロナウイルス感染症が疾病問題だけでなく、雇用など経済面などへの悪影響に及ぶ場合、社会不安から犯罪増加・治安低下などにつながる事態も起こり得る。

筆者自身は前回の訪タイ時に現地案内兼通訳を依頼した現地在住日本人と連絡を密にし、情報収集に務めたため大きな問題は生じなかった。非常時において行政が発信する情報や交通

機関情報は、英語や日本語ではなく、タイ語でまず発信される可能性が高い。

外務省海外安全ホームページや海外安全情報配信サービス「たびレジ」の活用が重要である。

(3) 現地医療機関の閉院や休診問題

バンコク市内にはショッピングモールや路面などに多数の美容医療機関が存在し筆者自身も何度か足を運んできた。新型コロナウイルス感染症問題が大きな問題となりつつあった2020年2月の訪問時、複数の医療機関が閉院や休診となっていた。Webサイト上では通常診療と記載されていたが、詳細については不明である。緊急時ではあるが、治療中や帰国後のアフターケアの面では大きな不安が残る。

また、海外で受療した治療を日本で継続出来るのかという問題もある。

5. まとめ

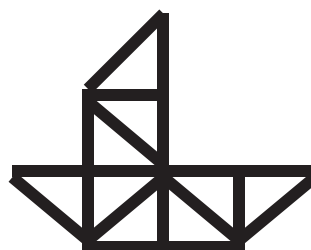
「美容医療」は通常の医療と異なる独特の性質を持っている。外国人へのメディカル・ツーリズムや美容医療に力を入れるタイの状況、性同一性障害に対する性転換手術を行う医療機関に調査を行った。美容医療だけではなく筆者自身が海外での渡航時に起こり得る問題点を報告した。

現在、新型コロナウイルス感染症問題が存在しているが、引き続き現地医療機関や各種組織などの協力を得て、日本人が海外で美容医療だけでなくくめ医療を受療する際の注意点や課題を引き続き調査研究したい。

謝辞：本研究は長期滞在型・ロングステイ観光学会研究分科会の助成を受けて行われた。また調査においては、ロングステイ財団に多大なるご協力をいただいた。記して謝意を表したい。



第 5 回年次大会自由主題発表



国際引退移住における自己責任と公的支援のせめぎ合い

—Covid-19 感染拡大下の在チェンマイ邦人 IRM の対応—

The Conflict between Individual Responsibility and Public Support System for International Retirement Migration

西村 菜穂子*

NiSHIMURA nahoko

本稿では Covid-19 感染症拡大下の在チェンマイ日本人国際引退移住者(IRM)に焦点を当て、彼らが日本帰国またはタイ残留の選択で課される自己責任範囲と、日タイ政府支援制度の妥当性を検証した。移動の自由は必ずしも常時保障されたものではなく、感染症やテロ、病気、事故に左右されることがあり、IRM は常に何処を本拠にしてこれらのリスクに対応するか考慮すべきである。タイ政府特例措置により外国人に一定期間の滞在が保障されているが、感染防止や治安悪化に対する注意が必要である。帰国の際には PCR 検査や自己負担による 14 日間自主隔離が要請されているが、タイ再入国の難しさが IRM の帰国阻害要因となっている。

キーワード：国際引退移住(略称 IRM)、自己責任、滞在許可、外出自粛要請、帰国阻害要因、

1. はじめに

(1) 国際引退移住とは

国際引退移住 (International Retirement Migration 以下、IRM と記す) とは、引退を重要な契機とする人口移動であり、特に引退移動が国境を超えるものを指す。西欧諸国の IRM は、生活の質向上を目的とする移動であり、高齢者の国際移住は人口移動の一形態へと成長した。日本の IRM は、通商産業省 (現：経済産業省) による「シルバー・コロンビア計画」92「豊かな第二の人生を海外で過ごすための海外移住支援事業」(1986) より、「海外滞在型余暇研究会」並びに「海外滞在型余暇フォーラム」(1987)、余暇開発センター(経済協力型ロングステイ) 海外滞在型余暇協議会(1988~1992)が国際引退移住政策を推進し、現在は一般財団法人ロングステイ財団(1992~)が IRM の普及・啓発活動に取り組んでいる。日本の IRM は、引退後の新たなライフスタイルの一つとなり、特に 2000 年代に入ってから移住者が増加傾向にある。一方で、彼らに関連する問題が顕在するようになってきた。とりわけ、日本人集住地域では、移住者の介護問題や孤独死対応に際し、現地の在留邦人担当行政である外務省や邦人社会の喫緊課題となっている。何故 IRM 関連問題が発生するようになったのだろうか。IRM 関連問題は、自由に海外

移住を選択した結果であり自己責任である、と単純に評価できるのだろうか。また、海外移住に特化した問題であり、海外移住しなければ発生しなかった、と言えるのだろうか。自己責任とは、自らの選択に対する結果を引き受けるものであり、前提として①自由な選択が可能であること②その選択と結果に因果関係が成立すること、が条件である (橋本 2019:56-62)。IRM の介護貧窮問題が、自由に海外移住を選択した結果であり自己責任であるのならば、移住選択と IRM 関連問題に因果関係が成立するかの検証と、彼らが海外移住で担うべき自己責任範囲を明らかにする必要がある。しかし、彼らが自己責任を全うすることで、IRM が直面する全ての不安やリスクを網羅できるものではない。突発的な病気や事故、テロ、新興感染症など、自己責任を負っている人でもリスクはある。よって在留邦人への支援体制を制度的に整える必要がある。

(2) 本稿の目的と研究方法

グローバル化に伴い人や物の移動範囲は地球規模となり、新興感染症である新型コロナウイルス感染症 (以下、Covid-19 と記す) 拡大範囲やスピードは、一国のみでは抑えきれない状況となった。現在様々な国で入国者に対する検疫強化や入国制限、行動制限措置が敷かれている。2020 年 3 月 31 日日本政府は 49 か国・地域に

*法政大学大学院

対して感染症危険レベルを3に引き上げた。この渡航中止勧告は、日本や第三国から諸外国への渡航中止を主な目的としたものであり、在留邦人にすべからず直ちに日本に帰国することを意図したものでは必ずしもなく、日本への帰国はそれぞれの事情に基づいて、個別に判断するものである（茂木外務大臣会見より）。日本人IRMは滞在国に残るか、日本に帰国するかを選択に直面した。彼らの選択背景にはどのような対策が敷かれており、帰国あるいは残留する場合、それぞれに対してどのような自己責任が課されるのだろうか。また、新興感染症下での在留邦人に対する日本と滞在国政府によるそれぞれの支援制度は妥当であると言えるのだろうか。

日本人IRMの移住先として東南アジアのマレーシア、フィリピン、タイなどがある。本研究の対象としてタイ王国在チェンマイ日本人IRMを抽出する理由は、在チェンマイ邦人総数3221人に対する60歳以上のチェンマイ在留邦人の割合が44.7%(1,441人)であり在外公館年齢別在留邦人数の中で最も高く、職業別構成「その他」の割合は62.8%(2,022人)であることから、チェンマイは高齢者而非就労者が確実に集住しているからである。また、IRM当事者による会員数100人以上の団体が2つ形成されていることから日本人IRMの高齢化が個人のみにならず地域で顕在化している。つまり本稿の問題関心である「自ら選択した移住生活」の中でコロナ禍の在留邦人に対する制度が妥当に整備されているのか、彼らが担うべき自己責任は何なのかを検証することに合致し、かつ日本人IRM集合体としての共助の有無や親睦団体活動の果たす役割が考察できる。本稿ではまず、タイ感染症法に基づくCovid-19対策での在留外国人に対する対応を政府資料や現地の報道、2月27日より3月23日まで実施した現地調査で入手した資料から時間軸に沿って整理する。次に在外公館より公布された在タイ邦人に対する情報提供や、在外邦人に対する対応と照合する。これら日タイ政府の対応下で、在タイ邦人と現地のタイ人はどのような社会的行動をとっているのか、ここからどのように感染症拡大下の居住国を選択したのかを現地での聞き取り調査と照合しながら、彼らの自己責任と公的支援範囲を明らかにする。

(3) 先行研究から考察するIRMの感染症対策

ICT(Information & Communication Technology)の視点では、初診時の海外渡航歴の有無聴取の必要性や、海

外には日本と異なる感染症リスクがあること、海外入院歴は、耐性菌保菌のリスク因子であることがあり、渡航時に行うべきポイントとして①海外渡航関連感染症の知識習得②海外で感染症に罹らないための対策③海外渡航歴を徴収できるSystemの構築④海外渡航関連感染に対して行う感染対策の確認等が推奨される（杵木・的野2016:31-33）。検疫所側の視点からは海外渡航前の①その準備②知っておきたいこと③渡航中病気になる時④帰国後に体調不良になった時について調べ準備しておく必要がある（實吉2016:733-736）。2003年中国に端を発したSARSは飛行機などによって急速に世界に伝播され社会的・経済的に大きな影響をもたらした。呼吸器感染症が交通機関の発達により新たな地域に持ち込まれる可能性が否めず、国内外の交通遮断が流行拡大に対する有効な手段となる(三舟2006:53-60)。交通機関遮断が生じる際に、在留邦人は日本に帰国するか、あるいはそのまま滞在国に留まるか、そのためにどのような移動手段を獲得するかを選択することになる。在チェンマイ日本人IRMがCovid-19感染拡大下でチェンマイに留まることを選択した場合、滞在中に病気になる際の医療制度はどのようなものだろうか。タイには医療機関は1,448（公的医療機関1,073、民間医療機関375）あり、Bloomberg社が平均寿命や医療費等から算出した国別医療制度効率性によると、タイは29位となり、ポルトガルやルーマニアと同水準であることが報告されている（日本は4位）。タイ政府は2004年に「アジアメディカルハブ」構想を打ち出し、保健省を中心とした様々な関係政府機関が連携を取りながら医療観光を促進していることから、JCI認定病院¹⁾では外国語が話せる医師や通訳が勤務している。これらを利用するためには、海外での医療費がカバーされる保険加入が有効となる。感染症拡大下のタイ人の社会的行動に特徴はあるのだろうか。タイ人の社会的行動についての研究は西洋の文化人類学者によって始められた。Embree(1950)は、タイ人の社会構造の特徴として、日本、中国、ベトナムとは対照的に、社会における個人行動の多様性が容認された「loosely structured（ゆるい構造）」をもつ社会であると説明した。Komin(1990)は、西洋人研究者によるタイ人論は個人的な観察に基づくものであり実証性がないと考へ、タイ人の価値観に関する大規模な調査研究を行い、タイ人の国民性を表すと考えられる9の価値群①エゴ志向②報恩的關係志向③円滑な人間関係志向④融

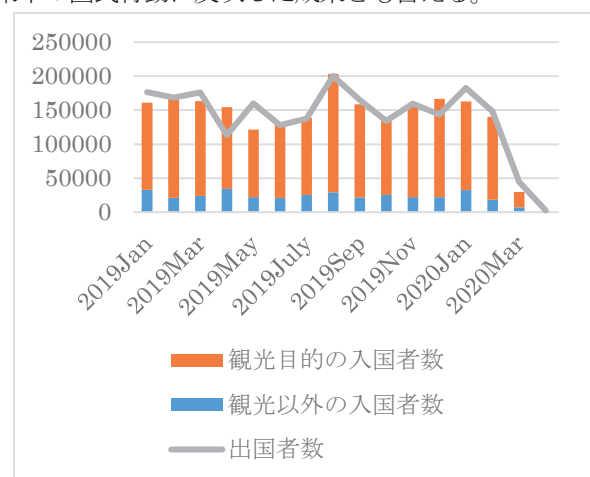
通性と適応志向⑤宗教・霊志向⑥教育と能力志向⑦相互依存志向⑧楽しさと喜び志向⑨達成・任務志向を見出した。Bauman(2001)は、コミュニティを「温かく、信用と安全があり、互いの善意が期待できる場所であるというファンタジーの世界」と、「現実のコミュニティ」の差異を挙げている。「コミュニティの一員である」という特権には支払うべき対価があり、対価は自由という通貨で支払われる。一方で、コミュニティを失うことは安心を失うことを意味し、「現実のコミュニティ」の製造法では、安心と自由の間の矛盾が目に見えるほど大きくなって、修復困難になる。これら先行研究から筆者は感染予防（日常行動の一部自粛）と移動制限（交通手段の制約）、タイにおける日本人 IRM コミュニティが得る安心・安全の3つに着目し、これらの行動が政治的側面から生じる感染症対策やタイ人が持つ自己抑制とどのように絡み合い、在チェンマイ邦人の帰国選択にどのような影響を及ぼすのかに配慮しながら考察する。

2、タイ感染症対策と感染拡大下の在留邦人

(1) 在タイ邦人とタイ Covid-19 感染者数推移

タイの日本人出入国者数は、2020年3月より激減し、4月の日本人入国者数は646人、出国者数は2,488人であった。タイ出入国管理国統計を考察すると、邦人入国者のうち約84%はVISA 免状制度を利用した滞在期間30日以内の旅行者や観光VISA等による、帰国日を予め想定した入国者であり、観光外目的以外のVISAで入国した日本人はCovid-19 感染拡大前の2019年は月平均約23,000人である。2020（令和元）年時点に在外公館へ在留届を提出した邦人数は79,123人であり、邦人出入国状況から考察すると一定数の在タイ邦人がCovid-19 感染拡大下のタイにいたことがわかる。2021年2月26日全世界のCovid-19 感染者総数は112,554,301人、死者総数は2,297,488人である。タイでは2020年1月13日-2021年2月25日に延べ25,764人の感染者、83人の死亡者が確認されている。日本は2020年1月16日-2021年2月25日までの感染者総数は429,453人、死者総数は7,746人であり、タイの感染者総数は日本の約6%である。2021年2月25日時点タイのCovid-19 スクリーニング実施総数8,332,202件（空港検査4,870,079、港湾検査214,329、地上検査2,783,493、Chaeng Wattana 新規パスポート発給時464,301）である。2021年2月24日時点日本のPCR 検査実施数は7,568,464件であり、タイの検査総数と比較すると約

90%の実施数である。タイは中国国外での感染者を最初に確認した国であり、2020年2月中旬までは中国に次いで感染者は多かったが、ASEAN(東南アジア諸国連合)で最も早く国民に対して感染拡大国への渡航自粛を求めた。3月22日バンコク首都圏都市封鎖にはじまり26日非常事態宣言が発出された環境下で、新規感染者数の推移から考察すると、感染症対策に一定の効果がみられる。1997年のアジア通貨危機や2006年クーデター、2010年反政府デモ弾圧、2011年大洪水、2014年再度のクーデターと、これまで非常事態や都市封鎖に直面してきた経験知が、多少なりとも感染症対策下の国民行動に反映した成果とも言える。



図ー1 タイ王国における日本人出入国者数
(単位：人)

出典：Immigration Bureau สถิติการเดินทางเข้า - ออก

จำนวนตามสถิติและประเภทการตรวจลงตรา (タイ王国出入国管理局統計)資料を基に筆者作成

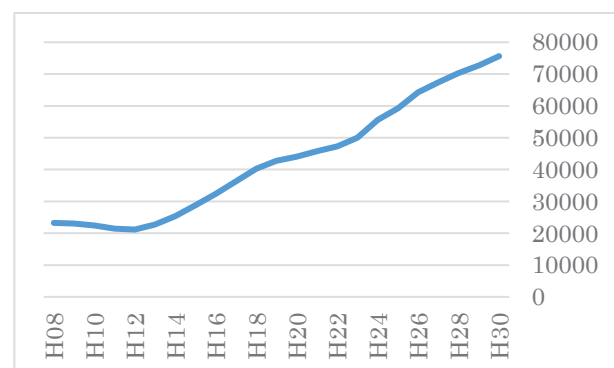


図2. 在タイ邦人数統計

出典:外務省海外在留邦人数調査統計を基に筆者作成

(2) タイ政府の感染症対策

タイは2020年1月30日に中国人に対するVisa on Arrival 発給を停止し、早い段階で中国人入国者に対する一定の措置を実施した。しかし、オンラインによる

1月30日以前の登録者やVISA所持者中国人のタイ入国は3月20日まで続いた。2月1日に中国パスポート所持者と中国大陆に滞在した外国人（シンガポール永住権や長期滞在VISA所持者を除く）の入国拒否を敷いたシンガポールの入国制限措置と比較すると、当時のタイ水際政策はゆるい措置である。2020年1月時点のタイ政府Covid-19対策は中国に限定され、中国からの渡航者との接触注意に留まっていた。

2月3日横浜に帰港したダイヤモンドプリンセス号にタイ人25人（乗員23人乗客2人）が乗船していたことから、タイでは日本のCovid-19対策に注目が集まった。2月初旬の日タイ感染者数は近似していたが2月13日に日本がタイの感染者数を超え、2月17日時点は日本の感染者数がタイの倍近くになった。2月17日タイ保健省は中国・マカオ・香港・台湾に加えて、日本・シンガポールの渡航者及び過去14日以内にこれらの地域に滞在した渡航者に対して、空港スクリーニング対象者とすることを決定した。2月20日ダイヤモンドプリンセス号タイ人乗客1人乗員2人の感染が確認された。同日タイ政府はバンコクスワンナプーム空港ドンムアン空港での日本人の検疫レベルを中国人と同レベルに引き上げた。2月27日タイ保健省は新規感染者タイ人3人を発表した。このうち2人は北海道からの渡航帰りであり、1人は最初の診療時に渡航歴を申告せずスーパースプレッダーになった可能性があった。同省は患者が渡航歴を申告していなかったことを非難した。翌日タイ政府はこの感染者が搭乗した航空機的全搭乗者に対し14日間の自宅待機を要請した。

3月1日チェンマイ幼稚園で、北海道帰りのツアーガイドの子どもである園児の感染が確認された。日本渡航者に対する警戒が増す中で、韓国政府が6月末までに帰国するタイ人不法就労者に罰金再入国禁止免除恩赦措置を発表し、在韓不法就労タイ人約5,000人が帰国意思を表明した。タイでは彼らを「ผีเสื้อ (phee noi 小さなお化け)」と称し、彼らの感染を疑い警戒を強め、一部地域では食料やマスクの買い占め行動が始まった。3月4日韓国から帰国したタイ人女性が様々な観光地を巡っている写真をFBにアップしたことに対して批判が殺到し、彼女が訪れたパブは臨時休業して消毒作業に追われた。3月5日タイ保健省はタイ感染症法に基づき韓国・中国（含マカオ・香港）・イタリア・イランを危険感染症地域に指定した。この時点

で日本は含まれていない。3月7日タイ保健省は韓国からの帰国者200人余りのうち70-80人が14日間隔離施設経過観察期間を逃れて行方不明であることを発表し、韓国からの帰国者に対する警戒が増した。3月11日WHOのCovid-19パンデミック宣言を受けタイ保健省はThe Centre for Covid-19 Situation Administration(タイ感染症法に基づくCovid-19対策。略称CCSA)を発表した。WTTC²⁾統計によると観光立国タイは、観光関連GDPのうち外国人観光客による消費が占める割合が約71%を占め国際インバウンド観光の存在感が世界で最も巨大である。空海路のみならず隣国と陸路国境を接するタイの移動手段は何らかの形で制限しなければ感染者増加を辿る危険が伴う。3月18日タイ教育相省は学校閉鎖を決定し、バンコク都知事によるバンコク内娯楽施設営業が禁止された。バンコクで働くタイ地方出身者は慌てて故郷を目指して地方出身者集団移動が始まり、感染拡大を防ぐために営業施設を閉鎖したものの、かえって地方への人の移動が生じる事態となった。タイ民間航空局は「渡航者に対する措置（第1号）」を発令した。本措置により3月19日から感染拡大地域からの渡航者について出発時から72時間以内に医師により発行されたCovid-19非感染証明書と、Covid-19に関わる医療費10万米ドル相当以上保証健康保険の提示がなければ、航空各社は航空券を発行せず搭乗拒否することとなった。翌3月19日「渡航者に対する措置（第2号）」では、対象者を感染地域等に関わらず全ての外国人渡航者に拡大し、3月21日午前0時から適用することとした。3月25日タイ政府は「仏歴2548年非常事態における統治に関する勅令（第1号）」を発表し、3月26日午前0時より非常事態が敷かれることとなった。本勅令第3項では、外交使節団や労働許可証を有するものを除く外国人の入国を禁止している。このことにより、労働以外の目的で在タイ中のIRMや駐在員の家族、留学生等が、日本帰国を選択した場合はいつタイに戻れるかわからない状態となった。3月のタイは感染警戒対象が日本渡航者のみならず韓国からの帰国者に拡大したことや、タイ再入国のための航空機搭乗券発券時に一定条件が課されたこと、このことにより日本へ戻ったら自由にタイ再入国することが選択できなくなり、非常事態宣言第3項により、労働許可証を持たない外国人のタイ入国は不可能となった。一方で、タイに留まることを選択しても、外国人はそれぞれ入国時に

VISA や制度によって許可された滞在期限がある。在タイ外国人は、タイに居たくても滞在期限までには出国手段を確保しなければならない不安が残された。

4 月に入ると Air Asia を皮切りに航空各社やタイ国鉄、長距離バス会社が次々に国内線の運休を発表した。陸路で県を跨いだ移動には交通要所に検問が敷かれ、国内移動も困難となった。4 月 1 日タイ外務省は残留する外国人に関わる非常事態宣言の詳細を明示し、VISA や滞在許可期限を過ぎても罰金を免除することを明言し、非常事態宣言下の在タイ外国人滞在が認められた。一方で、日本政府は国家安全保障会議において、新たな水際対策（検疫の強化及び査証の制限等）が決定され、4 月 3 日以降海外からの帰国者は、PCR 検査実施対象となった。本対策では、検疫所長の指定する場所で経費自己負担にて 14 日間待機し、国内公共交通機関を使用しないことが要請されている。空港から離れた地に日本の拠点を持つ帰国者にとっては、帰国に関わる負担増となった。4 月 3 日日本からのタイ人帰国者 100 人余りが帰国後 14 日間検疫隔離に抗議する事態が発生した。タイ政府は隔離に応じず帰宅した乗客の氏名、年齢、パスポート番号をインターネット上に公開し、速やかな連絡と隔離を命じた。4 月 8 日内務省から「王国内の一部外国人の滞在に関する特例措置」が公示された。これにより非常事態宣言発令後に滞在許可期限が到来する全ての外国人について査証の有無を問わず（査証免除による入国者を含む）3 月 26 日から 4 月 30 日まで滞在期限を自動延長することとなり、入国管理局での 90 日毎の居住報告も同期間一時的免除となった。4 月 9 日バンコク都知事公示第 6 号が発表され、バンコクの飲食店や販売店の営業時間が修正され、4 月 10 日から 20 日まで酒類販売が禁止された。酒類販売禁止命令は、ウイルスの感染防止のために人が集まる事を防止するために実施する。酒類販売禁止はバンコクのみならず他県も追従した。4 月 12 日タイ外務省は「緊急事態令 9 条に基づく決定事項（第一号）第三項（5）」で定める「タイ国籍を有していないが労働許可証を有する者、もしくはタイ当局からタイ国内で働くことを認められたもの」について、出発国のタイ大使館又は総領事館が発行する「タイ入国許可証（Certificate of Entry the Kingdom of Thailand. 以下、COE と記す。）」の提示を求める旨を発表した。このことにより労働許可証を所持する外国人就労者にとってもタイへの入国は厳しくなった。4

月 24 日内務省は「王室内の一部外国人の滞在に関する特例（第 2 号）」を発令し、4 月 30 日までの滞在許可を自動的に 7 月 31 日まで延長することを決定した。4 月 27 日タイ民間航空局は「航空機のタイ向け飛行の一時的な禁止（第 4 号）」を発表し、タイに向けた航空機飛行禁止措置を 5 月 31 日まで再延長した。4 月 28 日プラユット首相は非常事態令及び夜間外出禁止令を 5 月 31 日まで延長することを発表した。4 月 30 日 CCSA の Taweesin 報道官は会見で各種規制継続と 4 段階に分けた緩和措置を 14 日毎に状況評価し、その結果によって次の 14 日間の措置を決定することや、評価は保健観点を第一に考慮し、経済・社会面は参考とすること、酒類については継続して販売禁止を発表した。4 月は在タイ外国人にとって滞在許可自動延長によりタイ継続滞在は認められたが、国内移動が規制されたために地方在住外国人はバンコクへの移動が不可能となり、結果として帰国することのハードルがより高くなった。また、酒類販売禁止を含む日常生活は、細部に渡り規制された中で過ごすこととなった。

5 月 3 日以降タイ全土で規制緩和の第 1 段階が始まり、5 月 13 日にタイは新規感染者が初めて 0 人となった。5 月 15 日には夜間外出禁止時間が短縮されたが、「航空機のタイ向け飛行の一時的な禁止（第 5 号）」が発令され、タイ向け飛行禁止は 6 月 30 日まで延長された。5 月 17 日より入店情報登録用プラットフォームアプリ「Inzone（タイチャナ タイは勝つの意味）」が導入された。規制緩和で再開した商業施設に入退店するときは、入り口にある QR コードを読み取り、アプリに登録する。5 月 26 日には非常事態宣言の 6 月 30 日まで延長が発表された。5 月以降のタイは、県境をまたいだ移動や日常生活維持に重要な各種施設に関する追加緩和が認められた一方で、入店登録アプリ導入など新しい日常が始まった。

6 月 1 日より夜間外出禁止時間は 23:00~03:00 に短縮され、県境を跨ぐ移動に関する制限緩和や日常生活の維持に重要な各種施設に関する追加緩和が認められた。6 月 15 日以降は日常生活に関わるほぼ全ての施設や活動が、各種感染予防措置を実施するとの条件下で再開を認められた。一方で、Covid-19 の影響による困窮者や、規制緩和による人出の増加を受けて窃盗グループの活動活発化が顕在し始めた。バンコク治安当局は各国の対在外公館等に情報提供して、安全対策を促した。

6 月 30 日タイ政府は非常事態宣言の 7 月 31 日まで

の再延長や、学校と一部施設の営業再開等「国際的な人の移動に関する決定事項」を発表した。このことにより、入国できる外国人の範囲が①タイ国籍者の配偶者、両親もしくは子息②有効な王国の居住証明書もしくは王国に居住許可を得ているもの③有効な労働許可を保持している、または法令によって王国での労働が許可されている者、またこれらの配偶者や子息 ④タイ当局から認定されているタイ国内の教育機関に通学する生徒および学生、またこれらの両親もしくは保護者 ⑤タイ国内で医療を受ける必要のある者および付き添いの者(Covid-19 治療は該当しない) ⑥外国との特別な合意事項 (special arrangement) に則して王国へ入国することが許可された者まで拡大されたが、所定の証明書や COE 申請可能な一部の外国人に留まるものであり、旅行者や IRM は対象外である。

7月23日タイ内務省公示では、タイに滞在する外国人の滞在許可期間を7月31日から9月26日まで延長するとともに、入国管理局が指定する期間内に入国法に基づく滞在許可延長等の手続きをとることが掲載された。このことにより、無査証や短期滞在 VISA 保有者は、やむを得ない事情がある者を除き9月26日までに出国準備することや、長期滞在 VISA 保有者は9月26日までに延長申請を行うことが義務付けられた。7月31日タイ政府は非常事態宣言を8月31日まで延長することを発表し、8月28日には更に9月30日までの再延長が発表した。在タイ外国人は9月26日までの滞在は許可されているものの、特別な事情のない無査証または短期滞在 VISA 保有者は9月26日までにタイを出国し、長期 VISA 保有者は9月26日を期限とする滞在許可自動延長撤廃された。タイ中央銀行は、外国人観光客が入国できない状況が来年も続いた場合のタイ経済全体に与える影響の大きさを危惧し、タイ政府が観光産業促進とコロナ感染阻止のバランスを取りながら政策運営すべきであることを論じている。

2021年2月26日時点は10回目の非常事態宣言延長が2021年3月31日まで敷かれている。一方で2020年10月1日より低リスク国/地域からタイに渡航する外国人観光客向けの特別観光ビザ (Special Tourist Visa - STV) 発給や、2020年10月9日からは低リスク国/地域からタイに渡航する外国人観光客向けの観光ビザ (Tourist Visa - TR) の保有者も COE 申請が可能となり、入国制限緩和が進められた。また、2020年12月23日より、日本を含む VISA 免除対象国籍者の VISA 無し

入国が可能となったが、COE 取得や 1000 米ドル以上の Covid-19 感染時の治療までカバーした保険加入、タイ政府の認可した 14 日間隔離施設予約証明書が必要である。また、航空機搭乗時-72 時間前以内にされた PCR 検査陰性証明書がタイ日本両国での搭乗前に提示が必要である

(3) チェンマイの Covid-19 関連情報と邦人親睦団体の活動

タイ入国管理局統計によると、2020 年 1-10 月の外国人入国者は 609,3759 人であり、そのうち日本国籍者は 243,904 人である。タイ非常事態宣言下 4-10 月間の日本人入国者は僅か 9,814 人であり、2019 年同月間の日本人入国者数 1,047,045 人と比較すると、1%に満たない。国籍別に 2020 年 10 月入国者数を比較すると、マレーシア (13,084 人) を筆頭に、フィリピン (5,596 人)、中国 (3,958 人) と続き、日本は 4 番目である。日本人タイ出入国者数は 2020 年 3 月に急減し、4 月からは出国者数が入国者数を抜いている。入国制限が緩和され始めた 7 月以降も「国際的な人の移動に関連する決定事項」で定められた者のみに入国が限定されているため、これまでの入国者数には遠く及ばない。

表-2. 2020 年 1-10 月日本人タイ出入国者数

月	入国	出国
1 月	116828	116030
2 月	98983	99805
3 月	18279	27601
4 月	645	2473
5 月	620	1180
6 月	713	1232
7 月	1044	1721
8 月	1647	1535
9 月	2665	1724
10 月	2480	1928
1-10 月合計	243904	255229
出典：タイ出入国管理 สกิดการเดินทางเข้าออกราชอาณาจักร จำนวนตามสถิติวันที่ 1 มกราคม 2563-31 ตุลาคม 2563 を基に筆者作成		

タイ入国制限下でも日本帰国は可能であることから、在タイ邦人は、一定数帰国している一方で、2019 年 10 月時点の在タイ邦人数 75,647 人に対して、2020 年 3 月-10 月間邦人出国者延べ数 39,394 人であることから、タイに残っている邦人も一定数いる。

2021年2月25日時点のチェンマイ県 Covid-19 累積感染者は69名（うち23名退院自宅療養中）である。2020年4月8日以降11月26日まではチェンマイ県新規市中感染者が確認されておらず、5月14日に確認された新規感染者はプーケット県からの帰郷者であった。11月26日に確認された感染者はミャンマーからの帰国者である。2021年1月2日新規感染者2名は他県で感染した後チェンマイに戻っていることから市中感染は見られないことから、これまでのチェンマイ県感染拡大防止策は一定の効果が見られる。在チェンマイ邦人が帰国を選択しない要素に、自分の日本国内拠点地域との感染者数比較があるとすれば、チェンマイでの感染者が少ないことが考えられる。チェンマイ県の邦人親睦団体である Chiangmai Longstay Life Club や在住者クラブ、日本人会等各団体は2月の定例会を最後に全ての行事を休止していたが、順次8月、9月より定例会再開の動きがあったが、11月末の県内新規感染者に対する326件の大規模追跡調査を鑑み、再び行事開催を中止している。これら各団体の代表と在チェンマイ日本領事で構成される「北部日系団体連絡協議会」で共有された情報は、各会員にメールを配信することで共情報有が行われている。更に日本大使館やチェンマイ総領事館が、在留届提出済みの人と「たびレジ」登録者に対して随時お知らせメールを配信している（Covid-19 関連情報配信回数は1月7回、2月4回、非常事態宣言が発令された3月は28回に渡り情報配信された）。感染症拡大下で情報を共有するためには、「たびレジ」登録や在留届提出、邦人親睦団体加入が有効である。しかし、ここで共有される主な情報はタイ政府や日本の外務省によるものである。また、日本語翻訳にかかる時間があることからオンタイムとは限らない。タイ政府情報や民間情報を瞬時に入手するためには、タイ語や、日本語翻訳より早く情報配信される英訳配信される英語が使用できることが有効である。

(4) Covid-19 感染拡大下の在チェンマイ邦人

2020年2-3月現地調査では20人19組の聞き取りを行った。自粛制限下での現地調査であったことから、対面での聞き取りは6組であり、他の13組は電話やLine等の通信を媒介した聞き取りである。筆者からの主たる質問は①外出しているか②帰国するかしないか③なぜ帰国する（帰国しない）のか、の3点である。19事例の各国籍は日本人12例、スイス人2例、タイ人5例である。居住形態は、タイ人配偶者または友人

と同居している人は10例、日本人配偶者と同居している人は1例、単身8例である。また、就労者は5例（タイ人3、日本人2）、非就労者は14例（日本人11、タイ人1、スイス人2）である。

表4. 聞き取り調査概要

NO.	氏名	年代 年齢	居 住 形態	性 別	国籍	在 住 県
1	A	61	同居	男	タイ	CNX
2	B	46	同居	女	タイ	CNX
3	C	51	単身	女	タイ	BKK
4	D	60代	単身	女	日本	CNX
5	E	60代	単身	女	日本	CNX
6	F	70代	単身	男	日本	CNX
7	G	70代	同居	男	日本	CNX
8	H	70代	同居	男	日本	CNX
9	I	60代	同居	男	スイス	CNX
10	J	30代	同居	男	スイス	CNX
11	K	50代	同居	女	タイ	CNX
12	L	50代	同居	女	タイ	CNX
13	M	60代	単身	女	日本	CNX
14	N	夫70代	夫婦	男	日本	CNX
		妻60代	同居	女	日本	CNX
15	O	60代	同居	女	日本	CNX
16	P	70代	単身	男	日本	CNX
17	Q	60代	単身	女	日本	CNX
18	R	70代	単身	男	日本	CNX
19	S	50代	同居	女	日本	BKK

筆者作成

質問①外出しているか、に関する回答では、通勤外出が就労者の5例であるが、就労しながらも2月末前後からなるべく外出を控えている人がNo11、就労者で非常事態宣言発令まで感染対策しながらも通常通り外出していた人がNo3であった。非常事態宣言発令まで就労者は通勤していたが、非常事態宣言発令前よりタイではフェイスシールドの着用者が見られた。乳幼児用のフェイスシールドも販売されている。托鉢する僧侶も着用している。タイ人の善悪の判断基準に宗教がかなりの重みが置かれている（中島 2012:34-35）。日タイの相違点として、政教分離を厳格に適用する日本の行政と公的宗教たる上座仏教の相違や、氏子や檀

家により維持された神社や寺院に他地域・他宗教・一般市民からの支援がない日本に対してタイの寺は地域に根差しつつも信徒組織に閉じられていないことがある。タイも法治国家であり、法律に遵守した生活を営むが、模範とするものは、幼少時から祖父母や僧侶に教わってきた仏教の教えである。フェイスシールドの効力は定かではないが、自分が感染防止に努めている程度が可視化されることから、そこに住む外国人にも感染防止の重要性を発信しているとも取れる。今回聞き取り調査を実施した非就労者の日本人 11 例は全て外出自粛を実践していた。このうち 2 月以降タイに帰国した人は 2 例(3 人)である。他の在タイ邦人は国を跨いだ移動をしていないことから、渡航後 14 日間外出自粛要請に該当しない人たちである。なぜ彼らは自ら外出を自粛したのだろうか。チェンマイでは 3 月暑気に入ると HAZE^①が発生する。例年チェンマイでは、この時期 DS1 や N95 などの PM2.5 対策用マスクを着用し、不要な外出は控えるようする。渡航帰りであるなしに関わらず、この時期の外出は控える習慣があったことも外出自粛要因の一つと言える。日頃から呼吸器系疾患に対する警戒や対策をタイ人同様に在チェンマイ邦人も習慣化していたことは、外出自粛に少なからずとも影響しているのではないだろうか。No14 の N 夫婦は、2011 年の大洪水や 2006、2014 年のクーデター、2010 年のデモを引き合いに出し、「洪水では電気水道も使えなかった。クーデターでは街に戦車が並んだ。それに比べれば、コロナで外出自粛するのは電気も使えるし、戦車もないから物騒ではない」と語った。在タイ生活の長い邦人は、これまで体験したことの積み重ねによる経験知が今回の外出自粛に影響したこともあるだろう。No7 の G さんは日本からタイに帰国後外出していたが、タイ人配偶者を通じて居住地の村長や、群病院関係者、近隣から注意を受け、隣人が用意した自粛告知看板を玄関に掛け自粛生活に入った。まるで日本で感染してきたような扱いや「この家族は危険」との見せしめのような告知分を掲げることに人権被害そのものではないか、との疑問を抱いていたが、「郷に入っては郷に従う」に他ならないと諦めた。何故なら集落内で余計な波風を立てて、配偶者や隣人に迷惑をかけてはならないからだと言う。Bauman の指摘する、コミュニティで安全を得るための対価として外出の自由を支払ったことになる。No12 の L さんは、勤務先のコンドミニアムに住む外国人タイ帰国者に対

して、住民が外出自粛要請し、この住民が外出自粛を受け入れたことを語った。ここにもコミュニティ内で安心・安全感を共有するために、この外国人住民が対価として自由を支払ったとも言える。

タイの感染対策の中に約 100 万人の民間保険ボランティアの活動がある。ボランティアは保健省の訓練を受けたものが登録し、1 人 10-15 世帯を管理し、住民の健康状態の細やかな変化に気づき対処する。No18 の R さんはボランティアによる検温調査をたびたび受けたという。No19 の S さんもボランティアの突然の訪問に驚きながらも何度か検温に協力し、ボランティアからはボウフラ対策の薬が配布されたという。タイ保健省によると、2020 年タイのデング熱感染者数は 71,292 人で、このうち 51 人が死亡した。民間保険ボランティアによる啓蒙活動も、外出自粛に繋がることもあろう。一方で、No9,10,11 の 3 例は外出自粛しなかった。国籍別に考察するとスイス人 2 例、スイス人の配偶者である No11 タイ人女性である。3 例共に直近の海外渡航歴はない。外出自粛しない理由に、タイ政府から強制されていないことを述べている。3 月 26 日以前のタイ政府は、外出自粛をタイへの渡航者に要請している段階であり、No9,10,11 の 3 例は自粛要請対象ではない。外出する自由や利益は守られている。外出自粛を容認するものとししないものにどのような特徴があるのだろうか。本調査被対象者のうち No9,10 の在タイ歴は日本人被対象者より短く、当 2 例は一連の大洪水やクーデターを経験していない。滞在年数や経験値は、感染症拡大下の自粛行動有無と関連があるのだろうか。Berry(1980)は、個人が新しい文化環境にさらされる際に生じる文化学習と行動適応のプロセスを文化変容と捉え、文化変容を①統合②同化③隔離・分離④失文化に類型化した。李原・佐野(2009)は、文化変容は複雑なプロセスであり影響する要因も多く、これまでの研究で頻繁に引用された要素として①年齢要因②移住目的、血縁関係、信仰宗教と職業技能③世代状況④経済状況と教育レベル⑤出身地⑦滞在年数⑧メンタルヘルスの 8 群を挙げている。No9,10 の 2 例を出身地(国)と滞在年数のみ抽出して判断はできない。また、外出自粛した行為のみで、より大きな社会(この場合タイ社会)との友好関係は価値があり、求められるべきと判断した、とは言い難いが、本調査では外出自粛をするしないの選択に、出身国と滞在年数の影響が見られた。

タイ人以外の被質問者 14 例に対する質問②の回答

では、帰国した（する）人が3例であり、帰国選択要因は依前から帰国を決めていた2例と、VISA 期限切れの1例である。感染拡大を理由とした帰国はなかった。帰国しない11例の選択理由のうち、帰国に対する阻害要因は①帰国したらタイに再入国できない②日本の方がタイより危ない③帰国後隔離生活したくない④帰国便が欠航になった⑤ペットがいるから帰国できない、等が挙げられた。帰国しない選択をしたものは①元々帰国を予定していない②家族もタイにいるから帰国しない2例③ここが生活の拠点だから帰国しないの3つの理由が抽出された。本調査においては、感染症拡大を理由に帰国を選択した人はいなかったが、日タイの安全性を比較検討した上で、タイの方が安全と判断して帰国しないことを選択した人がいる。換言すれば、タイにいる限り安心安全を獲得できるが、日本への帰国は危ない、との不安が帰国を阻害している。仮に日本へ帰国した場合は①健康状態に異常のない者も含めて検疫所長の指定する場所（自宅など）で入国の次の日から起算して14日間待機し、空港等からの移動も含め公共交通機関を使用しない②入国前に、入国者自らが入国後に待機する滞在先と、空港等からその滞在先まで移動する手段（公共交通機関以外）を確保すること③入国の際に、検疫官によって、入国後に待機する滞在先と、空港等から移動する手段について検疫所に登録することが要請されている。また、入国制限対象地域に滞在歴のある者にはPCR検査が課され、結果が出るまで空港内のスペース又は検疫所が指定した施設等での待機が要請される。陰性であっても、入国翌日から起算して14日間は自宅や施設等で不要不急の外出を避け待機することが要請されるとともに、保健所等による健康確認の対象となる。このような帰国に関わる一連の隔離や検査、宿泊施設の自費負担なども帰国を阻害する要因になっている。No14のN夫婦は、帰国しない理由にペットの存在を挙げた。また、チェンマイに家財道具や車を揃えた生活があり、日タイ両方に直ぐ帰れる家があるわけではないことによる帰国の難しさも語っている。感染拡大が収まったら、車や家財道具を処分して帰国を考える人も出るかもしれないことを推測しながらも、現時点の移動は難しい捉えている。どこにいても自粛生活を課されるのであれば、日本より広い住環境でメイドの家事介助を受けながらのタイ生活を選択するという。タイに再入国する場合は、タイ大使館もしくは総領事館にCOE申請する。そ

の際には①パスポートと生体（顔写真）頁のコピー②パスポート内のVISAもしくは再入国許可証印があるページ③航空券もしくは予約確認書④Declaration Form⑤滞在期間中の10万米ドル以上もしくはそれに相当する治療補償額の英文医療保険証⑥医療行為を受ける目的で渡航する者以外は、14日間隔離施設（Alternative State Quarantine.以下、ASQと記す。）の予約確認書⑦入国理由を示した書類が必要である。これらの申請書類はタイ大使館・総領事館からタイ外務省に転送される。これらの書類が承認されると、タイ大使館・総領事館からCOEが発給される。更に出国に当たり航空会社のカウンターでは①COE②大使館・総領事館で入手した宣誓書（署名済みのもの）③出発前72時間以内に出された健康証明書（Fit-to-Fly）④10万ドル以上の旅行保険を提出し、航空券の発券を受けることになる。タイ入国後は、全ての外国人は政府の指定したASQや指定ホテルにて自己負担で14日間の検疫措置を受ける。一旦出国するとタイ再入国のハードルは非常に高い。このように、タイ再入国の難しさが、日本への帰国をためらう要因となっている。

3. 結論

本稿では、Covid-19感染症対策下のタイで、在タイIRM邦人が日本に帰国するか、あるいはタイに残るかを選択する背景にはどのような支援対策が敷かれており、帰国あるいは残留それぞれの選択に課される自己責任はどのようなものか、在外邦人に対する支援は妥当なものであるのか探ることを目的とした。そのために、2.にてタイの感染症対策を概観し、Covid-19拡大下の在チェンマイ邦人の対応と日タイ出入国に関わる制限や規制の推移を照合した。その結果、下記3点が明らかになった。第一に、日本国籍を持つものは、タイ非常事態宣言下においても帰国選択は可能であるが、4月3日以降の帰国に際し、経費自己負担による政府指定施設での14日間の自己隔離が必要となり、帰国に課される負担が大きくなったことが挙げられる。移動の自由は必ずしも常時保障されたものではないことが、今回の感染症拡大で浮き彫りになった。次に、在タイ外国人に対するタイ政府の特例措置が挙げられる。タイ政府は「王国内の一部外国人の滞在に関する特例措置」を交付したことから、非常事態宣言発令以降に王国での滞在許可の期間が終了する者に対して現在9月25日まで滞在許可を延長し、居住報告等の義務を免除している。このことから、帰国せずタイに残

ることを選択する自由も保障されているが、一方で、非常事態宣言下の外出自粛や行動制限が課されている。また、Covid-19の影響が労働環境に及び失業者や困窮者による犯罪グループ活発化などの治安悪化がある。感染防止のみならず、安全対策にも注意を払う必要がある。最後に、治安悪化が懸念される中で新しい日常に対応しながらタイに留まるものと、日本帰国者の先に見えないタイ再入国がある。現地タイ人は、法と共に仏教に所以する善悪判断基準を基に生活を営む。在タイ日本人は彼らの行動様式や、これまでの洪水、クーデターから学んだ経験知や郷に入っては郷に従う精神で非常事態下の新しい生活に対応している。一方で、帰国した後にタイへ再入国が認められる外国人は、「国際的な人の移動に関する決定事項」で認められたものに限定され、航空機搭乗 72 時間以内に医師により作成された Covid-19 陰性証明書と Covid-19 罹患時に保障される 10 万米ドル相当の保険加入証や、在日本タイ大使館により発行された COE を保持することが前提である。一度タイを出国したら、いつ再びタイに入国できるかは不透明である。生活の本拠地（国）の設定には、移動が困難となる場合を含めて熟考する必要性がここにある。在タイ邦人が帰国するかタイに留まるかの選択においては、タイが居住地である、帰国の必要がない、家族もタイに居る、など様々な理由によりタイに留まる人がいる一方で、帰国を考えながらも帰国後の不自由さや不安、タイでの生活や同居するペットの世話など、帰国を躊躇う要因をもつ人もいる。それぞれの事情に基づき個別に判断した結果に課される責任を熟考し、海外に住むことに対するリスクに備えることは喫緊の課題である。

本稿では、在タイ邦人 IRM を事例に彼らの移動意思決定を焦点に考察した。今後は、ワクチン接種に当たり、在チェンマイ IRM 邦人はどこで接種するのかすべきなのか、タイ政府は在留外国人に対する摂取基準をどのように判断するのか、ワクチン接種が進む中での、在チェンマイ邦人のあるべき姿と自己責任範囲の再考を課題として本稿の結びとしたい。

【補注】

- (1) Joint Commission International の略称。米国の病院評価機構 (JC : The Joint Commission) で認定された医療機関。タイは 61 施設認定されている。
- (2) World Travel & Tourism Council の略称

- (3) 目に見えない乾いた微粒子(PM10・PM2.5)の浮遊による煙霧(スモッグ)。野焼きやディーゼルガソリン車両の排気ガスが主な原因。2007 年から問題視されているが、悪化を辿る。

【参考文献】

- Embree, J. F (1950) "Thailand: A "loosely structured" social system" *American Anthropologist*. 52. p181-193.
- King, R. Warnes, A.M & Williams, A.M (1998) "International Retirement Migration in Europe" *International Journal of Population Geography*, vol14. p91-111
- Komin, S. (1990). "The Psychology of the Thai People: Values and Behavioral Patterns" Research Center, National Institute of Development Administration
- 實吉佐知子(2016)「海外渡航者の注意点:検疫所の立場から」『Infection control』vol25 no.8, p733-736
- 杵木優子・的野多加志(2016)「夏季休暇シーズン前の ICT への問い合わせ Q&A—ICT の視点から—」『Infection control』vol.25 no.8 p31-33
- Bauman Zygmunt(2001) "Community Seeking Safety in an Insecure World"=奥井智之訳 2017『コミュニティ 安全と自由の戦場』,ちくま学芸文庫, p10-11
- 橋本健二(2018)「日本社会を分断する「自己責任」の罫」『潮』11月号第729号, p56-62
- Ministry of Public Health Thailand: Corona Virus Disease
<https://ddc.moph.go.th/viralpneumonia/eng/situation.php>
- 三舟求真人(2006)「旅行医学と感染症」『日本食品微生物学会雑誌』.23(2), p53-60
- รัฐบาลไทย:เกี่ยวกับรัฐบาล(タイ王国政府報道)
<https://www.thaigov.go.th/main/contents>
- สำนักงานสาธารณสุขจังหวัดเชียงใหม่ (チェンマイ県保健局 HP)
https://www.chiangmaihealth.go.th/cmpho_web/coronavirus_situation.php
- 中島マリン(2012)『タイのしきたり』,めこん, p34-35
- Berry, J. W. (1980) "Comparative studies of acculturative stress" *International Migration Review*, vol21 p491-511
- 李原翔・佐野秀樹(2009)「マイノリティの学業達成・文化変容およびカウンセリングの役割に関する海外研究の動向 : 適応要因と教育支援 のキーワードを通して,」『東京学芸大学紀要』 60, p193-202

「長期滞在型国内旅行」推進事業の経緯と今後への意義

— 実務者の視点から —

The Past Case of “Domestic Long Stay Tourism” Promotion Project and Its Significance for Future Reference.

松山 豊浩*

MATSUYAMA, Toyohiro

「観光(ツーリズム)は21世紀のリーディング産業」とされて久しいが、2001年以降も日本人の国内宿泊旅行は低迷し、消費額、国民一人当たりの年間旅行回数・宿泊数とも減少もしくは横ばいが続いている。その打開策として、国内旅行の多様な効用を訴えて国民生活における旅行の優先度を高め、1. 旅行人数を増やす 2. 旅行回数を増やす 3. 旅行滞在日数を増やす(=「長期滞在型旅行」の促進)の3点を目的とした取組の必要性が叫ばれるとともに、2010年前後に我が国唯一の「休暇改革」および「長期滞在型国内旅行」推進事業がツーリズム業界団体を中心に実践され、一定度の進捗成果を得た経緯がある。筆者は2010～13年にかけて当該事業の実務推進者を務めたが、現下のCovid-19(新型コロナウイルス)感染拡大による観光業界また国民の観光全体の未曾有の危機を身近に感じ、あらためて当該事業の経緯・実績が“after Corona”の「観光立国」への国内観光の再興とより豊かな国民生活を実現する「新しい観光行動」の確立に向けた意義を有するものと考え、事例を振り返る。

キーワード：観光、ツーリズム、日本人国内宿泊旅行、長期滞在型国内旅行、1ウィークバカンス、ディスカバケーション、休暇改革、ロングステイ、ワーケーション

1. 「長期滞在型国内旅行」推進の背景

21世紀を目前とした2000年10月、経団連の「21世紀のわが国観光のあり方に関する提言」において、「観光は21世紀の成長産業」として明確に位置付けられ、続いて、観光関連企業・団体が協力してツーリズム産業の大きな可能性の実現を目指し、観光産業の横断的課題の取組を強化するとともに民間の活力を生かした実践的な活動を行っていくために、2001年11月、(社)日本ツーリズム産業団体連合会(略称：TIJ、以下TIJと称す。)が設立された。このTIJは、1. 国際理解の推進のための訪日外客数を大幅に増加させること。2. 日本経済を牽引するために経済波及効果を測定しツーリズム産業の重要性をアピールする。3. ゆとりある人生を過ごすために休暇のとり方を改革し長期休暇を実現させること の3本柱の事業目標を中心に2011年3月末日まで約10年精力的に活動した。

続く2011年4月、(社)日本観光協会との合体により(社)日本観光振興協会(略称：JTJA、以下JTJAと称す。)(現在の(公社)日本観光振興協会)が発足し、TIJ事業を継承する事務局が設けられ、休暇改革、ツーウェイツーリズム、産学連携、広報啓発のTIJの4つのコア事

業は、名称変更のうえJTJA事業として引き継ぐことにより全国の観光地域への拡大を目指して活動を継続することとなった。

このTIJからJTJAに至る流れにおいて、「長期滞在型国内旅行」推進の取組は休暇改革事業の中心的課題として、訪日外国人旅行者(以下、インバウンドと称す。)の急速な拡大が進んだ2015年度にJTJAが当該事業の旗を降ろすまでの間、様々な形で積極的かつ実践的に実施された。

現下のCovid-19(以下、新型コロナと称す。)の世界的パンデミックによるツーリズム界全体の過去に経験のない甚大な危機から今後再興への舵を切るにあたり、Go To トラベルのような緊急避難的な観光救済政策の実行や未だ目途のない中で再びインバウンドの復活に期待を寄せて準備を進めることは極めて重要である。

しかし筆者は、それとは異なる視点から、我が国の観光におけるより根本的な命題として今も残されたままとなっている日本人旅行者を対象とした「長期滞在型国内旅行」推進への産官学を貫いた理解と連携による新たな取組の実践が、今こそ喫緊の課題として再認識し、本事例報告を記すこととする。

*正会員

2. 「長期滞在型国内旅行」推進事業の取組事例

筆者は前述の TIJ と㈱日本観光協会の合体期から新生 JTТА としての事業継承期にあたる 2010～13 年度に、会員であるツーリズム関連企業からの人材出向により休暇改革事業の責任者として職務を遂行した。

TIJ 時代から継承した政策提言および国民向け啓蒙活動である「1 ウィークバカンスキャンペーン」をはじめ、観光関連団体および民間企業の協力に加え、JTТА にて初めて可能となる地域への展開にも取り組み、JTТА・地域・民間企業の連携と協働による新機軸の「長期滞在型国内旅行商品」の企画開発と造成を進め、「ディスカバケーション」(英語の"Discover"と"Vacation"の二つの意味を掛け合わせた造語)という共通商品ブランドで共通ロゴを使用した旅行商品化と販売 PR 等をとおして、有給休暇取得促進による「長期滞在型国内旅行」の国民旅行者への推奨とともに地域での長期滞在旅行者の受け入れ体制および各地域ならではの「ニューツーリズム」を促進する観光コンテンツや体験プログラム等の整備を行い、2012～13 年度には一定度の成果を得た。

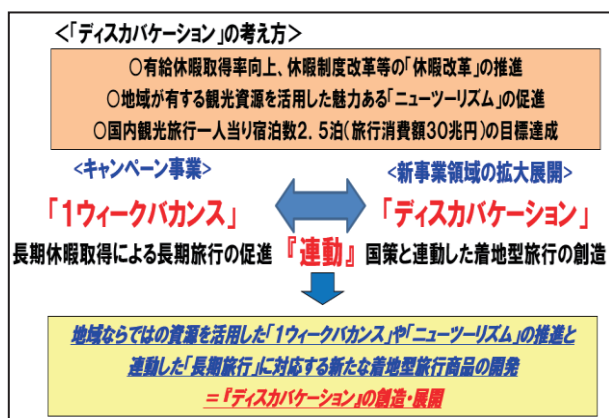


図1 「ディスカバケーション」推進の基本構想
その一例として、以下に奥能登地方(珠洲地域)における「長期滞在型旅行商品」の新規造成事例に触れる。当時 JTТА 内で運営されていた「国内旅行需要創造委員会」(※ TIJ の「休暇改革委員会」を継承する委員会)(以下、委員会と称す)では、その主要事業課題として、1. 休暇改革の啓蒙と促進 2. 長期滞在型国内旅行商品の創造 を推進しており、2011 年 3 月に発生した東日本大震災から約 1 年を経た 2012 年 5～6 月にかけて全国都道府県の観光主管部署に管下の観光地域における「長期滞在型旅行の受入推進事例等に関する照会アンケート」を実施・集約し、前出「ディスカバケーション」ブランドの「長期滞在型国内旅行商品」新規造成

候補地域を、①長野県 飯山市および白馬村地域 ②石川県 珠洲市周辺地域 ③北海道 富良野市および美瑛町地域の 3 地域に絞り込んだ。この 3 地域を候補とした理由は、全国都道府県の観光主管部署からのアンケート記載内容の対象地域において、1. 地域主体において長期滞在型旅行の意義と効果が理解されていること 2. 地域主体による滞在旅行企画や受け入れ体制および滞在時の体験プログラムやプレジャーコンテンツの調査や検討が一定程度実施されていること 3. 旅行企業が協力することにより短期間で魅力ある長期滞在型商品企画～造成が期待できること 等を委員会事務局が精査し、委員会に提案のうえ正式に承認を得た地域であるというものであった。

この 3 候補地域の中で、JTТА 委員会が推進調整役を担い、地域と旅行企業の協働により最初に商品造成が実現して販売に至ったのが ②の石川県 珠洲市周辺地域である。ここでは地域主体の珠洲市観光主管課が予めから当時県が主催していた「ヘルスツーリズム研究会」に参画し、第 3 セクター運営のリゾート型ホテルを拠点とした「健康と食」をテーマとした新規旅行商品企画を模索していたところであった。

委員会では委員メンバーに名を連ねる旅行各社に候補地域周辺の観光周遊ポイントや滞在プログラム等のポテンシャルをはじめ商品企画の実現性評価を求め、前出 3 候補地域のうち各社として評価が高いいずれか 1 つの地域での商品造成を進めるという挙手型の事業推進を実践した。各候補地域について、地域主体の観光企画担当者と企業の商品造成担当者および委員会事務局が結集し、数回にわたる現地視察や協議を重ね、その結果、奥能登珠洲地域では地域主体と航空系旅行会社の積極的な協力と円滑な商品造成の具体化が進み、「ヘルス」をテーマとした WEB 商品『能登 癒しの休日』として、お試し型の「1 泊 2 日」と長期滞在型およびリピーター向けの「6 泊 7 日」の 2 コースを企画、造成した。

2 日間コースではリゾートホテルでの「エステと健康」および「オープンエア・フィットネスプログラム」を、7 日間滞在コースではそれに加えて里山活動施設での「各種野外体験型着地プログラム」を設定し、旅行シーズンの初夏を控え 2013 年 5 月に発売開始に至った。時期・コース別の集客数実績等は非公開のため正確に把握できなかったが、委員会では発売後同年夏期までの予約実績として 20 名程度との報告があった。



図2 「ディスカバケーション」旅行商品 Web パンフ

3. 地域主体と旅行会社の協働による商品化の意義

この事例は、2000 年のハッピーマンデーの施行を契機に、観光庁発足以前から国内旅行活性化と観光地域振興の重要な課題として 2002 年の「秋休みキャンペーン」を端緒として長年取り組まれてきた TIJ の「1 ウィークバカンスキャンペーン」(※ 国民旅行者に年に 1 度の長期休暇取得とそれを活用した長期旅行を推奨する啓蒙キャンペーン事業) をはじめとする「休暇改革」推進運動や東日本大震災発生で中断された「休暇分散化」トライアルの主旨も踏まえた、地域を含む業界横断的な新たな活動であり、また、国民勤労者の長年の課題である「有給休暇取得率向上」および「長期休暇取得促進」と「長期滞在型国内旅行」への積極的参加を結びつけることにより、旅行をとおしたより豊かな国民生活の実現を目指す重要な一歩であった。

2013 年度はさらに「ディスカバケーション」を新規旅行商品化モデル事業に進化させ、ポテンシャルと意欲が備わった地域での魅力ある商品造成を加速することを目指し、委員会として地域からの公募を前提としたスキームを提案して議論を進めた。あらためて、1. 有給休暇取得率向上・休暇制度改革等の「休暇改革」の推進 2. 地域が有する観光資源を活用した魅力ある「ニューツーリズム」の促進 3. 国内観光旅行一人当たり宿泊数 2.5 泊（旅行消費額 30 兆円）の目標達成を明確な目標に掲げ、「観光立国」実現に向けた幅広い課題の相乗効果的な推進とモデル事業化を実践するスキーム案とした。

しかしながら、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の誘致決定とともにインバウンドの受入拡大に観光政策の舵が切られた 2013～14 年以降、「休暇改革」を目指す国民運動、業界団体を中心に観光地域と旅行会社の協働による「長期滞在型国内旅行」の商品化拡大を目指す持続的な事業推進の動きは急速に勢いを失い、インバウンド実績が急伸する一方で 2015 年までの僅か 1～2 年の間に影を潜めて行った。

筆者は、この経緯の中に、わずかに約 1 年前の 2020 年初頭まで絶好調であったインバウンドの姿が完全に消滅した現下の新型コロナ感染拡大による観光地域および業界全体の未曾有の危機から、近い将来の “after Corona” 時代を想起して可能な限り早期に我が国のツーリズム再興の実現に向けて再始動するための極めて重要なカギが隠されていると確信している。

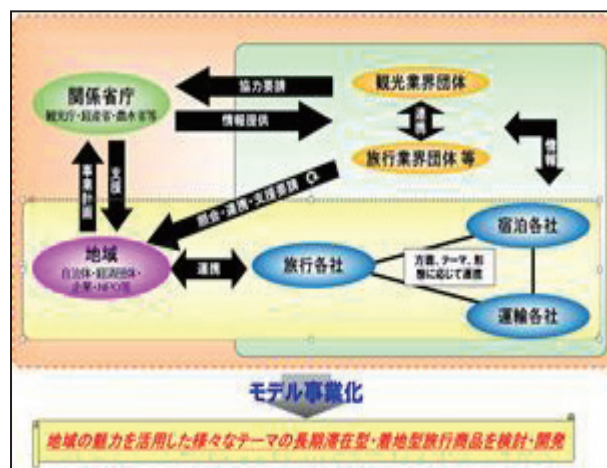


図3 「ディスカバケーション」モデル事業化(案)

4. 今後の観光再興と「観光立国」実現へのヒント

2020 年初春以降、日本は世界と同時に新型コロナのパンデミックに襲われ、国境を越える人の移動が厳しく制約を受け、2020 年 4,000 万人の政府目標に向けて急増を続け全国各地の観光地域にも足を運ぶようになったインバウンドがビジネスや MICE 渡航者を含め瞬く間に姿を消し、また 2019 年には 2,000 万人を超える過去最多を記録した日本人海外旅行者(アウトバウンド)もほぼ皆無となるという、まさに新たな感染症のイベントリスクによってツーリズム産業全般の存続自体が困難な危機的状況のみならず、医療や介護をはじめ国民の健康と安全が保障される社会生活、飲食業や小売業を代表とする大半の経済活動に甚大な影響が及び、未だ収束の目途も見通せない「国難」にある。

一方で、インバウンドのさらなる拡大を中心に展開

され、大きな成果を示してきた近年の観光諸政策の傍らで、「休暇改革」やそれと連動する「長期滞在型国内旅行」の促進を目的とした自国民の国内旅行活動の利益拡大に向けた観光政策や国民運動的な地道な取組が注目を失ってきたことは否めず、その結果、関連数値指標も好ましい顕著な向上や改善は表れていない。(1. 日本人国内宿泊旅行消費額：2008 年 15.6 兆円 2013 年 15.4 兆円 2018 年 15.8 兆円 2019 年 17.2 兆円 2. 国内宿泊旅行一人当たり宿泊数：2008 年 2.37 泊 2013 年 2.35 泊 2018 年 2.14 泊 2019 年 2.31 泊 3. 日本人有給休暇取得日数・取得率：2008 年 8.5 日・47.4% 2013 年 9.0 日・48.8% 2018 年 9.4 日・52.4% ※政府の有給休暇取得率目標：2020 年までに 70%)。

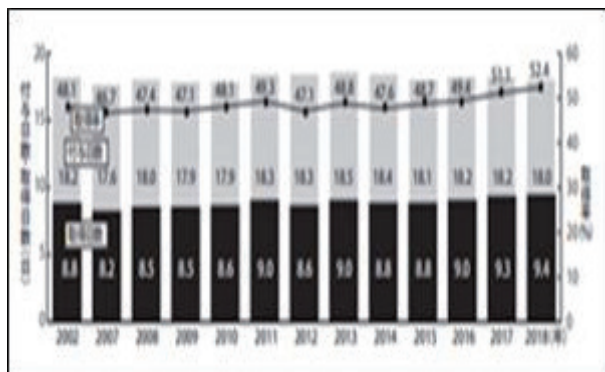


表1 労働者1人平均の年次有給休暇の推移

筆者は、現下の先の見えない「国難」の渦中において急遽当たり前となったリモートワークでPCに向かい「日本の観光の将来」に思いを巡らす中、本学会における多くの研究者の先生方による「長期滞在型・ロングステイ観光」に関する各種テーマの学際的な研究活動が極めて重要であることに加え、本報告にて取り上げた地域と旅行業界の協働による過去の「長期滞在型国内旅行」推進への具体的な商品造成や持続的な事業化に類する取組が非常に大きな意義を持つものと考えてに至った。

諸外国が先行する「ワクチンパスポート」の開発および国際的認証と運用が日本でも開始され、インバウンドの安全な入国が再開して再び増加に転じるまでの間、日本のツーリズム産業と観光地域の再興は、国民全体へのワクチン接種実施とともに順次再開されて行くであろう「日本人国内旅行」の拡大に頼らざるを得ず、それには当面 Go To トラベルのような一過性の緊急避難的な観光支援政策が重要であることに変わりが、それらは財源的にも期間的にも限度があり、一方で昨今は「マイクロツーリズム」、「お一人様(ソロツ

ーリズム)」、「ワーケーション」等に特化した政策支援や事業推進の必要性が叫ばれている。

そのような中、旅の根源的かつ最も大きな効果ともいえる「旅行をとおした国民のより豊かな社会生活」の実現 (=筆者が考える、本来の意味の「観光立国」の実現) のために、再びツーリズム産業界が業界団体等をとおして主体的に「休暇改革」の促進と「長期滞在型国内旅行」の推進の旗を高く掲げ、「New Norma」時代の新しい旅行行動様式を効果的に提案・促進するサステナブルかつ先進的な観光政策の実行を提言するとともに、疲弊する観光地域が希望を持って自ら復活を目指すためにも旅行会社や業界団体との新たな協働事業が今の時期だからこそあらためて求められるものと思料する。

筆者は、従来の「二地点居住」および「国内ロングステイ」、そして新たな生活と働き方を両立する「ワーケーション」は、まさしくこれまで長い経緯を持つ「休暇改革」と「長期滞在型国内旅行」にかかわる未達成課題の延長線にあることから、新型コロナ感染拡大の経験とイベントリスク管理の反省とともに、これら可能性に溢れた新旧の諸課題を日本人と日本社会の変革テーマとして再構築した上でプラスに活かしていくことが、「after Corona」における国内旅行および観光の本格的な再興への最短の道筋であり、さらには「長期滞在型国内旅行」は「滞在」すればするほど観光分野のみならず地域経済全体により大きな効果をもたらし、これは日本人旅行者とインバウンドの両者に共通する特徴であることから、全国の観光地域における「長期滞在型国内旅行」プログラムと受入体制の積極的拡充はインバウンド本格再開時の誘致訴求の決定打にもなり得る重要なヒントであると考えている。

以上

謝辞：本報告は個人として調査および記述したものであるが、2011～13 年にかけて筆者とともに目標を共有し、困難な環境の中でも事業推進に果敢に取り組み尽力した全ての関係者にあらためて尊敬の念と謝意を表したい。また、今回題材とした近年の「長期滞在型国内旅行」推進事業に関する関連資料や書面等は既に多くが散逸・消失しつつあるが、そのような中で本報告をとりまとめ、記述・記録する機会を与えてくださった長期滞在型・ロングステイ観光学会および事務局各位に衷心より深謝申し上げたい。

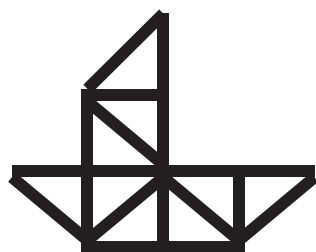
【補注】

- (1) 図1および図3：事業関連記録より筆者作成。
- (2) 図2：商品造成販売旅行会社 Web ページ(2013)より引用。
- (3) 表1：下記参考文献の(一社) 日本旅行業協会(2020)「数字が語る旅行業 2020」69Pより引用。(注) 1. 2008年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。2. 2014年から「常用労働者が30人以上である民営法人」を調査対象とし、更に「複合サービス事業」を含めた。出典：厚生労働省「平成31(2019)年就労条件総合調査」(2019.10.)

【参考文献】

- (一社) 日本旅行業協会「数字が語る旅行業 2020」(2020) 69P
- (社) 経済団体連合会 意見書「21世紀のわが国観光のあり方に関する提言－新しい国づくりのために－」(2000)
<https://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2000/051/honbun.html> (2021.1.閲覧)
- (公社) 日本観光振興協会 事業報告「平成25年度主要事業の取組について」(2013) <https://www.nihon-kankou.or.jp/home/userfiles/files/autoupload/H25jigyougaiyou.pdf> (2021.1.閲覧)
- 観光庁 観光白書「平成25年度 観光の状況」(2013) 16-17P
- 観光庁 観光白書「平成27年度 観光の状況」(2015) 10-11P
- 観光庁 観光白書「令和元年度 観光の状況」(2020) 16-17P
- 観光庁 発表資料「旅行・観光消費動向調査2019 年々間値(確報)」(2020.4.) 1-3P

2021 年度分科会活動報告



新型コロナウイルス感染症の流行下におけるマレーシアの日本人ロングステイヤーの生活に関する研究

Study on the Life of Japanese Long-stayers in Malaysia under the Epidemic of COVID-19

花井友美*、野口洋平**、金振晩*

HANAI, Tomomi, NOGUCHI, Yohei, KIM, Jinman

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的大流行が発生し、海外ロングステイヤーの取り巻く環境も大きく変化している。そこで、日本における海外ロングステイ先の第1位であるマレーシアを取り上げ、COVID-19の流行下におけるマレーシア政府の方針およびロングステイヤーの再入国・出国手続きの概要を整理した。それを踏まえ、マレーシア滞在中のロングステイヤーへのヒアリングを通じ、COVID-19の流行が、海外ロングステイヤーの生活にどのような影響を及ぼしているか実態を把握した。その結果、食事や買い物などの日常生活レベルにおいては、住民の間から自然発生的・自発的に協力体制が形成され、混乱なく生活が行われたようである。一方で、出入国については曖昧な情報が錯綜するなど混乱が見られた。

キーワード：マレーシア、ロングステイ、新型コロナウイルス感染症

1. 目的

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界規模の流行下のもと、海外ロングステイヤーを取り巻く環境も目まぐるしく変化している。第一に、ロングステイ先と日本とのあいだの往復が禁止・制限されている。第二に、ロングステイ先の国・地域の法令や条例に従い、新たな生活様式で過ごすことが余儀なくされている。

2020年度の分科会では、日本からのロングステイヤーが多いマレーシアを対象とし、COVID-19の流行下におけるMM2H（マレーシア・マイ・セカンドホーム）ビザに関するマレーシア政府の方針およびロングステイヤーの再入国・出国手続きの概要を整理した。また、現地サプライヤーへのヒアリングから、COVID-19の流行が、海外ロングステイヤーの生活にどのような影響を及ぼし、海外ロングステイヤーがどのような不安や懸念を感じているのか整理し、COVID-19のような危機的な状況下で求められるロングステイ先の基盤や仕組みについて考察した。

本分科会は、2020年度の研究成果を踏まえ、

- ①引き続き COVID-19 の流行下におけるマレーシア政府の方針およびロングステイヤーの再入国・出国手続きの概要を整理する
- ②マレーシアに滞在するロングステイヤーの生活状況

及びレジャー活動への興味・関心についての実態調査（ヒアリング）を実施することを目的とする。

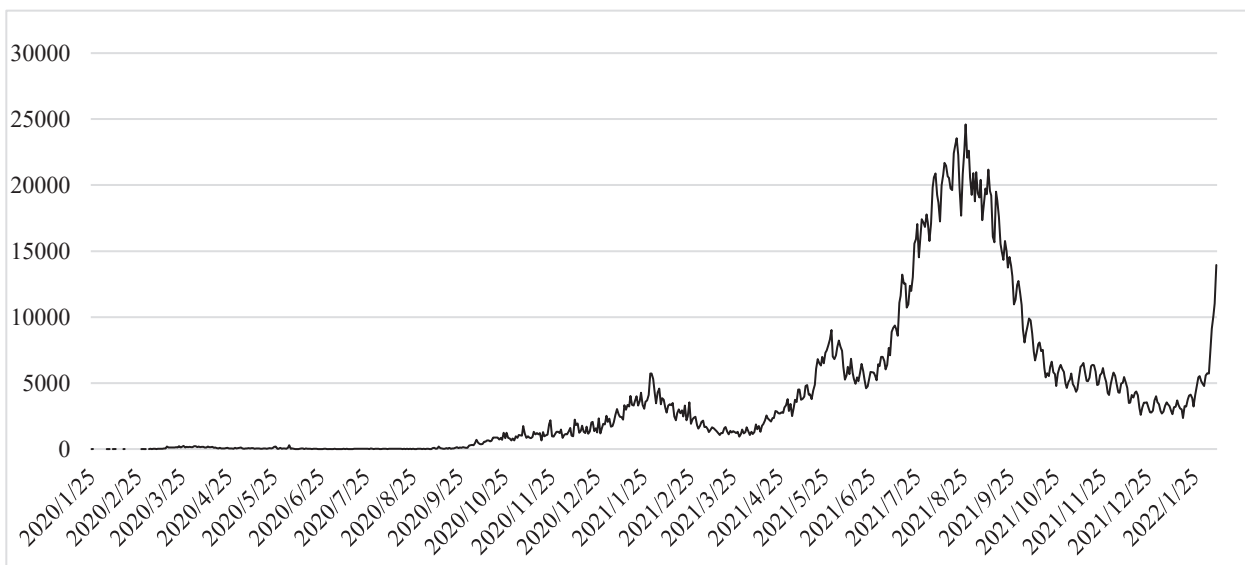
2. マレーシア政府の COVID-19 への対策

図1は、マレーシア国内の COVID-19 新規感染症例数の推移を示したものである。

2020年3月16日、マレーシアのムヒディン首相はロックダウンを発表した。同月18日には「活動制限令（Movement Control Order, MCO）」が発令され、罰則を伴う厳しい外出規制がされ、軍隊も出動した。その結果、COVID-19の抑え込みに成功した。5月には、政府の定める規制内容（SOP）のもと、各州で「条件付き活動制限令（Conditional Movement Control Order; CMCO）」が施行され、多くの経済活動・社会活動が許可されるようになった。6月になると、CMCOは「回復のための活動制限令（Recovery movement control order; RMCO）」に置き換わり、SOPに従うことを条件に、ほぼすべての社会・経済活動が許可されるようになった。

しかし、9月末にサバ州で選挙が行われ、それに伴う外出・移動により感染者数急増した。10月7日にはサバ州の3地区（コタキナバル、プナンパン、プタタン）を対象に再度CMCOが施行され、同月10日から

* 帝京大学経済学部 ** 杏林大学外国語学部



出典：マレーシア保険省の公表データを基に作成（2022/2時点）

図1 マレーシア国内のCOVID-19新規感染症例数の推移

はサバ州サンダカン、パパル、トゥアラン及びスランゴール州クランでも CMCO が施行された。感染者数の急増は半島にも飛び火し、COVID-19 の新規感染症例数が再び急増した。2021 年 1 月 12 日、ムヒディン首相は特別声明で、憲法第 150 条第 1 項に基づく全国を対象とする非常事態宣言の発出提案に関し、国王が合意したことを発表した。また、同月 13 日には首都圏を中心に MCO が再度発令された。本 MCO は 3 月 4 日まで続いた。これらの MCO を経て、新規感染症例数は 3 月下旬には一時的に減少した。その後、CMCO、RMCO の実施に基づき、条件付きながらも経済活動が再開された。

しかし、2021 年 4 月後半になると、再度新規感染者症例数が増加し、4 月 27 日にクランタン州で MCO が再度発令されたことを契機に、ペナン州、ペラ州、パハン州でも MCO が発令され、5 月 12 日にはマレーシア全域で、緊急、健康、就労、商業活動、ワクチン接種の予約といった目的、さらには遠距離となる夫婦を除く地区及び州を越える移動の禁止、並びにレストランや飲食店での飲食の禁止などを含む MCO が発令された（6 月 7 日まで）。さらに同月 28 日には、マレーシア首相官邸は、一日の新規感染者症例数が 8,000 人を越え、かつ、治療（療養）中の未回復である現感染者数も 70,000 人以上という国内の感染拡大状況を踏まえ、マレーシア全土において、マレーシア国家安全保障会議が定める必要な経済及びサービス分野を除く、

全ての社会・経済活動を停止するトータルロックダウンのフェーズ 1 を 6 月 1 日から実施することを発表した。同月 27 日、トータルロックダウンフェーズ 1 の継続を含む国家回復計画（National Recovery Plan, NRP）の段階ごとの規制の一部が発表された。NRP では、3 つの主要な指標（新規感染症例数、ICU 病床使用率、ワクチン投与率）に基づき、段階的に規制が緩和されていく（表 1）。

表 1 NRP の各段階の指標

段階	指標
フェーズ 1 →フェーズ 2	・成人のワクチン投与（2 回）人口率 10%
2	・新規感染症例 4,000 例未満 ・ICU 病床使用率 50～70%
フェーズ 2 →フェーズ 3	・成人のワクチン投与（2 回）人口率 40%
3	・新規感染症例 2,000 例未満 ・ICU 病床使用率 50%未満
フェーズ 3 →フェーズ 4	・成人のワクチン投与（2 回）人口率 60%
4	・新規感染症例 500 例未満 ・ICU 病床使用率 50%未満

3. マレーシアにおけるワクチンの接種状況

表 2 はマレーシアにおけるワクチンの接種状況を月

別に集計したものである。2022 年 2 月 15 日時点では 2 回の接種を完了した者が 25,735,982 名 (78.8%)、3 回目の接種完了者が 13,486,823 (41.3%) である。マレーシアでは、マレーシア政府開発アプリ MySejahtera 経由でワクチン接種の予約が可能である。また、MySejahtera は、訪れた場所をチェックインすることで、アプリ保有者の感染リスク管理や感染発覚前の行動追跡を行い、周りに感染者が出たかを確認できる他、毎日の感染者数の確認も可能である。

表 2 マレーシアにおけるワクチン接種者の推移

	2 回目の接種		3 回目の接種	
	接種回数	接種回数 累計	接種回数	接種回数 累計
2021 年				
2 月	19	19	0	0
3 月	218956	218975	0	0
4 月	342090	561065	0	0
5 月	533350	1094415	0	0
6 月	1247889	2342304	0	0
7 月	4566562	6908866	0	0
8 月	8417554	15326420	0	0
9 月	5565348	20891768	252	252
10 月	3912141	24803909	319303	319555
11 月	669609	25473518	2161692	2481247
12 月	162179	25635697	3844984	6326231
2022 年				
1 月	78575	25714272	5686732	12012963

※1 2021 年 2 月は 2 月 24 日～28 日の集計
出典：マレーシア政府の発表をもとに作成

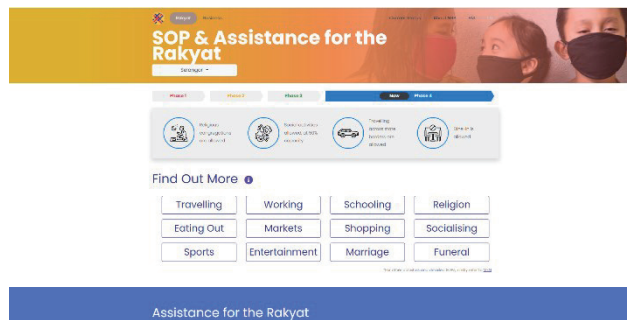
4. マレーシアにおける人々の生活状況（規制）

2022 年 2 月 15 日時点ではクランタン州とサワラク州以外の州はフェーズ 4 に緩和されている。

フェーズ 4 では、原則フェーズ 4 の州への移動のみ可能であるが、2 回のワクチン接種が完了している場合は、県と州をまたがった移動が可能であり、マレーシアに居住し、海外から到着した市民および他国から訪れた人は、自宅での強制検疫を受けることができる。外出については、ソーシャルディスタンスを守ることを条件として、認められている。食料品店などは SOP に従い開いており、車の乗客定員を守った上で買い物

が可能である。スポーツについては、ソーシャルディスタンスを守ることを条件として認められている。ライブパフォーマンスやイベントの開催は、開催地の人数上限を収容定員まで、かつソーシャルディスタンスを守ることを条件として認められている。

各地域がどの段階にあり、どのような活動が許可されているかは NRP のウェブページ（マレー語・英語）から確認することができる（図 2）。各段階において許可される活動について整理した表を付録 1 に記載する。個別の詳細説明についてはマレーシア国家安全保障会議（NSC）のウェブサイト⁽¹⁾で発表されているが、マレー語のみである。その他にも、マレーシア保健省の公式 Facebook や twitter アカウント⁽²⁾、マレーシア保健省保険局ノル・ヒシャム・アブドゥラ氏の公式 twitter アカウント⁽³⁾でも情報が発信されている（マレー語）。



出典：NRP (<https://pelanpemulihannegara.gov.my/index-en.html>)

図 2 セランゴール州の段階情報の例

5. 日本人ロングステイヤーのヒアリング

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症の流行が、海外ロングステイヤーの生活にどのような影響を及ぼし、どのような不安や懸念を海外ロングステイヤーが感じているのかを明らかにする。

(2) 方法

実施日：2022 年 2 月 9 日

ヒアリング対象者：マレーシア滞在歴 8 年の日本人ロングステイヤー（女性、セランゴール州滞在）

(3) 結果

ヒアリングの結果について表 3 に要約する。

表 3 ヒアリングの結果概要

[現在の食事や買い物、レジャー活動]
・現在（2022 年 2 月）はフェーズ 4 の段階であり、ワクチン接種者（2 回以上）はほぼ制限なく活動できている。ただ、ワクチン未接種の場合は、スーパ

ーやレストランに行くことはできず、家に閉じこもっている人もいます。

・レジャー活動においても、ゴルフなどの屋外活動は許可されている。日本人会や趣味のサークル活動も再開されている。しかし、これまで約2年の間活動がされていなかったのも、その間に母国に帰国した人も多かった。

・総じてみて、最も影響が大きかったのは、趣味に関わるレジャー活動や友人との対面でのコミュニケーションが制限されたことである。

[1 回目の MCO 発令後の食事や買い物]

・3 ヶ月程度はロックダウンに近い状況であった。飲食店での食事提供業務は停止されていたが、デリバリーサービスは許可されていたので、すぐに食事や食品のデリバリーサービスが始まった。

・スーパーへの外出も人数制限や時間制限、移動距離の制限があったため、食事以外のデリバリーサービスも次第に増加していった。

・個人でデリバリーを頼むと配達コストがかかるため、コンドミニアムの住民たちでデリバリーグループを作り、コンドミニウム単位でデリバリーの注文をする仕組みができる等、コンドミニウムにデリバリールームが開設された。

[SOP]

・マレーシアでは罰則規定が厳しいこともあり、政府や州から発せられた SOP は厳格に遵守されているようである。店舗の場合、違反した場合は、店舗だけでなく、その従業員及び顧客も罰則対象となる。

・NRP のフェーズに加え州ごとの CMCO や RMCO があり、また許可されている活動内容も政府の発表で急に変更になる。そのため、今どの活動がどこまで許可されているのかを把握することは難しい。最新の情報はマレーシア保健省や政府高官が Facebook など発信するが、マレー語のみのため、それらの情報を見た第三者によって英語に翻訳・投稿されたニュースを見て、情報を知ることが多かった。また、住民間で WhatsApp のグループチャットでそれらの情報を共有し合っている。

[日本への一時帰国]

・2021 年 10 月から 2022 年 1 月にかけて日本に一時帰国をした。出入国の手続きや条件はビザの種類ごとに異なり、出国時にかなり準備が必要だった。

・出国後もマレーシアに再度入国することができる心配であった。

・配偶者（フランス人）の日本入国にあたりビザ申請が必要となり、手続きに2週間程度要した。

・マレーシア入国後の隔離期間は1週間で自宅隔離をした。自宅隔離中はリストバンドの装着が義務づけられ、外出はコンドミニウム内の散歩も禁止であった。自宅隔離の期間が解ける前に PCR 検査を受け、陰性だった場合最寄りの保健局でリストバンドを外してもらった。

2020 年度の分科会で実施したサプライヤー調査（花井・野口・金, 2021）では、マレーシア滞在中のロングステイヤーは比較的安定した生活を過ごしているようであった。今回のヒアリングにおいても、食事や買い物などの日常生活において大きな影響は見られないようであった。COVID-19 流行直後は厳しい行動規制があり、食事や買い物などにも制限が課せられていたが、コンドミニアムの住民たちが協力し合い、コドミニウム単位でデリバリーの注文をする仕組みができるなど、住民側から自発的・自然発生的に協力体制が形成されてきたようである。

このような自発的・自然発生的な協力体制は、情報連携の面でも見られる。生活における活動制限の詳細は複雑かつ早い速度で変わっていった。リアルタイムの最新の情報は逐次マレーシア政府や関係省庁からウェブページや SNS などを通じ発表されるが、それらは多くの場合マレー語で書かれており、日本人をはじめた海外からのロングステイヤーにとってはアクセスしづらい。しかしながら、ここでも善意の第三者によりマレー語で発表された内容が英語に翻訳され、比較的早いタイミングで公開され、またそれらの情報を知った人々が周囲の人々に SNS などを通じ拡散されていったようである。まさにアメリカの社会学者マーク・グラノヴェッターの提唱した「弱い紐帯の強み」と言えよう。

一方で、ヒアリング対象者は、2021 年 10 月から 2022 年 1 月にかけて日本に一時帰国したが、その際に必要な手続きや条件の情報は曖昧で、人によって内容が異なり、準備が困難であったようである。日々の生活に関する情報はほぼ全ての住民にとって必要不可欠な情報であるため、タイムリーに多くの情報が流れ、その中で正確な情報が取捨選択されていくという過程が期待される。一方で、一時帰国に関する情報は特定の人々

にとってのみ重要な情報であり、さらに時間経過とともに実態(必要な手続きや条件)が変わっていくため、十分な情報の精査がなされず、結果的に情報が錯綜する事態となっていたようである。

6. MM2H ビザに関連する施策

最後に MM2H ビザの運用の現状について述べる。MM2H ビザは、これまでマレーシア観光・芸術・文化省(MOTAC)のMM2H センターが管轄であったものの、2020年6月30日にMM2H センターが閉鎖され、新たに7月6日よりMM2H ユニットとして入国管理局に機能が移転された。本移転に伴い、MM2H ビザの申請が停止するという事態になった。マレーシア政府の見解としては、MM2H プログラムの有用性を認識しており、新しい条件でMM2H プログラムを再開する方針である、ということのみが表明されていた。

また、2021年8月11日、MM2H の新条件がマレーシア内務省から発表された。MM2H 申請の新条件は以下のように、これまでの条件より著しく厳しいものであった。

<MM2H 新申請条件>

- 1) 資産証明金額: RM150 万(約 4,050 万円)の資産を保有していること(以前は RM35~50 万)
- 2) 収入条件: RM4 万/月以上のマレーシア外安定収入が有ること(以前は RM1 万/月)
- 3) 定期預金額: RM100 万(約 2,700 万円)(以前は 50 歳以上 RM15 万、50 歳未満 RM30 万)
- 4) 滞在義務: 年間で累積 90 日間以上(以前は滞在義務なし)
- 5) 申請年齢条件: 35 歳以上(以前は 20 歳以上)
- 6) ビザ有効期間: 5 年(延長可能)(以前は 10 年)
- 7) ビザ代金と移民局プロセス費: MM2H ビザ代金 RM500/年(以前は RM90/年)、移民局プロセス費用 RM5,000+家族一人内かにつき RM2,500(新条件)
- 7) 既存 MM2H ビザ保有者について: 10 年の満期を迎え更新を望む際は新条件を満たす事が必要。但し新条件を満たすまで 1 年間の猶予期間が与えられる

この条件厳格化の背景には、長期滞在ビザを取得したもののマレーシアに居住しておらず、マレーシア経済に貢献していない人々が 7 千人に上っていることがあると指摘されている。しかし、条件を満たせなくなればビザ更新が出来なくなることから、既存の MM2H ビザ保有者からの強い反発があり、またビザ代行業界

や不動産業界からの反対の意見もあり、9 月 1 日に条件の見直しが発表された。新条件の運用はスタートされていない。

7. 結論と今後の展開

2020 年度の分科会で実施したサプライヤー調査から、マレーシア滞在中のロングステイヤーは比較的安定した生活を過ごしているようであった。マレーシアでは、強い政府主導のもと、2020 年 3 月にロックダウン宣言および MCO が発令された。マレーシアの MCO は、罰則を伴う厳しい外出規制であり、その結果、早期の抑え込みに成功した。5 月になると、SOP に従うことを条件に、多くの経済活動・社会活動が許可されるようになった。さらに、マレーシアでは、日本人ロングステイヤー間のネットワークが充実しており、生活に必要なさまざまな情報が日本人会や大使館、商工会議所から伝わり、ロングステイヤーの安心感につながっている様子が見受けられた。

本年度の研究では、実施にマレーシアに滞在している日本人ロングステイヤーを対象にヒアリングを実施した。その結果、今回のヒアリングにおいても、食事や買い物などの日常生活において大きな影響は見られないようであった。その背景には、住民の間から自然発生的に自発的に形成された協力体制がある。コンドミニアム単位でデリバリーサービスを利用する仕組みが形成されたり、マレー語で寄せられた情報を英語に翻訳し、共有し合うネットワークが生まれたりした。日常生活レベルにおいては、このような「弱い紐帯」が効果的に働いたと言える。COVID-19 のような危機的状況下において住民自らの協力体制がどのように形成されていったのか、またどのような情報の流れが生まれたのかをより詳細に分析していくことが望まれる。

一方で、出入国に関わる情報については、曖昧な情報が錯綜していたようである。特定の人々にとってのみ重要な情報については、住民レベルでの自然発生的な情報連携では正確な情報をキャッチアップすることが難しく、組織立った情報提供の仕組みづくりが必要とされるのではないかと思われる。

【補注】

(1) <https://www.mkn.gov.my/web/ms>

(2) <https://www.facebook.com/kementeriankesihatanmalaysia>

<https://twitter.com/KKMPutrajaya>

(3) <https://twitter.com/DGHisham>

【参考文献】

花井友美・野口洋平・金振暁 (2021) 『一時帰国等の利便性向上による海外ロングステイ促進に関する研究 (2)』 長期滞在型・ロングステイ観光学会第 5 回年次大会

Kementerian Kesihatan Malaysia (n.d.) 『COVID-19 MALAYSIA (<https://covid-19.moh.gov.my>)』 (2022 年 2 月 9 日アクセス)

Kini News Lab (n.d.) 『Covid-19 in Malaysia (<https://newslab.malaysiakini.com/covid-19/en>)』 (2022 年 2 月 9 日アクセス)

Ministry of Health Malaysia (n.d.) 『COVIDNOW (<https://covidnow.moh.gov.my/>)』 (2022 年 2 月 9 日アクセス)

National Recovery Plan (n.d.) 『Guiding Malaysia Through the COVID-19 Pandemic Crisis Safely (<https://pelanpemulihannegara.gov.my/index-en.html>)』 (2022 年 2 月 9 日アクセス)

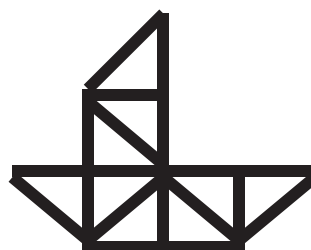
在マレーシア日本国大使館 (n.d.) 『在マレーシア日本国大使館 (https://www.my.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)』 (2022 年 2 月 9 日アクセス)

付録 1 NRP の各フェーズでの活動指針

	フェーズ 1	フェーズ 2	フェーズ 3	フェーズ 4
旅行	・地区／州／国間の移動不可 2 回以上のワクチン接種者： ・州・地域・国・トラベルバブル地域への移動可能 ・車両はフル稼働で乗客を運搬可能 ・マレーシアに居住し、海外から到着した市民および非市民は、自宅での強制検疫を受けることが可能	・地区／州／国間の移動不可 2 回以上のワクチン接種者： ・州・地域・国・トラベルバブル地域への移動可能 ・車両はフル稼働で乗客を運搬可能 ・マレーシアに居住し、海外から到着した市民および非市民は、自宅での強制検疫を受けることが可能	・同一州内の地区間の移動が可能 2 回以上のワクチン接種者： ・州・地域・国・トラベルバブル地域への移動可能 ・車両はフル稼働で乗客を運搬可能 ・マレーシアに居住し、海外から到着した市民および非市民は、自宅での強制検疫を受けることが可能	・フェーズ 4 の州間移動が可能 2 回以上のワクチン接種者： ・州・地域・国・トラベルバブル地域への移動可能 ・車両はフル稼働で乗客を運搬可能 ・マレーシアに居住し、海外から到着した市民および非市民は、自宅での強制検疫を受けることが可能
外食	・持ち帰り配達のみ可能 2 回以上のワクチン接種者： ワクチン接種済みの方 ・物理的な距離を置き、SOP を遵守した上で、テーブル定 50% のレストランでの飲食が可能	・持ち帰り配達のみ可能 2 回以上のワクチン接種者： ワクチン接種済みの方 ・物理的な距離を置き、SOP を遵守した上で、テーブル定 50% のレストランでの飲食が可能	・1m 以上離れての飲食可能	・物理的な距離を置くことを条件に店内飲食可能
市場	・常設市場、管理された生鮮市場、卸売市場は営業。朝市、夜市、週次の市場は、ワクチン接種が完了した客を対象に営業する場合あり	・臨時ファーマーズマーケット、朝市の営業	・SOP のもと全ての市場が営業	・SOP のもと全ての市場が営業
買い物	・生活必需品の購入のために車 1 台につき家族 2 名まで可能 2 回以上のワクチン接種者： ・車の定員により乗車人数が決まる	・生活必需品の購入のために車 1 台につき家族 2 名まで可能 2 回以上のワクチン接種者： ・車の定員により乗車人数が決まる	・生活必需品の購入のために車 1 台につき家族 3 名まで可能 2 回以上のワクチン接種者： ・車の定員により乗車人数が決まる	・車の定員により乗車人数が決まる
スポーツ	・ジョギング、サイクリング、個人での運動は、物理的な距離を置くことで	・ノンコンタクトスポーツは、物理的な距離を置いたオープンエリアで実	・ノンコンタクトスポーツは、物理的な距離を置いたオープンエリアで実	・すべてのスポーツは、物理的な距離を置くことで可能

	可能 2 回以上のワクチン接種者： ・体育館を除くオープン／クローズドエリアでの身体的距離を保ちながらのコンタクト／ノンコンタクトスポーツの実施が可能（6 時～20 時）	施可能 2 回以上のワクチン接種者： ・オープン／クローズドエリアでの身体的距離を保ちながらのコンタクト／ノンコンタクトスポーツの実施が可能（6 時～22 時）。	施可能 2 回以上のワクチン接種者： ・オープン／クローズドエリアでの身体的距離を保ちながらのコンタクト／ノンコンタクトスポーツの実施が可能（6 時～24 時）。	
エンターテイメント	・ライブパフォーマンス、イベントは不可 ・録画配信、ライブ配信のみ可能 2 回以上のワクチン接種者： ・ライブパフォーマンス、イベント、映画館、美術展、美術館、屋内バスキング、ホテルのラウンジへの入場が可能	・ライブパフォーマンス、イベントは不可 ・録画配信、ライブ配信のみ可能 2 回以上のワクチン接種者： ・ライブパフォーマンス、イベント、映画館、美術展、美術館、屋内バスキング、ホテルのラウンジへの入場が可能	・ライブパフォーマンス、イベントは不可 ・録画配信、ライブ配信のみ可能 2 回以上のワクチン接種者： ・ライブパフォーマンス、イベント、映画館、美術展、美術館、屋内バスキング、ホテルのラウンジへの入場が可能	・ライブパフォーマンスやイベントは、スペースのキャパシティと物理的な距離に応じて許可される

第 6 回年次大会自由主題発表



東アジアにおける「ボーダーレス観光」の展望

—欧州「シェンゲンエリア」をめぐる調査結果より—

Prospects for "Borderless Tourism" in East Asia

野口洋平*、花井友美**、具敏靖**

NOGUCHI, Yohei, HANAI, Tomomi, KU, Minjung

日本と台湾、韓国における「ボーダーレス観光」の実現に向けて、ドイツとイタリアの行政官へ行ったヒアリング調査を通じて、欧州「シェンゲンエリア」をめぐる現状と展望の確認を試みた。その結果、欧州「シェンゲンエリア」を支える制度が当該地域の観光に与える影響について、担当者の見解や課題を確認することができた。調査結果を踏まえ、東アジアにおける「ボーダーレス観光」の展望として、東アジアでシェンゲン協定のような仕組みが成立した場合、むしろエリア内からの集客を重視するべきであること、「計画」や「戦略」が必要であること、国内観光の振興が重要であること、観光政策の担当省庁と出入国管理の担当省庁のあいだでの調整が必要なこと、パンデミック時などでエリア内の政策や対応の違いをめぐる調整が必要なことを指摘した。

キーワード：ボーダーレス観光、東アジア、ヨーロッパ（欧州）、シェンゲン協定

1. ボーダーレス観光

国際観光のよりいっそうの進展には、海外旅行を促進する個人的な条件と各種制度の整備が必要である。そのうち、個人的な条件は、所得の状況、休暇制度の問題、そして旅行に対する意識などがあり、各種制度の整備では、国・地方における制度、空港および空港へのアクセス、民間での仕組み・慣習などがある。

こうした制度等がスムーズな観光客の往来に一定の制限や制約を与えている可能性があり、こうしたものを削減・廃止することで実現される、簡略化された手続きで海外に渡航できるストレスのない海外旅行について、国境等の境界線を意識する必要のないという意味で「ボーダーレス観光」と呼ぶこととする。

2. 研究の目的と方法

移動の距離・時間の点から、もっともその実現が期待される日本と東アジア（韓国、台湾）との観光往来を対象として、3カ国間の手間やリスクが少なく気軽に参加できる海外旅行である「ボーダーレス観光」について、他地域における状況を参考に展望することを本研究の目的とする。

EU およびその諸制度、シェンゲン協定とヨーロッパ域内における移動の自由との関係、ヨーロッパ域外からの来訪者に対する出入国審査の制度をふ

まえ、観光政策をめぐるEUと各国の共通点、相違点について、ヨーロッパを代表する観光大国であるドイツ、イタリア両国の政府を代表する担当事務官にヒアリング調査を行った。その中で、EU およびその諸制度、シェンゲン協定の現在までの経緯、課題、展望についても認識を確認した。

また、自国の観光政策についてのメリット・デメリットについても確認した。その上で本研究が検討している東アジアにおけるボーダーレス観光の実現について、経験を踏まえた意見を聞いた。

3. シェンゲン協定

現在、欧州の多くの国では、外国人の短期滞在に関する共通政策がとられており、いわゆるシェンゲン領域の26カ国（2021年12月時点）では、シェンゲン国境規則が適用され、EU・EEA市民および居住者ならびに適法に入域した短期滞在者が、国境での出入国管理なく加盟国間を移動できる仕組みである⁽¹⁾。

日本人の渡航においても、シェンゲン領域では、シェンゲン国境規則が適用され、入国審査は最初に入域する国で行われ、その後の国境を越えた移動においては、入国審査は原則として行われていない⁽²⁾。

*杏林大学 **帝京大学

4. ヒアリング調査

ヒアリング調査では、シェンゲン協定と観光の関係に加えて、イタリアおよびドイツの観光政策の現状と課題、展望についても質疑が行われた。ここでは、本研究に関連の深い内容を中心に整理する。

(1) イタリア

1) 実施概要

2019年9月2日、イタリア・ローマにて、農業食料森林政策観光省⁽³⁾の国際関係・儀典長⁽³⁾・A氏を対象にヒアリング調査を実施した。

2) 調査結果

ボーダーレス観光という考え方については、必ずしも賛成できない。なぜなら、イタリアを事例にすると、シェンゲン協定エリア外の特定の国・地域からの旅行者が増えた場合、オーバーツーリズムの状況になる可能性があるからである。

イタリアについては、中国人観光客が増えている状況にあり、政策的にも産業的にもっとも重要なターゲットになっている。しかし、受け入れ側が中国語対応をしなければならないという言語の問題で限界もある。そのため、フランスやドイツなど、ヨーロッパ内からの旅行者を歓迎したい。

シェンゲン協定による移動の自由は非常に便利である。そして、その観光面での活用については、プロモーションにおいてターゲットとなる国・地域ごとの戦略、税制面などでの関連産業の支援など、政策的な計画と対応が必要である。

(2) ドイツ

1) 実施概要

2019年9月3日、ドイツ・ベルリンにて、連邦経済エネルギー省の第7総局A4観光政策担当⁽³⁾・B氏を対象にヒアリング調査を実施した。

2) 調査結果

ボーダーレス観光という考え方については、シェンゲン協定エリア外の国・地域からの旅行者増よりも、エリア内の国・地域からの集客を期待している。

シェンゲン協定エリア外の国・地域からの旅行者増加は無視できない影響があるものの、不法移民や旅行保険無加入によるトラブルなども含めて必ずしも歓迎できないのに加えて、そうした状況が一過性である可能性もあるため、積極的な対応はしていない。むしろ、観光産業の発展のため、政策的には国内観光を重視していて、例えば森や海などの自然

よりも都市に人気集中している状況の改善など、ドイツ人のニーズに対応しようとしている。

シェンゲン協定による移動の自由は、観光政策と異なる省庁が担当しているため直接関わることはできない。担当省庁では、シェンゲン協定エリアへの入国審査を厳格化する必要性が指摘されている。

5. まとめ

イタリアおよびドイツでのヒアリング調査の結果を踏まえ、東アジアにおける「ボーダーレス観光」について、次のようにその展望を考察する。

東アジアでシェンゲン協定のような仕組みが成立した場合、そのエリア外からの旅行者の増加を期待するのではなく、むしろエリア内からの集客を重視すべきである。また、その仕組みによって生じる正のインパクトを最大化し、負のインパクトを最小化するために、関連する制度などを含めて「計画」が必要であり、ターゲットとなる国・地域ごとの戦略も必要である。インバウンドの動向は一過性になる可能性があるため、国内観光の振興が重要である。

また、入国審査等は法務省、観光政策は国土交通省・観光庁が担当する中で、シェンゲン協定のような仕組みの管理や運用について、意見や立場が異なる可能性があり、その調整の仕組みも必要である。さらに、感染症のパンデミックが発生した場合に、エリア内の国・地域で姿勢や対応が異なる可能性があり、その調整の仕組みも必要である⁽⁴⁾。

謝辞：本研究はJSPS 科研費 18K11847 の助成を受けたものである。

【補注】

- (1) 独立行政法人日本貿易振興機構「ビジネス短信 欧州委、シェンゲン協定圏内外の国境管理ルール見直しを提案」
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/546233e82d8d446c0.html> (2022年2月10日閲覧)
- (2) 外務省・海外安全ホームページ「シェンゲン領域諸国への渡航」
https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen.html (2022年2月10日閲覧)
- (3) 部署や肩書の名称等は筆者が翻訳した。また、名称等は調査当時のもので、その後変更されている場合がある。

「休暇改革および長期休暇取得促進事業」の経緯と旅行者の意識について

— 実務者の視点から II —

The Past Case of “Vacation Reform and Accession of Long-Term Vacation Promotion Project”
and Attitude of Japanese Tourists.

松山 豊浩*

MATSUYAMA, Toyohiro

日本の「観光(ツーリズム)」は Covid-19(新型コロナウイルス)感染症の影響を受け、2020 年度第 4 四半期以降現在の第 6 波の感染拡大に至るまで、過去経験したことのないマーケットの縮小という危機的な状況が続いている。特に水際対策として空港での防疫対策が厳格化されたことにより、日本人の海外旅行(アウトバウンド)および外国人の訪日旅行(インバウンド)ともに大きな制約を受け続けており、実質的にその動きは停止状態となっている。日本の「観光(ツーリズム)」の復興の道筋は未だ明確に示されていないが、直近の専門機関の予測では世界の航空旅客の 2019 年レベルへの回復は 2023 年後半とされており、日本を含むアジア太平洋地域ではワクチン接種率の遅れや厳格な水際対策の継続等により欧米等の他地域に比べて遅れが見られ 2024 年にずれ込むとのコメントも出されている。そのような状況下、世界各地域との観光交流が本格的に再開されアウトバウンド/インバウンドの実績が一定水準に戻るまでの間、観光の早期復活は「日本人の国内宿泊旅行」の活性化がカギとなり、新しい働き方のスタイルである「ワーケーション」や「二地点居住」のほか、特に消費額増に効果的に貢献する「長期滞在型旅行」とその前提となる「長期休暇の取得促進」があらためて注目されている。

日本では 2010 年前後に観光(ツーリズム)業界団体を中心に我が国唯一の「休暇改革推進事業」および「長期休暇取得促進事業」が実践され、業界団体に出向した筆者は 2010~13 年にかけて当該事業の実務推進者を務めた。筆者の原籍企業への復帰後、2016 年度をもって当該事業の推進が中止されたことにより、現在実質的に日本における「休暇改革」の旗は降ろされてしまっているが、2021 年 3 月発表の拙稿『「長期滞在型国内旅行」推進事業の経緯と今後への意義 —実務者の視点から—』に続き、当該事業の経緯・実績が “with Corona” “after Corona” の時代における新しい「新しい観光立国」への国内観光の再興とより豊かな国民生活を実現する「新しい観光行動」の構築に向けた意義を有するものと考え、当該事業の一環として実施された一般旅行者を対象とするアンケート意識調査主要項目に関する一部の結果を含め、事例を振り返る。

キーワード：観光、ツーリズム、休暇改革、有給休暇取得率、長期休暇取得促進、バカンス文化、1 ウィークバカンス、日本人国内宿泊旅行、長期滞在型国内旅行、ロングステイ、ワーケーション

1. 「休暇改革事業」推進の背景と経緯

現在、我が国の「休暇改革」にかかわる政策目標は、「明日の日本を支える観光ビジョン」における「3 つの視点と 10 の改革」の視点 3「すべての旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境に」の改革ポイント『働きかた』と『休みかた』を改革し、躍動感あふれる社会を実現」に ・2020 年までに、年次有給休暇取得率 70%へ向上 ・家族が休暇を取りやすい制度の導入、休暇取得の分散化による観光需要の平準化 の 2 項目が示されているが、第 1 項目の 2020 年の実績は過去最高と発表されているものの 56.6%に止まり目標

の 70.0%には大きく及ばず、また、一人当たりの取得日数は 10.1 日となっている。

この取得率増は本来の平時を前提とした観光・労働政策や企業・経済団体・労働団体等による休暇取得促進策の円滑な推進によるものではなく、Covid-19 (以下、新型コロナと称す。)感染拡大による接触機会減に向けた緊急避難的な出社抑制策の働きかけ、また一部業種における大幅な業務減に伴う措置等が少なからず影響しているものと推測される。また、産業別では「宿泊業、飲食サービス業」が 45.0%と最も低くなっており、従来から指摘されている観光業界の足元の休暇取

*正会員

得と生産性向上は課題のまま残されている。

さらに第2項目は、Covid-19 感染拡大下では実質的に政策実施が滞り進展はみられないが、「休暇取得の分散化による観光需要の平準化」の実現は、コロナ禍の見舞われた現在においても旅行・観光の “New Normal” に向けた最も重要な課題の1つであろう。

そもそも我が国の近年の「休暇改革」の推進は、1990年代入り週休2日制が中規模以上の企業や公務員を中心に広まるなか、月曜日を休日とすることにより土・日曜日と合わせた3連休を創出し、国民がより一層充実した余暇を過ごすことを可能とするという趣旨で、法改正を伴う「ハッピーマンデー制度」が2000年に施行されたことが大きなエポックとなっている。

くしくも同年の10月には、経団連の「21世紀のわが国観光のあり方に関する提言」において、観光は「21世紀の成長産業」として明確に位置付けられ、続いて、観光関連企業・団体が協力してツーリズム産業の大きな可能性の実現を目指し、観光産業の横断的課題の取組を強化するとともに民間の活力を生かした実践的な活動を行っていくために、2001年11月、(社)日本ツーリズム産業団体連合会(略称:TIJ、以下TIJと称す。)が設立された。

そしてこのTIJは、1. 国際理解の推進のための訪日外客数を大幅に増加させること。2. 日本経済を牽引するために経済波及効果を測定しツーリズム産業の重要性をアピールする。3. ゆとりある人生を過ごすために休暇のとり方を改革し長期休暇を実現させること。の3本柱の事業目標を中心に2011年3月末日まで約10年精力的に活動した。

続く2011年4月、(社)日本観光協会との合体により(社)日本観光振興協会(略称:JTJA、以下JTJAと称す。)(現在の(公社)日本観光振興協会)が発足し、TIJ事業を継承する事業推進本部が設置され、前出のTIJにおける3点目の事業目標達成を目指し、引き続き「休暇改革事業」および「長期休暇取得促進事業」について、より一層官民をつなぐ政策推進事業として積極的に実施されることとなった。

このTIJからJTJAに至る流れにおいて、両事業は「国民運動」としての浸透を目指して一般旅行者の啓蒙活動とアピールを中心とした多様な取組が展開され、その中でもTIJおよびJTJA会員の賛同企業各社の協力により毎年実施された「1ウィークバカンスキャンペーン」(当初は「秋休みキャンペーン」)には固定フ

ァンも定着するなど、反響も少なくなかった。また、同時に実施した一般旅行者を対象とした意識調査の「1ウィークバカンスアンケート」のは「休暇改革」や「有給休暇および長期休暇取得促進」への期待感や実現への問題点などが明確に見えるものであった。

前出の拙稿(2021.3.)でも述べたが、2020年初から続き未だ終息の目途が見えない新型コロナの世界的パンデミックによる観光(ツーリズム)界全体の過去に例のない甚大な危機からの早期脱却と今後のV字復興に向けて、再びインバウンドに大きな期待を寄せて準備を進めることは極めて重要である。

しかし筆者は、インバウンドの再開と本格的な復活までの間、底を打った我が国の観光消費の拡大への転換とともに宿泊業・旅行業をはじめとする観光(ツーリズム)業界を真っ先に支えて復活に導くのは国内宿泊旅行であると考えており、「マイクロツーリズム」「ワーケーション」といった新たなキーワードが生まれつつある中でも、日本社会における「有給休暇取得率の向上」や「長期休暇の取得促進」といった「休暇改革」に関わる基本的な取組の再開と着実な推進が、今あらためて求められる最重要課題であるとともに、「長期滞在型国内旅行」の実践につながる主要な前提でもあることを再認識し、本事例報告を記述する。

図1:「1ウィークバカンスキャンペーン」ポスター(2013年度)

2. 「休暇改革および長期休暇取得促進事業」の取組経緯と事例

筆者は前述の TIJ と(社)日本観光協会の合体期から新生 JTТА としての事業継承期にあたる 2010～13 年度にかけて、会員であるツーリズム関連企業からの人材出向により休暇改革事業の責任者として職務を遂行したが、まず、TIJ における「休暇改革関連事業」の活動は 2002 年に開始した第 1 回「秋休みキャンペーン」および「旅行者アンケート(意識調査)」(以降、2007 年第 6 回まで毎年 9～11 月に展開し、うち第 5・6 回は「旅行プランコンテスト」等のイベントも実施。)に遡る。

2008 年には観光庁が発足し、「秋の大型連休(シルバーウィーク)」構想も浮上したが、その動向と連動して、TIJ ではそれまでの「秋休みキャンペーン」の取組を見直し、日本人の社会生活への「バカンス文化」の定着と一人当たり旅行宿泊日数の増加を目標に、「1 年に 1 度は最低 1 週間程度の連続休暇を!!」とのスローガン(キャッチフレーズ)を掲げ、旅行者が長期有給休暇を積極的に取得して長期の国内旅行に出掛けるための啓発運動として、観光庁・厚生労働省の後援と旅行業界団体および観光業界各企業の協賛を得て「1 ウィークバカンスキャンペーン」と改称のうえ内容の刷新と充実を図り、その一環としての「旅行者アンケート(意識調査)」とともに新たな取組をスタートした。



図 2: 「1 ウィークバカンスキャンペーン」の基本的な考え方 (2013 年度)

その後も、我が国唯一の「休暇改革」実現に向けた事業であり国民に向けた啓発運動でもある「1 ウィークバカンスキャンペーン」は、2011 年度以降、TIJ 継承事業として JTТА にて継続実施されることとなり、さらに取組の幅を拡大し、「1 年に 1 度は最低 1 週間程度の連続休暇を!!」のキャッチフレーズに呼応する「一休さん」をモチーフとしたオリジナルマスコットキャラクター

の起用、当時最先端の SNS であったフェイスブックを活用した愛称公募、「長期休暇取得による長期の国内旅行」を国民旅行者が身近に感じられる分かりやすい呼称として新たに「長旅(ながたび)」という造語を発案するとともに WEB 上に「長旅」ポータルサイトを開設し、観光政策との連動 PR 活動をはじめ、一般旅行者参加の「長旅川柳コンテスト」の開催・優秀作品の選出・発表、地域と会員旅行各社の連携により新規造成した「長期滞在型旅行商品(ディスカバケーション)」の共同 PR 等を実施した。

特に、当時の川柳ブームの先駆けにもなった「長旅川柳コンテスト」には 30 社を超える賛同企業から宿泊優待券や旅行券・航空券・商品券等の豪華協賛賞品が寄せられ、2012 年度には 11,500 名を超える参加者(応募者 3,015 名、応募作品 5,209 作品、投票者 8,500 名、賞品総数 80 点)を集める観光業界団体として日本最大級のキャンペーンを展開し、知名度も大きく向上した。

この「1 ウィークバカンスキャンペーン」の取組はその後 2016 年度まで継続されたが、観光立国実現に向けた国の観光政策とアクションプランが、拡大基調が明確となったインバウンドをさらに重視する内容となった時期に主催団体の活動基本方針から外れ、打ち切りとなった。その後は調査活動の一環として Web 上での「旅行者アンケート(意識調査)」のみ実施されたが、それも 2019 年度を最後に終了となり、これをもって我が国における「休暇改革事業」「長期休暇取得促進事業」は停止され、その旗を降ろすことになった。現在、当該の目的を継承する事業は官民連携組織また観光関連業界団体ともに一切実施されていない。

なお、観光庁では 2011 年 7 月より「ポジティブ・オフ」運動と称した「個人(労働者)と企業(組織)と社会・経済が協力的、休暇を取得して外出や旅行などを楽しむことを積極的に促進し、休暇(オフ)を前向き(ポジティブ)にとらえて楽しむ運動」を開始し、・休暇を取得しやすい職場環境や雰囲気をととのえていくこと、・それをベースとした外出・旅行を通じて経済活性化に貢献すること、・長期的に「ワーク・ライフ・バランス」の実現や休暇を楽しむライフスタイルなどの「ライフスタイル・イノベーション」につなげていくこと、という極めて抽象的な目的の休暇啓発運動を実施しているが、2019 年以降は専用ポータルサイトへの新規情報掲載の履歴が見られないことから、当該運動は実質的に停止しているものと思料される。

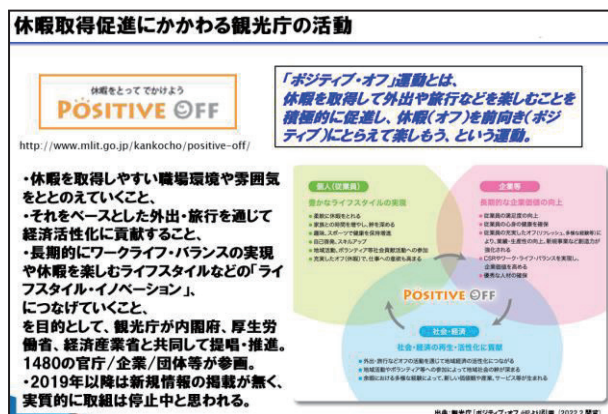


図3：観光庁「ポジティブ・オフ」運動の概要

3. 業界の共通認識による「休暇改革推進」の意義と一般旅行者の意識

ここまで2002～2019年度(キャンペーンは2016年度まで)にわたる、観光(ツーリズム)業界団体(TIJ およびJTTA)による「休暇改革」の実現に向けた国民旅行者を対象とした「休暇改革および長期休暇取得促進事業」の概要と経緯について述べてきた。

この間、単なる業界団体による啓蒙活動に止まらず、観光庁発足後も国内旅行の低迷が続き、ビジットジャパンキャンペーン開始後もインバウンド拡大につながらなかった2009～2010年にかけて、「観光立国推進基本計画」および「新成長戦略」に基づく国の重要課題として、国内旅行需要の平準化を図り、新たな需要の創出、観光産業におけるサービス向上や雇用の安定化、またこれらを通じた地域経済の活性化を図るため、関係府省との連携のもと休暇改革の取り組みとして、大型連休を地域別に分散して取得する「休暇取得の分散化」が提案された。

またこれに伴い、休暇改革は休暇のあり方を見つめ直し、再構築を図るものであり、国民生活全般に関わることであるため、その推進に当たっては、国民的・社会的な気運が高まり、休暇を取得することに対する国民の意識が向上することが必要との趣旨で、休暇改革に関して国民的コンセンサスを形成するとともに、休暇取得の促進・分散化に向けた国民運動を推進するため、国民各界を代表する委員から構成される「休暇改革国民会議」が開催された。

この「休暇改革国民会議」では産学官の著名な有識者をはじめ各界を代表する多数の委員による意見表明・議論を経て、2011年秋を目途に我が国初の大型連休を地域別に分散取得する「休暇分散化トライアル」

を実施調整する方向性が確認されたが、直後の2011年3月に発生した東日本大震災、またそれに伴う観光政策の実行停止と抜本的な変更により当該のトライアルは実現しないまま立ち消えとなった経緯がある。

筆者はTIJ およびJTTA による「休暇改革事業」の推進は前記の国民の休暇取得にかかわる重要政策課題の先鞭を担うとともに、着実に国民旅行者の休暇取得への認識および意識を高めることにおいて、この時期の観光立国推進を取り巻く社会情勢や世論を反映し、図らずも少なからず休暇改革の実現に向けた政策提言と国民運動の役割と実践を果たしてきた極めて重要な意義を持つものと考えている。

もちろん「休暇分散化」の実行のみによって日本人の休暇取得率が格段に向上するとは考えにくい、これを契機にまずは少しでも休暇を取得しやすい環境整備が進むことにより、「長期連続休暇の取得による長期滞在型旅行の促進」、すなわちTIJ やJTTA における「1ウィークバカンスキャンペーン」の目的である日本人の社会生活への「バカンス文化」の定着、また、「1年に1度は最低1週間程度の連続休暇取得」による「長旅」体験をとおしてよりゆとりある豊かな国民生活を実現すること、そしてこの「長旅」の機会創出をとおして観光消費の拡大および地域経済の活性化を導くことにつながる可能性は十分にあったものと考えている。

その意味でも、一度盛り上がった「休暇分散化」の動きが立ち消えとなったなか、日本において「休暇改革」の旗を掲げ続け、観光政策をはじめ企業および国民の意識と行動の変革を訴え、それを実現するための啓発活動や事業化をリードし、着実に実行する組織体が皆無となったことを、筆者は社会全体の大きな損失と捉え、観光界全般の新型コロナによる未曾有の危機からの脱却においても、早期に効果的なシナリオを描くとともに行動に移す機会の逸失や大幅な遅れにつながっているのではないかと大きな危惧を感じている。

一方で、この期間も毎年定期的に継続実施した「旅行者アンケート(意識調査)」にも、「休暇改革」、「有給休暇取得向上」、「長期休暇取得促進」、「長旅(長期滞在型旅行)の実践」等にかかわる、働く一般旅行者の意識や行動実態、改善・向上を実現する各種対策への期待等が表れており、他に同様な調査データが残されていないことから、本稿では直近の当該調査の主要項目について国民旅行者の意識や行動実態に関する理解の一助として紹介する。

なお、既に散逸しつつある各年の調査結果について集約を試みたものの、コロナ禍の影響により当初の予定から遅れが生じたため本発表内容に含める時間的猶予が無く、残念ではあるが、15年以上にわたる調査結果に示される各調査年の旅行者意識の特徴をはじめ、各質問項目への回答に関する分析、経年比較による意識や行動変化の状況等については、もし今後別に発表もしくは執筆のチャンスが与えられることがあれば、そこであらためて論じることとしたい。

2019年に実施されたJTTAでの「休暇改革事業」最後の「旅行者アンケート(意識調査)」では、概略として以下の結果が示されている。(実施時期：2019年11月、調査方法：インターネット調査、対象者：全国の18歳以上男女個人有職者(パートタイムを含む)、有効回答者数：5,730名、主な属性：男性56.2%・女性43.8%、40代26.5%・50代23.0%、質問項目数：35問)

主要な質問項目への回答状況：・平均有給休暇取得日数9.0日、10日以上44.9%、0日7.7%であり、この程度の実績数値でも平均有給休暇取得日数は増加基調にあり、取得者と非取得者の二極化も続いている。・直近1年の連休取得回数3連休平均5.3回、4連休平均2.2回、5連休以上平均1.5~1.6回であり、3連休の7回以上取得者は29.3%と増加傾向にある。・連休を取れた理由 全ての取得連休に共通する理由は「祝日が連休にするのに良いタイミング」が最も多く、「5連休以上」の長期休暇取得では「勤め先あるいは所属部署が休暇」が2~3割を占めており、これは自発的な理由ではなく会社の一斉休暇による理由が主体である。・望ましい連休の取り方・理由 最も望ましい連休の取り方は、「3~5日程度の休みを2~3回取る」(49.3%)、「1~2日程度の短い休みを多く取る」(33.6%)、「6日以上長めの休みを1回取る」(17.2%)。・連休日数別旅行の日数の平均宿泊数 3連休：1.3泊、4連休：1.6泊、5-6連休：2.2泊、7-9連休：2.9泊、10連休以上：4.2泊であり、連休が長いほど平均宿泊数も長くなっているが、連休の長さ旅行の日数がほぼ同じ人は連休の日数を問わずいずれも1割~2割程度であり、大半が「2泊以下」である。・直近1年の旅行回数 直近1年間の旅行回数は1~3回が7割弱、1~5回が8割以上を占め、平均3.4回で調査前年度の3.1回から微増している。・日数別旅行意向 「2泊以下」(68.0%)、「3泊」(55.1%)、「4~5泊」(38.9%)となり、調査前年度と同じく宿泊数が短いほど旅行意向が高い。・日数別旅行別旅行に行きたく

ない/行けない理由 全ての連休に共通する理由は、「金銭的に余裕がない」「宿泊費用が高い」との回答であり、「金銭的に余裕がない」「旅行に行くだけの休みを取ることができない」は、旅行期間が長くなるほど多い。一方で、「旅行が好きではない、魅力を感じない」「国内・海外旅行で行きたいところがない」など旅行に対して消極的な理由は旅行期間に関係なく少ない。・観光を盛り上げるために必要な事 「会社の旅行休暇の充実」(28.3%)が最も高く、次いで「連休を今より増やすこと」(20.6%)が挙げられており、会社の旅行のための休暇制度充実や法制化による連休増への期待感が表れている。・子供の休みについて 子供と旅行に行きやすくなるための学校に求める制度は、「1年に数日間、好きな時に休める制度」(41.3%)が最も高く、次いで「家族旅行を出席日数に換算できる制度」(26.5%)、「家族旅行を単位に移行できる制度」(14.5%)が続いている。・今年度有給休暇取得数 今年度の有休取得数は、「5~6日」が2割強、「1~2日」「3~4日」「9日以上」はいずれも1割半程度で分散傾向にあり、「有休は取得していない」が26.0%を占めている。前年との増減は、「変化なし」が6割、「増えた」は2割半、「減った」は1割強である。・有給休暇の取り方 「1日ずつ、ばらばらに取得」が77.1%、「複数の有休休暇をまとめて取得」が28.8%を占めている。・有給時の過ごし方 「自宅で休養・のんびり過ごした」(47.6%)が突出して高く、次いで「自宅で趣味に勤しんだ」「普段手がつかなかった家事や家の事を済ませた」が2割台で、自宅休養や家事等が優先であり旅行に出てリフレッシュする余裕が無い生活状況が窺える。・有給取得しやすさの変化 「そう思う」+「ややそう思う」のポジティブ回答が44.1%の一方で、「どちらともいえない」が34.6%、また「あまりそう思わない」+「そう思わない」のネガティブ回答も21.3%を占めており、意識調査全体をとおして、一般旅行者レベルでは「休暇改革」がまだまだ進んでおらず、なかなか実感もできない実態であることが示されていると言えよう。

前述のように残念ながら今回は経年比較や分析を基にした発表の猶予が無いため、単年度の調査結果の主要項目から特徴的な一部内容について事例報告として触れることに止めるが、この「秋休みキャンペーン」、「1ウィークバカンスキャンペーン」を契機に15年以上にわたり継続実施された「休暇改革」、「有給休暇取得促進」、「長期滞在型旅行促進」各事業の推進と連携

した「旅行者アンケート(意識調査)」は価値ある取組であり、その回答結果は当該分野の研究や政策提言の検討においても有意義なデータであるものとする。

4. まとめ ～「休暇改革」の重要性と新しい「観光立国実現」への示唆～

このように現在は「休暇改革」の運動主体が失われている状況であるが、新型コロナ後もしくは新型コロナとの共存時代に向けて、今後、医療・介護体制の十分な整備をはじめワクチン・治療薬のさらなる開発と継続的な供給体制が構築された上で、厳しい防疫政策が大幅に緩和され、インバウンドの受入が柔軟に回復するまでの間は、日本の観光政策推進は国民旅行者の国内旅行(特に宿泊旅行)の健全な復活に頼らざるを得ず、2022年の観光界官民トップの年頭所感では第5波の感染状況が一次的に収束していたため、ワクチン検査パッケージの本格活用や早期の新 Go To トラベル政策の再開、インバウンド旅行者の早期の入国再開等に関する比較的楽観的な見解や要望も見られたが、特に想定を超える感染拡大の第6波が到来した直近では、観光庁や観光業界団体、旅行・宿泊業界において、リーダーや有識者コメントの中に持続可能なツーリズムへの取組に加え、日本人の「国内宿泊旅行」の拡大、しかも特に観光消費増に効果的に貢献する「長期滞在型旅行」の展開にあらためて大きな期待を寄せる声も広がりつつあり、このことはインバウンドの拡大に頼り過ぎてきたとも言える近年の観光政策や観光消費全体の動向を見れば自明の理と言えよう。

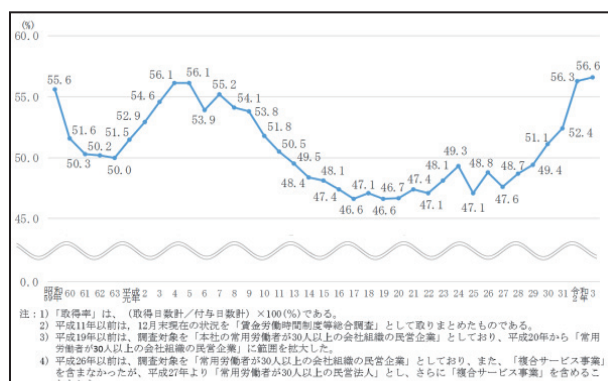


図4: 労働者1人平均年次有給休暇取得率の年次推移(1984~2020年)

しかしこの新型コロナ感染拡大下において、日本人の「国内宿泊旅行」、「長期滞在型旅行」の拡大は、国民旅行者の意識向上と自助努力だけでは決して成し得るものではなく、Go To トラベル政策のような巨額の

財政出動を伴う緊急避難的かつ一時的な対策のみに頼ることなく、日本における「休暇改革」の重要性を国の観光政策として明確に示すことは勿論、近年内閣府・厚労省等を中心に国が推進する「働き方改革」をスピードを持って一層強化すること、恒常的な労働環境改善政策として「有給休暇取得率」の100%目標(《完全消化》)を達成目標時期とともに明示のうえ実現に向けた取組を強化すること、民間では観光関連団体や業界各企業に止まらず、あらゆる産業・職業団体および各企業において「休暇改革」を「働き方改革」の重要目標としてのみならず、企業や各社組織における「New Normal」時代の「D&I(ダイバーシティ&インクルージョン)」の重要推進目標としても位置づけ、この新型コロナ禍をピンチからチャンスに転じる絶好のエポックとして、国民旅行者にとって旅行行動に限らず多様な社会生活面において生涯にわたり有益となる強力な取組を推し進めることが極めて重要と考える。

新型コロナ感染拡大下のこの2年、「有給休暇取得率」がこれまでにない幅で向上したからと言って、これは決して本来の「休暇改革」にかかわる政策や「働き方改革」の取組が功を奏したというような幻想を抱いてはならない。これはあくまで新型コロナ感染抑止を目的とした「リモートワーク」の許容や「人と接触する一部営業系業務」、「一部デスクワーク系業務」、「需要縮小に伴う一部生産系業務」等の幅広い一時的な減少が背景にあるに過ぎず、国の政策や社会全般・企業組織等のポジティブなアクションによる成果ではないことを十分に留意する必要がある。現に、直近の「有給休暇取得率」の向上は、長期滞在型国内旅行はもちろん、一時のGo To トラベル政策の実施期間を除き、一般的なレジャーや国内日帰り旅行、国内宿泊旅行の頻繁かつ積極的な参加にはつながっていない。

直近に発表された2021年の国内旅行消費額(速報)は9兆1,215億円(2019年比58.4%減・2020年比8.5%減)、このうち、宿泊旅行消費額は6兆9,148億円(2019年比59.7%減・2020年比11.0%減)、日帰り旅行消費額も2兆2,067億円(2019年比53.8%減・前年比0.2%増)に止まり、現在の調査方法となった2010年以降、最低を更新している。また、日本人国内延べ旅行者数(速報)は2億6,711万人(2019年比54.5%減・2020年比9.0%減)、うち宿泊旅行が1億4,148万人(2019年比54.6%減・2020年比12.0%減)、日帰り旅行も1億2,564万人(2019年比54.4%減・2020年比5.3%減)で最少である。

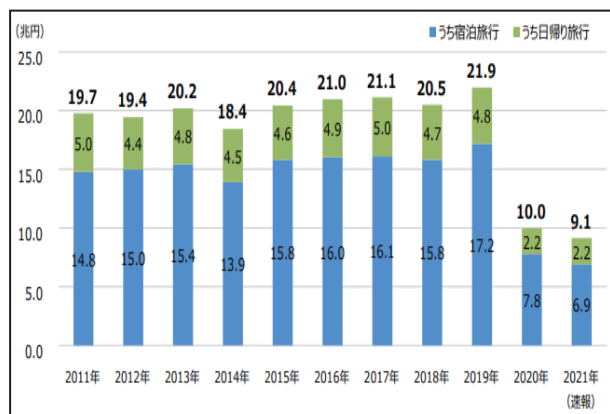


図5：日本人国内旅行消費額の推移（2011～2021年）

この現実を真摯に受け止めるとともに、コロナ後もしくはコロナ共存時代の新しい旅行スタイルとして有識者や観光業界経営者から様々な形で提案・期待されている「マイクロツーリズム」、「ワーケーション」、「二地点居住」、「国内ロングステイ」等についても産官学の垣根を超えた積極的な推進による国内宿泊旅行の活性化が求められ、またそれらの新たな取組によるインバウンドの本格的受入再開に先行した国内観光消費の拡大基調への転換とその方向性の定着がより一層重要になっているものと思料する。

さらに、「休暇改革」および「有給休暇取得率向上」の推進活動は、前出の新たな旅行スタイルのいずれにおいても成功と定着に導くトリガー(前提)となる極めて基本的かつ重要な取組であり、「長期休暇取得促進」と「長期滞在型旅行促進」とも併せて、あらためて本格的に展開すべき課題であると言える。

新型コロナによる未曾有の苦境からの観光の復活、新しい「観光立国の実現」を目指す今だからこそ、国と観光業界団体、そして多数の賛同企業が共通の目的を持ち、あらためて「休暇改革」の旗を揚げ、日本社会と日本人の生活への「バカンス文化」の定着を目指す国民的なムーブメントを創出し、精力的な運動を展開することにより、全国民がより自由に、より頻繁に、より長期に、国内宿泊旅行を楽しめる環境を整備するとともに、「旅行をとおしてより豊かな生活を実感できる社会」の実現が社会全体にとって極めて重要と考える。

謝辞：本稿内容は前回の第5回年次大会（2021年3月）に続き、個人として調査および執筆したものであるが、2011～13年にかけて筆者とともに目標を共有し、組織合体による発足直後のJTTAにおいて困難な環境の中でも事業推進に果敢かつ着

実に取り組み、尽力した全ての関係者に対し、今回も心新たに尊敬の念と謝意を表したい。また、本稿で題材とした近年の「休暇改革推進事業」および「長期休暇取得促進事業」に関する各種関連資料や書面等は既に多くが散逸・消失しつつあるが、そのような中で本稿をとりまとめ、執筆・記録する貴重な機会を与えてくださったロングステイ観光学会に重ねて衷心より深謝申し上げたい。

【補注】

- (1) 図1 事業関連記録より引用し、筆者編集。
- (2) 図2 事業関連記録より引用し、筆者編集。
- (3) 図3 観光庁「ポジティブ・オフ」Portal siteより引用し、筆者編集。
<https://www.mlit.go.jp/kankocho/positive-off/about.html>
(2022.2.閲覧)
- (4) 図4 厚生労働省「令和3年就労条件総合調査の概況」(2021.11.) P6より引用
- (5) 図5 観光庁「旅行・観光消費動向調査 2021年 年間値(速報)」(2022.2.16.)より引用

【参考文献】

- 観光庁 「明日の日本を支える観光ビジョン」(2016.3.30.)
厚生労働省 「令和3年就労条件総合調査の概況」(2021.11.9.)
日本経済新聞リリース 「有給休暇取得率 56.6%、過去最高に厚労省調査」(2021.11.9.)
IATA Annual Review 2021 (2021.10.)
IATA COVID-19 An almost full recovery of air travel in prospect (Pearce B.) (2021.5.26.)
IATA COVID-19 Outlook for air travel and air cargo markets ((Pearce B.) (2021.7.8.)
IATA Outlook for the global airline industry (2021.4.update)
日本経済新聞リリース 「22年の航空需要、19年の4割減 国際線の回復足踏み」(2021.10.5.)
観光庁 Website 「休暇改革国民会議について」
https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics02_000015.html
(2022.2.閲覧)
観光庁 Website 「休暇分散化ワーキングチーム」
https://www.mlit.go.jp/kankocho/iinkai/suishinhonbu/kyuka_wt.html (2022.2.閲覧)
観光庁 Portal site 「ポジティブ・オフ運動とは」
<https://www.mlit.go.jp/kankocho/positive-off/> (2022.2.閲覧)

経団連 「持続可能でレジリエントな観光への革新 ―改定『観光立国推進基本計画』に対する意見―」 (2022.1.18.)

Travelvoice リリース 「経団連、観光への提言 2022、『観光省』への格上げも言及、DMO 活性化、長期滞在の推進、デジタル化も」 (2022.1.19.)

<https://www.travelvoice.jp/20220119-150482?tvm>

Travelvoice リリース 「星野リゾート代表に聞いた、同社が注力する「CSV 経営」とは？ カギは、長期滞在とマイクロツーリズム」 (2022.1.30.)

<https://www.travelvoice.jp/20220130-150380?tvm>

観光庁 「旅行・観光消費動向調査 2021 年年間値 (速報)」 (2022.2.16.)

共同通信リリース 「国内旅行消費、最少 9 兆円 21 年、コロナの影響で 8%減」 (2022.2.16.)

JTTA 「『1 ウィークバカンス 2019』 旅行・休暇動向調査報告書」 (2019.12.6.)

松山豊寛 「『長期滞在型国内旅行』推進事業の経緯と今後への意義 ―実務者の視点から―」 (2021.3.)

ロングステイ観光学会 会則

第1章 総則

(名称)

本会は、ロングステイ観光学会と称する。

(事務所)

第1条 本会の事務所は、理事会が指定した場所に置く。

第2条 本会は、理事会の議決を経て支部を置くことができる。

2 支部の設置について必要な事項は、別に定める。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、国内及び国外におけるロングステイ観光の普及促進をはかるため、学術研究並びに普及に必要な諸条件の整備に産官学で取り組み、ロングステイ観光の進展と産業育成を目的とする。

※ 諸条件とは、医療・介護・教育・安全・滞在施設・保険・資金・語学・地域コミュニティとの共生・雇用機会・休暇制度・各種アクティビティ等

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 機関紙、学術論文集その他刊行物の発行
- ② 研究発表会、学術講演会、講演会等の開催
- ③ 調査および研究
- ④ ロングステイ観光に関連する諸団体との交流
- ⑤ 研究の奨励と研究業績の表彰
- ⑥ その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種別と資格)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- ① 正会員 ロングステイ観光に関する学問分野について学識経験を有する者、または関連分野で実務に従事するもので関心の高い者
- ② 賛助会員 本会の目的・事業に賛同する法人または、行政機関、公共団体、特定非営利法人並びに各種団体
- ③ 名誉会員 本会に対して特に功労のあった者またはロングステイ観光に関連する事業において功績が特に顕著な者で、総会の決議をもって推薦された者

(会費)

第6条 次の各号に掲げる会員は、それぞれ年会費として当該各号に掲げる額を、毎会計年度に納入しなければならない。

- ① 正会員 5,000 円

② 賛助会員 一口 50,000 円以上（複数口可）

③ 名誉会員 0 円

2 納入された会費は、返還しない。

（入会手続き）

第 7 条 正会員、賛助会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 名誉会員として推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となり、かつ、会費の納入を要しない。

3 会員の資格審査に関する必要な事項は、別に定める。

（会員の権利）

第 8 条 会員は、本会が発行する機関誌その他の刊行物の優先配付を受けるほか、本会が主催する事業に参加することができる。

（権利の停止）

第 9 条 会長は、会員が会費を 1 年以上滞納したときは、理事会の議決を経て前条に定める会員の権利を停止することができる。

（会員の資格の喪失）

第 10 条 会員は、次の各号に該当するとき、その資格を失う。

① 退会

② 禁治産または準禁治産の宣告

③ 死亡、失踪宣告または団体である会員の解散もしくは消滅

④ 除名

（退会）

第 11 条 会員で退会しようとする者は、退会届を提出しなければならない。

（除名）

第 12 条 会長は、会員が次の各号に該当するときは、理事会の議決を経てこれを除名することができる。

① 会費を 2 年以上滞納したとき

② 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき

第 4 章 役員

第 13 条 本会に、次の役員を置く。

① 会長 1 名

② 副会長 2 名以上 5 名以内

③ 理事 10 名以上 15 名以内（会長、副会長を含む）

④ 監事 2 名

⑤ 顧問団 理事会が必要と認めた場合、顧問団を設置する

(役員の選任)

第 14 条 理事および監事は、総会で正会員の中から選任する。

- 2 会長および副会長は、理事会が理事の中から選出し、総会の承認を経るものとする。
- 3 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第 15 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたとき、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、この会則に定めるところにより会務を執行する。
- 4 監事は、会計を監査し、その結果を翌会計年度に属する総会において報告する。

(役員の任期)

第 16 条 会長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 理事・監事役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠または補充により選任された役員の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、任期満了のときにおいても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 17 条 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為があったとき、または特別の事情のあるとき、または第 10 条に示す状態になった場合には、その任期中であっても理事会の議決を経て、会長がこれを解任することができる。

(幹事)

第 18 条 会務の処理について理事を補佐するため正会員の中から理事会が委託し幹事を置き人数は若干名とする。

(職員)

第 19 条 本会の事務を処理するため、書記等の職員を置くことができる。

- 2 職員は理事会が任免する。
- 3 職員は有給とする。

第 5 章 会議

(総会)

第 20 条 本会は、毎年一回総会を開催する。

- 2 総会は、正会員、賛助会員をもって構成する。
- 3 通常総会は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に会長が招集する。
- 4 会長は、理事会が必要と認めたとき、または正会員の 10 分の 1 以上からの請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。
- 5 通常総会・臨時総会は、適切な管理の下で、理事会が決定する電磁的方法により

開催・審議・議決を行うことができる。

- 6 次の事項は通常総会に提出して承認を得なければならない。
 - ① 事業報告および収支決算についての事項
 - ② 事業計画および収支予算についての事項
 - ③ 財産目録
 - ④ その他理事会において必要と認められた事項
- 7 総会は、会員の10分の3以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事について書面もしくは電磁的方法によってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 8 通常総会の議長は会長があたり、臨時総会の議長は、会議の都度会員の互選で決める。
- 9 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除いて、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときには議長の決するところとする。
- 10 総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知しなければならない。

(理事会)

- 第21条 理事会は、理事をもって構成し、この会則に定めるもののほか、会務の執行に関する重要な事項について決定する。理事会は、適切な管理の下で、電磁的方法により開催・審議・議決を行うことができる。
- 2 会長は、毎年2回以上理事会を招集しなければならない。
- 3 会長は、理事現在数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求のあった時は、直ちに臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会の議長は会長とする。
- 5 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面もしくは電磁的方法によって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 6 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除いて、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第6章

(委員会)

- 第22条 本会は、会務の運営および第5条各号に掲げる事業の遂行のために必要な委員会を設けることができる。
- 2 委員会に関して必要な事項は、別に定める。

第7章

(経費の支弁)

- 第23条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金およびその他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

- 第24条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算)

第 25 条 本会の予算は、理事会の議を経て総会において決する。

(決算)

第 26 条 本会の決算は、翌会計年度に属する総会において承認を得なければならない。

第 8 章

(会則の変更)

第 27 条 この会則を変更しようとするときは、理事会および総会において、出席者（委任状出席を含む）の各々4分の3以上の同意を得なければならない。

(解散)

第 28 条 本会を解散しようとするときは、理事会および総会において、出席者（委任状出席を含む）の4分の3以上の同意を得なければならない。

付則

- 1 この会則は、設立総会で可決後、2016 年 3 月 18 日から施行する。
- 2 設立発起人および設立総会前に設立準備委員会によって正会員または準会員もしくは会員として推薦された法人、その他の団体は、第 7 条第 1 項の規定に関わらず、本会の設立と同時に、それぞれ正会員また準会員、もしくは特別会員になるものとする。
- 3 本会の設立当初の役員等は、第 15 条第 1 項および第 2 項ならびに第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、別紙のとおりとする。
- 4 本会の設立当初の会計年度は、第 24 条の規定にかかわらず、会の設立の日から 2017 年 3 月 31 日までとする。
- 5 本会の設立に要した費用は、本会がこれを負担する。
- 6 前項の費用は、本会が 2015 年度予算に組み入れるものとする。
- 7 第 20 条、第 21 条に定める、総会・理事会の電磁的方法による開催・審議・議決方法について、2020 年 1 月 1 日から遡って適用する。

2015 年 9 月 5 日発起人会議策定

2016 年 3 月 18 日施行

2018 年 5 月 19 日一部改正

2022 年 1 月 8 日一部改正

ロングステイ観光論集 Vol.5, 6 合併号

編集	ロングステイ観光学会 事務局
デザイン	野口洋平
発行	ロングステイ観光学会 〒192-0395 東京都八王子市大塚 359 番地 帝京大学 経済学部 観光経営学科 金研究室 TEL : 042-678-3353 E-mail : society@asjlt.jp
印刷	立教プリンティングステーション
発行日	2022 年 3 月 31 日

